

福島県地域防災計画

地震・津波災害対策編

福島県防災会議
令和4年3月修正

＜＜地震・津波災害対策編 目次＞＞

第1章 総則	1
第1節 計画の目的及び方針	1
・第1 計画の目的	
・第2 計画の位置づけ	
・第3 計画の推進と修正	
1 福島県地震防災地域目標	
2 地震防災緊急事業五箇年計画	
3 計画の推進と修正	
・第4 計画の周知徹底	
1 防災教育及び訓練の実施	
2 防災広報の徹底	
・第5 市町村地域防災計画の作成又は修正	
第2節 災害対策の基本理念、基本方針及び活動目標	3
・第1 災害対策の基本理念	
・第2 基本方針	
1 地域自立型防災対策の推進	
2 広域連携による災害対応力の強化	
3 災害対策本部の応急対策活動能力の強化	
4 職員全体の対応能力の強化	
5 平常時のネットワークを通じた災害対応と防災の視点を加えたまちづくり	
6 男女双方の視点に配慮した防災対策	
7 県民運動の展開	
8 新型コロナウイルス感染症対策	
9 地震・津波被害想定調査結果の反映	
・第3 発災後の時間経過と活動目標	
第3節 福島県の概況と災害要因の変化	5
・第1 県土の自然的条件	
1 位置及び面積	
2 地勢	
3 地質・地形	
・第2 本県の社会的条件	
1 県土構造	
2 人口	
3 土地利用	
4 交通	
・第3 本県における社会的災害要因の変化	

第4節 福島県の地震災害と地震・津波想定調査 ----- 11

- ・ 第1 既往の地震災害と本県における地震発生特性
 - 1 直下の地震（内陸部の断層の破壊によって発生する地震）
 - 2 海溝型地震（プレート境界部を震源として発生する地震）
 - 3 東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波（東日本大地震）の発生
- ・ 第2 地震・津波被害の想定
 - 1 地震・津波被害想定調査の実施
 - 2 津波浸水想定区域図等調査の実施
 - 3 想定地震の設定
 - 4 定量被害想定結果の概要
 - 5 想定地震別の地震被害発生の特徴
- ・ 第3 想定調査成果及び過去の経験の活用
 - 1 県地域防災計画地震・津波災害対策編等震災対策立案への活用
 - 2 市町村における地震災害及び津波災害対策の検討
 - 3 東日本大震災の経験を踏まえた対策
 - 4 県民防災意識の向上

第5節 調査研究推進体制の充実 ----- 28

- ・ 第1 県による調査研究体制
 - 1 活断層調査の推進
 - 2 災害素因情報の蓄積と利用環境の整備
 - 3 防災情報システムの研究・整備
- ・ 第2 市町村による調査研究体制
 - 1 防災アセスメントの実施
 - 2 災害素因情報の蓄積と活用環境の整備
- ・ 第3 自主防災組織等地域における取組

第6節 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱 ----- 30

- ・ 第1 防災関係機関の実施責任
 - 1 県
 - 2 市町村
 - 3 指定地方行政機関
 - 4 指定公共機関及び指定地方公共機関
 - 5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者
- ・ 第2 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱
 - 1 県
 - 2 市町村
 - 3 指定地方公共機関
 - 4 自衛隊
 - 5 指定公共機関

- 6 指定地方公共機関
- 7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

第7節 住民等の責務 ----- 31

- ・第1 住民の責務
- ・第2 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資等の供給を業とする者の責務

第2章 災害予防計画 ----- 32

第1節 防災組織の整備・充実 ----- 34

- ・第1 県の防災組織
 - 1 福島県防災会議
 - 2 福島県災害対策本部
 - 3 福島県水防本部
 - 4 福島県石油コンビナート等防災本部
- ・第2 市町村の防災組織
 - 1 市町村防災会議
 - 2 市町村災害対策本部
 - 3 水防管理団体（市町村）
- ・第3 防災関係機関の防災組織
- ・第4 自主防災組織
 - 1 設置の目的
 - 2 組織編成
- ・第5 応援協力体制の整備
 - 1 県と市町村の相互協力
 - 2 他都道府県との相互応援
 - 3 福島県受援応援計画
 - 4 県内市町村間及び県外市町村との相互応援
 - 5 国への応援の要求
 - 6 県内防災関係機関の相互応援
 - 7 消防の相互応援
 - 8 指定行政機関、指定地方行政機関、他都道府県からの職員派遣要請に対応するための資料整備
 - 9 経費の負担
 - 10 民間協力計画
- ・第6 県と自衛隊との連携体制
- ・第7 その他の防災組織
- ・第8 公的機関等の業務継続性の確保
- ・第9 県の各部局における平常時からの業務
 - 1 危機管理監の職務
 - 2 各所属における平常時からの業務分担（各所属共通）

- 3 各所属における平常時からの業務分担（各所属特定）

第2節 防災情報通信網の整備 ----- 36

- ・ 第1 防災情報通信網の整備（危機管理総室）
 - 1 福島県総合情報通信ネットワークの概要
 - 2 局数
 - 3 各機関の機能
 - 4 防災事務連絡システム
 - 5 職員参集システム
 - 6 代行統制局の設置
- ・ 第2 市町村防災行政無線の整備
- ・ 第3 その他通信網の整備・活用
 - 1 非常通信体制の充実強化
 - 2 その他通信連絡網の整備・活用
- ・ 第4 通信手段の周知
 - 1 県と関係機関間の連絡体制の周知
 - 2 住民への連絡体制の周知

第3節 地震観測計画 ----- 37

- ・ 第1 地震観測網
- ・ 第2 福島県震度情報ネットワークシステムの概要
- ・ 第3 震度情報ネットワークシステムの概要図

第4節 都市の防災対策 ----- 39

- ・ 第1 建築物防災対策
 - 1 福島県耐震改修促進計画
 - 2 建築物の耐震性強化
 - 3 被災建築物の応急危険度の判定制度の創設と充実
 - 4 窓ガラス等の落下物防止対策
 - 5 ブロック塀の倒壊防止対策
 - 6 建築物不燃化の促進
- ・ 第2 防災上重要な建築物の耐震性確保等
 - 1 県有施設の耐震性確保
 - 2 市町村及び公共的施設管理者による施設の耐震化
- ・ 第3 防災空間の確保
 - 1 緑地保全地区の指定
 - 2 都市公園等の整備
 - 3 都市計画道路の整備
 - 4 都市空間の利用
 - 5 オープンスペースの確保
- ・ 第4 市街地の開発等

1	市街地再開発の推進（県土木部都市総室）	
2	住環境整備事業の推進	
3	土地区間整理事業の推進	
第5節	上水道、下水道及び工業用水道施設災害予防対策	45
・第1	上水道施設予防対策	
1	水道施設等の整備	
2	応急復旧用資機材の確保	
3	相互応援	
・第2	下水道施設予防対策	
1	下水道施設の整備	
2	応急復旧用資機材の確保等	
3	要員の確保	
4	福島県下水道防災連絡会議	
・第3	工業用水道施設予防対策	
1	工業用水道施設等の整備	
2	復旧資材の確保	
第6節	電力、ガス施設災害予防対策	47
・第1	電力施設災害予防対策	
1	防災体制の確立	
2	事業計画	
・第2-1	ガス施設（都市ガス）災害予防対策	
1	防災体制の確立	
2	事業計画	
・第2-2	ガス施設（簡易ガス）災害予防対策	
1	防災体制の確立	
2	事業計画	
・第2-3	ガス施設（LPガス）災害予防対策	
1	防災体制の確立	
2	事業計画	
第7節	鉄道施設災害予防対策	52
・第1	東日本旅客鉄道（株）施設災害予防対策	
1	防災体制の確立	
2	事業計画	
・第2	その他民有鉄道事業者の災害予防対策	
第8節	電気通信施設等災害予防対策	54
・第1	施設の現況	
1	建造物・設備等の現況	

- 2 災害対策用機器
- ・第2 実施計画
 - 1 施設・設備等の確保施策
 - 2 防災訓練
 - 3 防災関係機関との相互協力、連携強化

第9節 道路及び橋りょう等災害予防対策 ----- 56

- ・第1 県管理の道路及び橋りょう災害予防計画（県道路総室）
 - 1 現況
 - 2 計画目的
 - 3 実施計画
- ・第2 直轄管理の国道及び橋りょう災害予防計画（東北地方整備局）
 - 1 現況
 - 2 計画目的
 - 3 実施計画
- ・第3 高速自動車道及び橋りょう災害予防計画
 - 1 現況
 - 2 計画目的
 - 3 実施計画
- ・第4 農道・林道及び橋りょう災害予防計画（県農村整備総室、森林林業総室）
 - 1 現況
 - 2 計画目的
 - 3 実施計画
- ・第5 道路付帯施設災害予防計画（県警本部）
 - 1 現況
 - 2 計画目的
 - 3 実施計画
- ・第6 電線共同溝の整備（各道路管理者）
 - 1 現況
 - 2 計画目的

第10節 河川・海岸等災害予防対策 ----- 61

- ・第1 河川管理災害予防対策
 - 1 現況
 - 2 計画（河川港湾総室）
- ・第2 港湾・漁港施設災害予防対策
 - 1 現況
 - 2 計画（河川港湾総室）
- ・第3 海岸保全施設災害予防対策
 - 1 現況
 - 2 計画（河川港湾総室、生産流通総室）

- ・第4 ダム施設等災害対策
 - 1 現況
 - 2 計画（河川港湾総室、生産流通総室、東北地方整備局等）
- ・第5 ため池施設災害対策
 - 1 現況
 - 2 計画（農村整備総室）

第11節 地盤災害等予防対策 ----- 64

- ・第1 土石流災害予防対策
 - 1 現況
 - 2 計画
- ・第2 地すべり災害予防対策
 - 1 現況
 - 2 計画
- ・第3 急傾斜地災害予防対策
 - 1 現況
 - 2 計画
- ・第4 造成地の災害予防対策
 - 1 現況
 - 2 造成地における基準等（都市総室）
- ・第5 液状化災害予防対策
- ・第6 二次災害予防対策

第12節 火災予防対策 ----- 67

- ・第1 出火防止対策
 - 1 防火防災意識の高揚啓発
 - 2 住宅防火対策の推進
 - 3 防火管理者制度の効果的運用
 - 4 予防査察指導の強化
- ・第2 初期消火体制の整備
 - 1 消火器等の普及
 - 2 自主防災組織の初期消火体制
- ・第3 火災拡大要因の除去計画
 - 1 道路等の整備
 - 2 建築物の防火対策
 - 3 薬品類取扱施設対策
- ・第4 消防力の強化及び広域的な応援体制の整備
 - 1 消防力の強化
 - 2 広域的な応援体制の整備
 - 3 緊急消防援助隊等の派遣要請及び受入体制
- ・第5 消防水利の整備

・第6 救助体制の整備

第13節 積雪・寒冷対策 ----- 69

- ・第1 積雪・寒冷対策の推進
- ・第2 交通の確保
 - 1 道路交通の確保
 - 2 航空輸送の確保
- ・第3 雪に強いまちづくりの推進
 - 1 家屋崩壊の防止
 - 2 積雪期における避難路・避難場所の確保
 - 3 雪崩危険箇所の対策
- ・第4 寒冷対策の推進
 - 1 避難所対策
 - 2 被災者及び避難者対策
- ・第5 スキー客等に対する対策

第14節 緊急輸送路等の指定 ----- 71

- ・第1 緊急輸送路等の指定
 - 1 緊急輸送路
 - 2 緊急支援物資等受入れ港
 - 3 緊急支援物資等受入れ空港
 - 4 ヘリコプター臨時離着陸場
 - 5 広域陸場輸送拠点
 - 6 市町村緊急輸送路等の指定
 - 7 緊急輸送路等の耐震化
- ・第2 緊急輸送路等の整備

第15節 避難対策 ----- 72

- ・第1 避難計画の策定
 - 1 避難指示等を発令する基準
 - 2 避難指示等の伝達方法
 - 3 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口及び責任者
 - 4 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法
 - 5 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - 6 指定避難所の管理に関する事項
 - 7 指定避難所の整備に関する事項
 - 8 高齢者、障がい者等の要配慮者に対する救援措置に関する事項
 - 9 避難の心得、その他防災知識の普及啓発に関する事項
- ・第2 指定緊急避難場所の指定等
 - 1 指定緊急避難場所の指定
 - 2 管理者の同意

- 3 知事への通知等
- 4 管理者の届出義務
- 5 指定の取消
- ・第3 指定避難所の指定等
 - 1 指定避難所の指定
 - 2 管理者の同意
 - 3 知事への通知等
 - 4 管理者の届出義務
 - 5 指定の取消
 - 6 指定した避難所の運営管理
- ・第4 指定緊急避難場所等を指定する場合の留意点
 - 1 指定緊急避難場所と指定避難所の関係
 - 2 地域との事前協議
 - 3 学校を指定する場合の措置
 - 4 県有施設の利用
 - 5 その他の施設の利用
- ・第5 避難路の選定等
- ・第6 避難場所等の居住者等に対する周知
- ・第7 学校、病院等施設における避難計画
 - 1 学校等の避難計画
 - 2 社会福祉施設等における避難計画
 - 3 病院における避難計画
 - 4 その他の防災上重要な施設の避難計画
 - 5 広域避難計画
- ・第8 男女共同参画の視点に基づく避難所運営の推進

第16節 医療（助産）救護・防疫体制の整備 ----- 75

- ・第1 医療（助産）救護体制の整備
 - 1 医療（助産）救護活動体制の確立
 - 2 災害派遣医療チーム（DMAT）活動体制の確立
 - 3 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の整備
 - 4 災害時医療品等備蓄供給体制の確立
 - 5 血液確保体制の確立
 - 6 後方医療体制の整備
 - 7 災害時医療情報連絡体制の整備
 - 8 トリアージ・タグの整備
 - 9 傷病者等搬送体制の整備
 - 10 医療関係者に対する訓練等の実施
- ・第2 防疫対策
 - 1 防疫体制の確立
 - 2 防疫用薬剤等の備蓄

3	感染症患者に対する医療体制の確立	
・第3	応援医療体制の整備	
1	広域的医療協力体制の確立	
2	応援要請のための情報連絡体制の整備	
第17節	食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備	77
・第1	食料、生活物資等の調達及び確保	
1	食料	
2	生活物資	
3	燃料	
4	県による物資供給体制	
・第2	飲料水の確保	
1	応急飲料水の確保	
2	資機材等の整備	
・第3	物資等輸送力の把握	
1	一般物資輸送力の把握	
2	燃料輸送力の把握	
・第4	防災資機材等の整備	
1	防災資機材の整備	
2	備蓄倉庫等の整備	
・第5	防災資機材等の整備	
1	災害廃棄物処理計画の策定	
2	広域処理体制の確立や民間連携の促進	
・第6	罹災証明書発行体制の整備	
第18節	航空消防防災体制の整備	79
・第1	消防防災ヘリコプターの活動目的及び活動拠点	
1	活用の目的と範囲	
2	消防防災ヘリコプター基地の整備	
3	消防防災ヘリコプターの運航体制	
・第2	場外離着陸場（臨時ヘリポート等）の確保	
1	場外離着陸場（臨時ヘリポート等）の確保	
2	訓練地の確保	
・第3	福島県ヘリコプター等運用調整連絡会議	
・第4	広域航空消防防災応援体制の確立	
1	消防防災ヘリコプター応援協定	
2	隣接県等とのヘリコプター相互応援	
第19節	防災教育	81
・第1	一般県民に対する防災教育	
1	防災知識の普及啓発	
・第2	防災上重要な施設における防災教育	

- 1 病院及び社会福祉施設等における防災教育
- 2 ホテル及び旅館等における防災教育
- 3 その他不特定多数の人々が集まる施設における防災教育
- ・第3 防災対策に携わる全ての職員に対する教育・研修・訓練
- ・第4 学校教育における防災教育（文書管財総室、義務教育課・高校教育課・特別支援教育課、市町村教育委員会）
 - 1 趣旨
 - 2 学校行事における防災教育
 - 3 教科等における防災教育
 - 4 教職員に対する防災教育
- ・第5 消防学校の防災教育
 - 1 目的
 - 2 整備の基本方針
- ・第6 災害教訓の伝承
 - 1 災害教訓の収集、公開
 - 2 災害教訓の伝承の取組

第20節 防災訓練 ----- 83

- ・第1 総合防災訓練
 - 1 概要
 - 2 訓練項目
- ・第2 個別訓練
 - 1 概要
 - 2 個別訓練の種類
- ・第3 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練
 - 1 概要
 - 2 事業所（防火管理者）における訓練
 - 3 自主防災組織等における訓練
 - 4 一般県民の訓練
- ・第4 訓練の評価と地域防災計画への反映

第21節 自主防災組織の整備 ----- 85

- ・第1 自主防災組織の育成指導
- ・第2 自主防災組織の編成基準
- ・第3 自主防災組織の活動
 - 1 自主防災計画の策定
 - 2 日常の自主防災活動
- ・第4 企業防災の促進
- ・第5 地区防災計画の作成

第22節 要配慮者対策 ----- 86

- ・第1 市町村地域防災計画、避難行動要支援者名簿に係る作成・活用方針等、条例において定める全般的事項
 - 1 市町村地域防災計画において定める事項
 - 2 避難行動要支援者名簿に係る作成・活用方針等において定める事項の例
 - 3 条例の定めを検討すべき事項
- ・第2 避難行動要支援者名簿の作成、利用及び提供
 - 1 避難行動要支援者名簿の作成
 - 2 要配慮者の情報利用等
 - 3 名簿情報の提供
 - 4 名簿情報の提供における配慮
 - 5 秘密保持義務
- ・第3 個別避難計画の策定
- ・第4 社会全体で避難行動要支援者を支援する体制の構築
- ・第5 社会福祉施設等における対策
 - 1 施設等の整備
 - 2 組織体制の整備
 - 3 緊急連絡体制の整備
 - 4 防災教育・防災訓練の充実
- ・第6 在宅者に対する対策
 - 1 情報伝達体制の整備
 - 2 防災知識の普及・啓発
 - 3 支援体制及び避難用器具等の整備
- ・第7 病院入院患者等対策
- ・第8 外国人に対する防災対策
- ・第9 避難所への移送
- ・第10 避難所における要配慮者支援
 - 1 避難所における物理的障壁の除去（ユニバーサルデザイン化）
 - 2 福祉避難所の指定
 - 3 災害派遣福祉チームの派遣体制の整備

第23節 ボランティアとの連携 ----- 88

- ・第1 ボランティア活動の意義
- ・第2 ボランティア団体等の把握、登録等
- ・第3 ボランティアの連携体制の整備
 - 1 県、市町村からの情報共有
 - 2 コーディネート体制の整備
 - 3 ボランティア活動保険
 - 4 ボランティアの連携体制の構築
- ・第4 ボランティアの種類

第24節 危険物施設等災害予防対策 ----- 89

- ・ 第 1 危険物施設災害予防対策
 - 1 防災体制の確立
 - 2 事業計画
 - 3 安全対策の強化
- ・ 第 2 火薬類施設災害予防対策
 - 1 防災体制の確立
 - 2 事業計画
- ・ 第 3 高圧ガス施設災害予防対策
 - 1 防災体制の確立
 - 2 事業計画
- ・ 第 4 毒物・劇物施設災害予防対策
 - 1 防災体制の確立
 - 2 事業計画

第25節 災害救助基金の積立及び運用 ----- 90

- ・ 第 1 災害救助基金の概要
- ・ 第 2 災害救助基金の運用

第26節 災害時相互応援協定の締結 ----- 91

- ・ 第 1 自治体間の相互応援協力
 - 1 都道府県間、知事会の枠組み
 - 2 市町村間の枠組み
- ・ 第 2 民間事業者・団体との災害時応援協定
 - 1 食料、生活必需品等の供給
 - 2 物流、物資配送等の災害対応業務
 - 3 徒歩帰宅者への支援
 - 4 市町村と民間事業者等との協定締結
- ・ 第 3 応援協定の公表
- ・ 第 4 連絡体制の整備

第3章 災害応急対策計画 ----- 92

第1節 応急活動体制 ----- 95

- ・ 第1 災害応急対策の時系列行動計画
 - 1 時系列行動計画作成の意義
 - 2 時系列行動計画
- ・ 第2 県の活動体制（県災害対策本部）
 - 1 県災害対策本部の設置
 - 2 災害対策地方本部の設置
 - 3 地方地震対策本部の設置
 - 4 東京支部の設置
 - 5 現地災害対策本部の設置
 - 6 国の現地対策本部との連絡調整
 - 7 複合災害発生時の体制
 - 8 県災害対策本部組織
 - 9 本部設置の場所
 - 10 記録と文書管理の徹底
 - 11 福島県特別警戒本部
- ・ 第3 市町村の活動体制
 - 1 組織及び配備体制
 - 2 災害救助法が適用された場合の体制
- ・ 第4 指定地方行政機関等の活動体制
 - 1 組織等の整備
 - 2 職員の派遣
- ・ 第5 防災連絡員の設置
- ・ 第6 部隊間の調整

第2節 職員の動員配備 ----- 98

- ・ 第1 配備基準
- ・ 第2 職員の配備体制
- ・ 第3 配備人員
- ・ 第4 動員伝達方法
- ・ 第5 非常参集等
- ・ 第6 職員配備状況の報告と安否確認の実施

第3節 地震災害情報の収集伝達 ----- 100

- ・ 第1 地震情報等の受理伝達
 - 1 気象庁の地震情報
 - 2 地震情報で用いる震度の地域名称と震央地名
 - 3 福島県震度情報ネットワークシステムの情報
- ・ 第2 被害状況等の収集、報告
 - 1 被害調査
 - 2 被害状況等の報告方法

- 3 現地の状況確認
- 4 被害区分別報告系統
- 5 報告の種類等

第4節 通信の確保 ----- 105

- ・第1 通信手段の確保
 - 1 災害時の通信連絡
 - 2 通信の統制
 - 3 各種通信施設の利用
 - 4 災害対策地方本部及び現地災害対策本部が設置された場合の措置
- ・第2 県総合情報通信ネットワークの運用
 - 1 災害時の通信連絡
 - 2 県総合情報通信ネットワークの運用
- ・第3 市町村における通信の運用
- ・第4 東日本電信電話（株）福島支店の措置
 - 1 加入電話輻輳路の緊急通話の確保
 - 2 東日本電信電話(株)の無線の運用

第5節 相互応援協力 ----- 106

- ・第1 県と市町村の相互協力
 - 1 県と市町村の相互協力
 - 2 災害対策基本法に基づく知事の指示等
 - 3 市町村への情報連絡員（県リエゾン）の派遣体制整備
- ・第2 国に対する応援要請
 - 1 知事の応援職員派遣要請
 - 2 市町村長の応援職員派遣要請
 - 3 職員応援派遣要請手続き
 - 4 応急措置及び災害応急対策の実施要請
- ・第3 緊急消防援助隊の派遣要請
 - 1 市町村長等の応援要請
 - 2 知事の応援要請
- ・第4 他都道府県に対する応援要請
 - 1 知事の応援要請
- ・第5 県と防災関係機関との事前協議
 - 1 日本赤十字社福島県支部との委託契約
 - 2 日本放送協会、民間放送局各社及び新聞社との協定
 - 3 防災関係機関会議の開催
- ・第6 民間事業者との災害時応援協定
 - 1 県における協定
 - 2 市町村における協定
- ・第7 市町村と公共的団体等との協力
- ・第8 他の都道府県への応援

- 1 応援体制
 - 2 北海道・東北地域への応援
 - 3 2以外の地域への応援
- ・第9 受援体制の構築
 - 1 県における受援体制
 - 2 市町村における受援体制

第6節 災害広報 ----- 108

- ・第1 県の広報活動
 - 1 報道機関、国機関等との連携体制の強化
 - 2 広報内容
 - 3 広報の方法
- ・第2 市町村等の広報活動
 - 1 広報する内容
 - 2 市町村間の協力による広報
- ・第3 防災関係機関

第7節 消火活動 ----- 109

- ・第1 消防本部による消防活動
 - 1 災害情報収集活動優先の原則
 - 2 避難場所及び避難路確保優先の原則
 - 3 重要地域優先の原則
 - 4 消火可能地域優先の原則
 - 5 市街地火災消防活動優先の原則
 - 6 重要対象物優先の原則
 - 7 火災現場活動の原則
- ・第2 消防団による活動
 - 1 情報収集活動
 - 2 出火防止
 - 3 消火活動
 - 4 救助活動
 - 5 避難誘導
- ・第3 県内隣接協定及び統一応援協定による応援
- ・第4 他都道府県への応援要請
 - 1 応援要請の手続き
 - 2 隣接協定による要請
 - 3 消防庁長官への派遣要請
 - 4 広域航空消防応援

第8節 救助・救急 ----- 112

- ・第1 自主防災組織、事業所等による救助活動
- ・第2 市町村（消防機関を含む）による救助活動

- ・第3 県の業務
- ・第4 消防本部による救助・救急活動
 - 1 救助・救急活動
 - 2 救助・救急における出動
 - 3 救助・救急体制の整備
- ・第5 広域的な応援

第9節 自衛隊災害派遣 ----- 113

- ・第1 災害派遣要請基準及び災害派遣要請の範囲
 - 1 災害派遣要請基準
 - 2 災害派遣要請の範囲
- ・第2 災害派遣要請
 - 1 災害派遣要請者
 - 2 災害派遣要請要領
 - 3 自衛隊の災害派遣隊区及び担当窓口
- ・第3 市町村長の災害派遣要請の要求
 - 1 災害派遣要請の要求
 - 2 災害派遣要請の要求要領
- ・第4 防災関係機関の災害派遣要請の依頼
 - 1 災害派遣要請の依頼
 - 2 災害派遣要請の依頼要領
- ・第5 部隊の自主派遣
 - 1 初動における情報収集
 - 2 災害派遣の自主派遣
- ・第6 自衛隊との連絡
 - 1 情報の交換
 - 2 連絡班の派遣依頼
 - 3 連絡班の自主派遣
- ・第7 災害派遣部隊の受入体制
 - 1 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除
 - 2 作業計画及び資材等の準備
 - 3 市町村における自衛隊との連絡体制の確立
 - 4 派遣部隊の受入れ
- ・第8 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限
- ・第9 派遣部隊の撤収
- ・第10 経費の負担区分
 - 1 県、市町村の負担
 - 2 部隊の負担

第10節 避難 ----- 115

- ・第1 避難指示の発令
 - 1 避難の実施機関

- 2 避難のための指示の内容
- 3 避難措置の周知等
- 4 避難指示の解除
- ・第2 警告区域の設定
 - 1 警戒区域の設定権者
 - 2 指定行政機関等による助言
 - 3 警戒区域設定の時期及び内容
 - 4 警戒区域設定の周知
- ・第3 避難の誘導
 - 1 実施機関
 - 2 避難指示の伝達
 - 3 避難誘導の方法
 - 4 避難順位及び携行品の制限
 - 5 避難経路の情報集約と避難者への提供
 - 6 避難道路の通行確保
 - 7 県の業務
- ・第4 避難行動要支援者対策
 - 1 情報伝達体制
 - 2 避難及び避難誘導
- ・第5 広域的な避難対策
 - 1 県内市町村間の避難調整
 - 2 県外避難の調整
 - 3 病院、社会福祉施設等の広域避難
- ・第6 安否情報の提供等
 - 1 照会による安否情報の提供
 - 2 被害者の同意又は公益上必要が必要と認める場合

第11節 避難所の設置・運営 ----- 117

- ・第1 避難所の設置
 - 1 実施機関
 - 2 市町村長の措置
 - 3 県の措置
- ・第2 避難所の運営
 - 1 避難所運営の主体
 - 2 住民の避難先の情報把握
 - 3 避難所での生活の長期化が見込まれる場合の対策
 - 4 男女共同参画の視点に基づく避難所運営
 - 5 要配慮者対策
 - 6 指定避難所以外の被災者への支援

第12節 医療（助産）救護 ----- 118

- ・第1 医療機関の被害状況等の収集、把握

- ・第2 医療（助産）救護活動
 - 1 県（健康衛生班）
 - 2 市町村
 - 3 その他の機関
- ・第3 傷病者等の搬送
 - 1 傷病者搬送の手順
 - 2 医療スタッフ等の搬送
- ・第4 医療品等の確保
 - 1 県（健康衛生班）
 - 2 市町村
- ・第5 血液製剤の確保
- ・第6 人工透析の供給確保
- ・第7 広域的救護活動の調整

第13節 道路の確保（道路障害物除去等）----- 120

- ・第1 優先開通道路の選定
 - 1 優先開通道路の選定基準
- ・第2 資機材の確保
 - 1 県（道路班）
 - 2 市町村
 - 3 国土交通省東北地方整備局
 - 4 東日本高速道路(株)
- ・第3 道路開通作業の実施
 - 1 県（道路班）
 - 2 市町村
 - 3 国土交通省東北地方整備局
 - 4 東日本高速道路(株)

第14節 緊急輸送対策 ----- 122

- ・第1 緊急輸送の範囲
 - 1 災害救助法による救助実施の場合の輸送の範囲
 - 2 緊急輸送活動の対象
 - 3 輸送に当たっての配慮事項
- ・第2 緊急輸送路等の確保
 - 1 緊急輸送路の確保
 - 2 陸上輸送拠点の確保
 - 3 緊急支援物資等受入れ港の確保
 - 4 緊急支援物資等受入れ空港の確保
 - 5 ヘリコプター臨時離着陸場の確保
- ・第3 輸送手段の確保
 - 1 県の確保体制
 - 2 市町村の確保体制

3	防災関係機関の確保体制	
・第4	緊急輸送路の情報の集約と提供	
第15節	災害警備活動及び交通規制措置	124
・第1	災害警備活動	
1	災害警備体制	
2	災害警備活動	
・第2	交通規制措置	
1	被害状況の把握	
2	被害地域への流入抑制と交通規制の実施	
3	交通規制時の車両の運転者の義務	
4	公安委員会、警察官、自衛隊及び消防吏員による措置命令等	
・第3	海上警備活動等	
第16節	防疫及び保健衛生	125
・第1	防疫活動	
1	県の業務	
2	市町村の業務	
・第2	食品衛生監視	
1	食品衛生監視班の編成及び派遣	
2	食品衛生監視班の編成及び指揮	
3	食品衛生監視活動内容	
・第3	栄養指導	
1	栄養指導班の編成及び派遣	
2	栄養指導活動内容	
・第4	保健指導	
・第5	精神保健活動	
1	精神科医療体制の確保	
2	被災者のメンタルヘルスケア	
3	精神科入院病床及び搬送体制の確保	
・第6	防疫及び保健衛生機材の備蓄及び調達	
1	県（健康衛生総室）	
2	市町村	
・第7	動物（ペット）救護対策	
1	県（健康衛生総室）	
2	市町村の業務	
第17節	廃棄物処理対策	127
・第1	災害廃棄物処理	
1	排出量の推計	
2	収集体制の確保	
3	処理対策	

- ・ 第2 し尿処理
 - 1 し尿排出量の推計
 - 2 収集体制の確保
 - 3 処理対策
- ・ 第3 がれき処理
 - 1 がれき発生量の推計
 - 2 処理体制の確保
 - 3 処理対策
- ・ 第4 廃棄物処理施設の確保及び復旧
 - 1 事前対策
 - 2 復旧対策
- ・ 第5 応援体制の確保

第18節 救援対策 ----- 129

- ・ 第1 給水救援対策
 - 1 飲料水供給の概要
 - 2 飲料水の応急給水活動
 - 3 生活用水の確保
- ・ 第2 食料救援対策
 - 1 対応の概要
 - 2 調達及び供給
 - 3 協定に基づく応急物資の調達
- ・ 第3 生活必需物資等救援対策
 - 1 供給方針
 - 2 生活必需物資等の範囲
 - 3 生活必需物資等の調達及び供給
 - 4 避難者への給与
- ・ 第4 燃料等の調達・供給対策
- ・ 第5 支援物資等の支援体制
- ・ 第6 義援物資及び義援金の受入れ
 - 1 義援物資の受け入れ
 - 2 義援金の受け入れ

第19節 被災地の応急対策 ----- 131

- ・ 第1 被災住宅に対する応急措置及び応急復旧の指導・相談
- ・ 第2 障害物の除去
 - 1 住宅関係障害物の除去
 - 2 河川における障害物の除去
 - 3 港湾・漁港の航路等における障害物の除去
 - 4 除去した障害物の集積
 - 5 関係機関との連携
- ・ 第3 災害相談対策

- 1 臨時災害相談所の開設
- 2 臨時災害相談所の規模等
- 3 相談業務の内容
- ・第4 応急金融対策
 - 1 日本銀行福島支店の措置

第20節 応急仮設住宅の供与 ----- 132

- ・第1 建設型応急仮設住宅の建設
 - 1 実施機関等
 - 2 災害救助法による応急仮設住宅の建設
 - 3 応急仮設住宅の運営管理
- ・第2 賃貸型応急仮設住宅等の提供
 - 1 賃貸型応急仮設住宅の提供
 - 2 公営住宅等のあっせん
- ・第3 住宅の応急修理
 - 1 実施機関等
 - 2 実施方法等

第21節 死者の捜索、遺体の処理等 ----- 133

- ・第1 全般的な事項
 - 1 衛生及び社会心理面への配慮
 - 2 県内医師会及び歯科医師会との協力体制の整備
 - 3 広域的な遺体処理体制の整備
- ・第2 遺体の捜索
 - 1 捜索活動
 - 2 災害救助法適用の場合の捜索活動
 - 3 市町村以外の機関の対応
- ・第3 遺体の収容
 - 1 遺体の搬送
 - 2 遺体収容所の設営及び遺体の収容
 - 3 災害救助法を適用した場合の遺体の処理
 - 4 警察本部及び福島海上保安部の対応
- ・第4 遺体の火葬・埋葬
 - 1 遺体の火葬実施基準
 - 2 災害救助法を適用した場合の遺体の火葬・埋葬

第22節 生活関連施設の応急対策 ----- 134

- ・第1 上水道施設等応急復旧対策
 - 1 被害状況調査及び復旧計画の策定
 - 2 応急復旧のための支援要請
 - 3 的確な情報伝達・広報活動
- ・第2 下水道施設等応急対策

- 1 要員の確保
 - 2 応急対策用資機材の確保
 - 3 復旧計画の策定
 - 4 広報
- ・ **第3 電力施設等応急対策**
 - 1 災害対策組織の設置
 - 2 人員の確保
 - 3 応急復旧用資機材の確保等
 - 4 災害時における広報
 - 5 被害状況の把握（情報収集）
 - 6 災害時における危険予防措置
 - 7 復旧計画等
 - 8 県の措置
 - ・ **第4-1 ガス施設（都市ガス）応急対策**
 - 1 災害対策本部
 - 2 人員の確保
 - 3 災害時における広報活動
 - 4 被害状況の把握（情報収集）
 - 5 災害時における緊急措置
 - 6 復旧作業等
 - ・ **第4-2 ガス施設（簡易ガス）応急対策**
 - 1 災害対策本部
 - 2 人員の確保
 - 3 災害時における広報活動
 - 4 被害状況の把握（情報収集）
 - 5 災害時における緊急措置
 - 6 復旧計画等
 - ・ **第4-3 ガス施設（LPガス）応急対策**
 - 1 出動体制
 - 2 （一社）福島県LPガス協会による災害対策本部の設置及び人員の確保
 - 3 災害時における広報活動
 - 4 被害状況の把握（情報収集）
 - 5 復旧計画等
 - ・ **第5-1 鉄道施設（東日本旅客鉄道（株））応急対策**
 - 1 災害応急体制の確立
 - 2 乗客の救援、救護
 - ・ **第5-2 鉄道施設（その他の私有鉄道事業者）応急対策**
 - ・ **第6 電気通信施設等応急対策**
 - 1 電話（通信）の確保
 - 2 災害時の応急措置
 - ・ **第7 放送施設等応急対策**
 - 1 基本方針

- 2 応急対策
- ・第8 工業用水道施設等応急対策
 - 1 的確な情報伝達・広報活動
 - 2 要員の確保
 - 3 応急復旧用資機材の備蓄品の活用と確保
 - 4 復旧計画の策定
 - 5 東北地域における工業用水道災害時等の相互応援に関する協定

第23節 道路、河川管理施設等及び公共建築物等の応急対策 ----- 139

- ・第1 道路の応急対策
 - 1 県管理道路の応急対策計画（道路班）
 - 2 直轄管理の国道の応急対策計画（東北地方整備局）
 - 3 東北自動車道、磐越自動車道及び常磐自動車道の応急対策計画（東日本高速道路(株)）
 - 4 主要農道、主要林道応急対策計画（農村整備班、森林林業班）
 - 5 交通安全施設応急対策計画（警察本部）
- ・第2 河川管理施設等の応急対策
 - 1 河川管理施設及び海岸保全施設応急対策
 - 2 港湾、漁湾施設応急対策
 - 3 ダム施設応急対策
 - 4 砂防施設等応急対策
 - 5 ため池施設応急対策
- ・第3 公共建築物等の応急対策
 - 1 基本方針
 - 2 応急対策
 - 3 県庁舎等の応急修理

第24節 文教対策 ----- 145

- ・第1 児童生徒等保護対策
 - 1 学校の対応
 - 2 教職員の対応、指導基準
- ・第2 応急教育対策
 - 1 応急教育の実施
 - 2 被害状況の把握及び報告
 - 3 児童・生徒・教職員の心身の健康に関する実態把握及び対応
 - 4 教育施設の確保
 - 5 教員の確保
 - 6 学用品の確保のための調査
 - 7 避難所として使用される場合の措置
 - 8 児童及び生徒のメンタルヘルス対策
 - 9 入学等の免除
 - 10 私立学校
- ・第3 文化財の応急対策

第25節 要配慮者対策 ----- 146

- ・ 第1 要配慮者に係る対策
- ・ 第2 社会福祉施設等に係る対策
- ・ 第3 障がい者及び高齢者に係る対策
- ・ 第4 児童に係る対策
 - 1 要保護児童の把握
 - 2 児童のメンタルヘルスケアの確保
 - 3 児童の保護等のための情報伝達
- ・ 第5 外国人に係る対策
 - 1 避難誘導
 - 2 安否確認
 - 3 情報提供
 - 4 相談窓口の開設

第26節 ボランティアとの連携 ----- 147

- ・ 第1 ボランティア団体等の受入れ
 - 1 ボランティアの受入れ
 - 2 情報提供
 - 3 活動拠点の提供
- ・ 第2 ボランティア団体等の活動
- ・ 第3 ボランティア活動保険の加入促進

第27節 危険物施設等災害応急対策 ----- 148

- ・ 第1 危険物施設応急対策
 - 1 出動体制
 - 2 人員の確保
 - 3 被害状況の把握（情報収集）
 - 4 災害時における緊急措置
 - 5 県（災害対策本部各班）、市町村その他防災関係機関の対応
- ・ 第2 火薬類施設応急対策
 - 1 出動体制
 - 2 人員の確保
 - 3 被害状況の把握（情報収集）
 - 4 災害時における緊急措置
- ・ 第3 高圧ガス施設応急対策
 - 1 出動体制
 - 2 人員の確保
 - 3 被害状況の把握（情報収集）
 - 4 災害時における緊急措置
- ・ 第4 毒物劇物施設応急対策
 - 1 出動体制

- 2 人員の確保
- 3 被害状況の把握（情報収集）
- 4 災害時における緊急措置

第28節 災害救助法の適用等 ----- 150

- ・ **第1 災害救助法の適用**
 - 1 災害救助法の概要
 - 2 災害救助法適用における留意点
- ・ **第2 災害救助法の適用基準**
 - 1 適用基準
 - 2 住家滅失世帯の算定等
 - 3 大規模な災害における速やかな適用
 - 4 災害が発生するおそれ段階の適用〔法第2条第2項〕
- ・ **第3 災害救助法の適用手続き**
 - 1 市町村
 - 2 県
 - 3 救助の実施状況の記録及び情報提供
 - 4 特別基準の申請
- ・ **第4 災害救助法による救助の種類等**
 - 1 救助の種類
 - 2 救助費の繰替支弁
 - 3 迅速な救助の実施
- ・ **第5 災害対策基本法に基づく従事命令等**
 - 1 従事命令等の発動
 - 2 公用令書の交付
 - 3 損害補償等

第29節 被災者生活再建支援法に基づく支援等 ----- 152

- ・ **第1 被災者生活再建支援法の適用**
 - 1 支援法の対象となる自然災害
 - 2 支援法の対象となる世帯
 - 3 支援法の適用手続き
 - 4 支援金支給の基準
 - 5 支給申請書等の提出
- ・ **第2 罹災証明書の交付**
- ・ **第3 被災者台帳の作成**
 - 1 被災者台帳に記載する内容
 - 2 台帳情報の利用及び提供

第30節 ヘリコプター等による災害応急対応 ----- 153

- ・ **第1 消防防災ヘリコプターの運航方針**
- ・ **第2 消防防災ヘリコプターによる活動**

- ・第3 運航管理体制
- ・第4 市町村等の受け入れ体制の整備
- ・第5 県災害対策本部総括班による調整
- ・第8 各防災関係機関ヘリコプター等の活動内容
- ・第9 広域応援要請

第4章 災害復旧計画 ----- 154

第1節 施設の復旧対策 ----- 154

- ・第1 災害復旧事業計画の作成
 - 1 復旧事業計画の基本方針
 - 2 災害復旧事業の種類
- ・第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成
 - 1 法律に基づき一部負担又は補助するもの
 - 2 激甚災害に係わる財政援助措置
- ・第3 激甚災害の指定
 - 1 激甚災害に関する調査
 - 2 激甚災害指定の促進
- ・第4 災害復旧事業の実施

第2節 被災地の生活安定 ----- 156

- ・第1 義援金の配分
 - 1 義援金の受入れ配分
 - 2 配分計画
 - 3 迅速、透明な配分
- ・第2 被災者の生活確保
 - 1 公営住宅の一時使用
 - 2 職業あっせん計画
 - 3 雇用保険の失業給付に関する特例措置
 - 4 被災事業主に関する措置
 - 5 租税の徴収猶予等の措置
 - 6 郵便関係措置等
 - 7 生活必需品の安定供給の確保
- ・第3 災害弔慰金の支給
 - 1 対象災害
 - 2 支給限度額
- ・第4 被災者への融資
 - 1 農林水産業関係
 - 2 商工関係（中小企業への融資）
 - 3 住宅関係（住宅金融支援機構による災害復興住宅資金）
 - 4 福祉関係
- ・第5 地震保険の活用

第5章 津波災害対策 ----- 158

第1節 津波災害対策の概要 ----- 158

- ・第1 津波災害対策について
 - 1 本章の目的

- 2 津波災害対策に関する法律との関係
- ・第2 津波被害の想定及び過去の津波被害
 - 1 津波被害の想定
 - 2 過去の津波被害
 - 3 「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」に伴う大津波
- ・第3 想定する津波災害の規模と防災対策の目的
 - 1 発生頻度は極めて低いものの、甚大な被害をもたらす最大クラスの津波（東日本大震災クラス）
 - 2 最大クラスに比べ発生頻度が高く、大きな被害をもたらす津波

第2節 津波災害予防計画----- 161

- ・第1 津波防災知識の普及、防災訓練
 - 1 住民、児童・生徒等への津波防災教育
 - 2 津波防災訓練の実施
- ・第2 情報伝達体制
 - 1 住民等への情報伝達手段の整備
 - 2 防災関係機関との情報伝達
- ・第3 津波避難施設等の整備
 - 1 津波監視体制の整備
 - 2 指定緊急避難場所の整備
 - 3 避難路の選定
 - 4 緊急輸送路の整備
- ・第4 住民等の避難計画
 - 1 津波ハザードマップの作成及び災害危険区域等の指定
 - 2 津波避難計画の策定
 - 3 その他
- ・第5 津波に強いまちづくり
 - 1 海岸保全施設の整備
 - 2 防災緑地の整備
 - 3 海岸防災林の整備
 - 4 市街地の再整備
 - 5 施設の安全性の確保
 - 6 その他市町が定める事項

第3節 津波災害応急対策----- 169

- ・第1 災害対策本部体制
 - 1 県災害対策本部の設置
 - 2 県特別警戒本部の設置
 - 3 職員の非常配備・参集
 - 4 地方本部体制
 - 5 市町の活動体制
 - 6 指定地方行政機関等の活動体制

- ・第2 津波警報等の伝達
 - 1 津波警報等の発表
 - 2 津波警報等の伝達受理
 - 3 避難指示の発令
 - 4 住民等への伝達
- ・第3 住民等の避難誘導、交通等の確保
 - 1 住民等の避難誘導
 - 2 住民等がとるべき避難行動
 - 3 道路交通の確保
 - 4 その他交通の確保
- ・第4 関係機関の措置及び応急対策
 - 1 被害状況等の収集・報告
 - 2 消防機関等の活動
 - 3 県の応急対策
 - 4 その他防災関係機関の応急対策
 - 5 津波災害廃棄物等の処理

第4節 津波災害復旧・復興 ----- 183

- ・第1 津波防災まちづくり
- ・第2 その他復旧、復興のための措置

第1章 総則

第1節 計画の目的及び方針

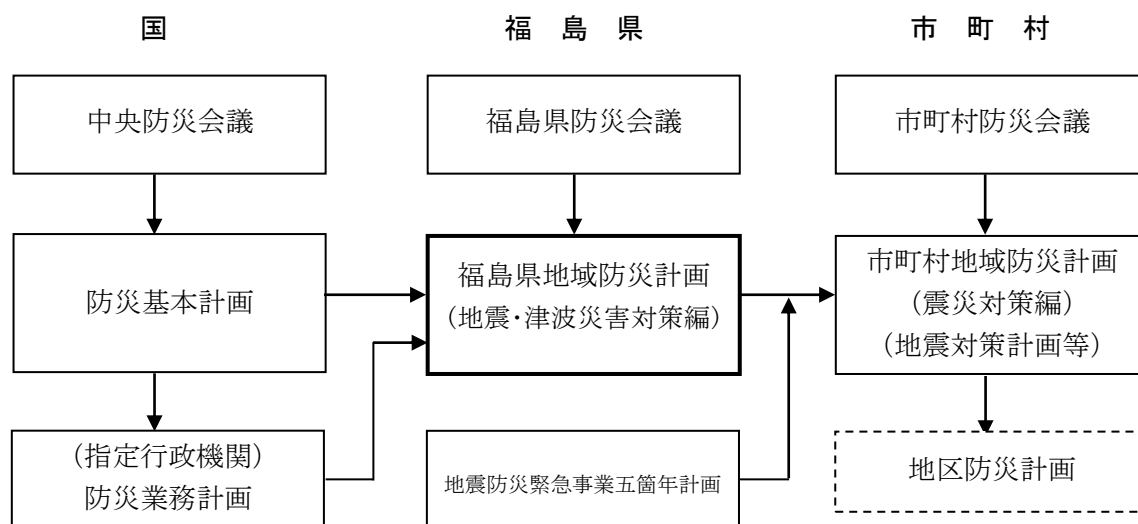
第1 計画の目的

地域防災計画地震・津波災害対策編は、県内の地震災害及び津波災害全般に関して、総合的な対策を定めたものであり、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が、本計画に基づき災害に強い、安全な県土づくりを進めるとともに、相互に緊密な連携を取りつつ、その有する全機能を有効に発揮し、地震災害及び津波災害が発生した際に的確な災害応急対策及び復旧対策を実施することにより、県民の生命、身体及び財産を地震災害及び津波災害から守ることを目的とする。

第2 計画の位置づけ

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定に基づき、県防災会議が作成する地域防災計画で、地震災害及び津波災害に関する計画として定めたものであり、国の防災基本計画、防災業務計画と連携した県の地域に関する計画であるとともに、市町村地域防災計画の指針となるものである。

国、県、市町村における防災会議と防災計画（地震・津波災害対策編）の位置づけ



第3 計画の推進と修正

1 福島県地震防災地域目標

県は、地震防災対策特別措置法に基づき実施目標について定めた「福島県地震防災地域目標」により、地震・津波による被害の軽減に努めるものとする。

2 地震防災緊急事業五箇年計画

県は、地震防災対策の強化を図るため、地震防災対策特別措置法に基づき地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する地震防災緊急事業五箇年計画を策定し、市町村とともに積極的に事業の推

進を図る。

3 計画の推進と修正

地域防災計画の計画的な推進を図るため、地震防災緊急事業五箇年計画に定められた実施事業を中心として緊急度の高いものから優先的に事業及び対策を実施する。

また、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認められるときはこれを修正するものとする。

第4 計画の周知徹底

防災関係機関は、平素から訓練、研究その他の方法により、この計画の習熟及び周知徹底を図るものとする。

1 防災教育及び訓練の実施

このことについては、「一般災害対策編第1章第1節第6 1」を参照するものとする。

2 防災広報の徹底

このことについては、「一般災害対策編第1章第1節第6 2」を参照するものとする。

第5 市町村地域防災計画の作成又は修正

このことについては、「一般災害対策編第1章第1節第7」を参照するものとする。

第2節 災害対策の基本理念、基本方針及び活動目標

第1 災害対策の基本理念

このことについては、「一般災害対策編第1章第2節第1」を参照するものとする。

第2 基本方針

この計画は、地震防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関等を通じて、必要な体制を確立し、実施責任を明確にするとともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧及びその他必要な災害対策の基本を定めることにより、災害対策の基本理念に基づく総合的、計画的な地震防災行政の整備及び推進を図ることを目的としており、計画の樹立及びその推進に当たっては、以下の事項を基本とする。

1 地域自立型防災対策の推進

このことについては、「一般災害対策編第1章第2節第2 1」を参照するものとする。

2 広域連携による災害対応力の強化

このことについては、「一般災害対策編第1章第2節第2 2」を参照するものとする。

3 災害対策本部の応急対策活動能力の強化

このことについては、「一般災害対策編第1章第2節第2 3」を参照するものとする。

4 職員全体の対応能力の強化

このことについては、「一般災害対策編第1章第2節第2 4」を参照するものとする。

5 平常時のネットワークを通じた災害対応と防災の視点を加えたまちづくり

このことについては、「一般災害対策編第1章第2節第2 5」を参照するものとする。

6 男女双方の視点に配慮した防災対策

このことについては、「一般災害対策編第1章第2節第2 6」を参照するものとする。

7 県民運動の展開

このことについては、「一般災害対策編第1章第2節第2 7」を参照するものとする。

8 新型コロナウイルス感染症対策

このことについては、「一般災害対策編第1章第2節第2 8」を参照するものとする。

9 地震・津波被害想定調査結果の反映

近年における社会経済情勢の変化、東日本大震災及び阪神・淡路大震災の教訓等の反映に努めるとともに、第4節の第2に掲げる「地震・津波被害の想定」に対応できるように、体制の整備に努めていく必要がある。

具体的には、災害対策本部の初動体制、救助・救急活動、消火活動、医療・救護活動等の発生直後の応急・復旧対策活動、情報伝達体制、物資等の調達体制、広域的な応援協力体制、避難対策、ボランティアの受入れ体制等に関する新たな知見を踏まえて防災行政を立案していくことが重要である。

第3 発災後の時間経過と活動目標

被害の様相は、発災直後からの時間の経過とともに刻々と変化する。そのため、各時間帯で優先すべき災害対策活動の目標も段階的に変化する。

防災関係機関等の様々な防災主体が、相互に連携しながらスムーズな災害対策活動を実施するためには、各主体に共通の活動目標が基本として存在していることが重要である。

このため、発災後の時間的な区切り方、各段階での呼び方、活動目標を整理する。

災害応急対策事項別の時系列行動計画については、第3章第1節において整理している。

発災後の時間経過	段階名	活動目標
直 後	即時対応期	■初動体制の確立 <ul style="list-style-type: none"> ・対策活動要員の確保（非常参集） ・対策活動空間と資機材の確保 ・被災情報の収集・解析・対応
直後～数時間以内		■生命・安全の確保（瞬時の対応） <ul style="list-style-type: none"> ・初期消火、救助・救出、応急医療活動の展開 ・火災延焼の阻止活動、津波・火災延焼に対応した住民避難誘導活動等 ・広域的な応援活動の要請
1日目～3日目	緊急時対応期	■生命・安全の確保（72時間以内の対応） <ul style="list-style-type: none"> ・専門部隊等も加えた本格的な行方不明者の捜索、救出活動、災害医療等の生命の安全に関わる対策 ・広域的な協力による火災消火対策活動、地盤崩壊対策活動等の遂行 ・道路啓開、治安維持に関する対策 ・有毒物・危険物の漏洩対策等の二次災害の防止関連対策 ・給食、給水、避難所の開設と運営、救援物資等の調達と配給、生活関連情報提供等代替サービスの提供
4日目～1週間	応急対応期Ⅰ	■被災者の生活の安定（最低限の生活環境） <ul style="list-style-type: none"> ・ライフラインの早期復旧等の社会的なフローの早急な回復
1週間～1ヶ月	応急対応期Ⅱ	■被災者の生活の安定（日常活動環境） <ul style="list-style-type: none"> ・通勤・通学手段、就業・就学環境の早急な回復 ・代替ルートの整備等による物流等の経済活動環境の回復
1ヶ月～数ヶ月	復旧対応期	■地域・生活の回復 <ul style="list-style-type: none"> ・被災者のケア ・ガレキ等の撤去 ・都市環境の回復 ・生活の再建
数ヶ月以降	復興対応期	■地域・生活の再建・強化 <ul style="list-style-type: none"> ・教訓の整理 ・都市復興計画の推進 ・都市機能の回復・強化

第3節 福島県の概況と災害要因の変化

第1 県土の自然的条件

1 位置及び面積

このことについては、「一般災害対策編第1章第3節第1 1」を参照するものとする。

2 地勢

このことについては、「一般災害対策編第1章第3節第1 2」を参照するものとする。

3 地質・地形

(1) 地質

このことについては、「一般災害対策編第1章第3節第1 3」を参照するものとする。

(2) 地形

地形はその形成過程を反映した結果として形成されるものであり、地形が類似している場合、地盤の性質も類似している場合が多い。国土数値情報等で整備されている地形分類は、地盤の成因、形態、構成する地質、形成年代がそれぞれの基準の中において等質となるものをまとめたものであり、地盤の構成と関係が深い。地震動は、地盤の統制により様々な大きさに増幅されるが、この特性と地形との間に一定の相関関係があることがわかっている。

つまり、地域の地形を把握することで地震動の危険度を概ね予測することが可能である。

表 地形と災害の関係

地形区分	震 害 特 性		
	振動災害	液状化災害	地盤崩壊等
山地・火山地	・比較的地盤が安定しており、安全。	・危険はない。	・30度以上の急傾斜地風化の進展した地域、表土層が厚く堆積した地域では非常に危険。 ・火山噴出物が厚く堆積した斜面や、火山活動により岩石の変質が進んだ地域で危険性が非常に高い。
丘陵地・台地	・比較的地盤が安定しており、安全。	・危険性はない。	・近年、都市近郊の宅地開発が進み、丘陵の傾斜地、台地の崖付近にも住宅が増加、人工の崖も急増しており、崖崩れによる被害を生じやすい。
盆地	・過去の事例より、本地形の端部等において大きな被害が出たとの報告もある。	・河川沿い、湖沼付近、地下水位の高い所では危険性あり。	・比高の大きい自然堤防、砂堆・砂州の縁部では、崩壊や陥没、亀裂の発生可能性がある。

地震・津波災害対策編 第1章 総則
 第3節 福島県の概況と災害要因の変化

低地	扇状地低地	<ul style="list-style-type: none"> ・一般に砂礫からなる硬地盤で、比較的安全。 ・末端（扇端）は粒子が細かく砂礫層も薄く、下部に軟弱層があり、危険性は高い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地下水位の高い所や末端部では危険。 	<ul style="list-style-type: none"> ・比高の大きい自然堤防、砂堆・砂州の縁部では、崩壊や陥没、亀裂の発生可能性がある。
	三角州性低地	<ul style="list-style-type: none"> ・危険性が高い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水路沿い等砂質の多い三角州、砂丘の背後、砂堆、砂州の縁辺部の海岸平野では危険。 	<ul style="list-style-type: none"> ・危険性は低い。
	自然堤防・砂州	<ul style="list-style-type: none"> ・砂・礫からなり、低地の一般面に比べて安全。 ・軟弱地盤上に粗粒砂が薄く堆積している場合、危険。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地表付近に砂質土が堆積している所は危険。 ・周辺部の地下水位が高い場所は危険。 	<ul style="list-style-type: none"> ・比高の大きい自然堤防、砂堆・砂州の縁部では、崩壊や陥没、亀裂の発生可能性がある。

出所) 各種資料より作成

地震・津波災害対策編 第1章 総則
第3節 福島県の概況と災害要因の変化

本県の地形特性を地形分類からみると、以下に示すとおりである。

地形分類からみた本県の地形特性

地 形	特 性	
山 地	大 起 伏 山 地	山地は、起伏量200m以上で、地質構造の複雑な部分で、細部分は傾斜が15度以上となっている。そのうち大起伏山地は起伏量600m以上である。中央山地の豪士・栗子・檜原・熱塩・築部・高森、川桁・額取、西部山地の飯森・大塚、飯豊、大鳥、荒海、駒ヶ岳・朝日、帝釈などの諸山地などの高所に分布する。
	中 起 伏 山 地	山地のうち起伏量400～600mの部分で、阿武隈山地の分水界附近および北東部、八溝山地、中央布引山地の半田・雨塚、豪士・栗子、川桁・額取、会津布引・背炙、鬼面・天栄西部山地の博士、駒止・船ヶ鼻、七ツ岳
	小 起 伏 山 地	山地のうち起伏量200～400mの部分で、阿武隈山地の大部分、中央山地の東西縁、会津盆地の周縁などに分布する。
	山 麓 地	山地のうち起伏量200m以下の丘陵性山地で、山地に連続して分布する。阿武隈山地の西縁、特に北西部、鬼面、天栄山地の南東部、飯豊山地の南部などに広く分布する。
火 山 地	大 起 伏 火 山 地	起伏量600m以上で、主として溶岩そのものからなる火山地である。吾妻、安達太良、鎌房、那須、燧岳などの火山地の高所に分布する。
	中 起 伏 火 山 地	起伏量400～600mで、主として溶岩からなり、吾妻、安達太良、磐梯、猫魔、鎌房、燧岳、浅草などの諸火山の中腹に分布する。
	小 起 伏 火 山 地	起伏量200～400mで、溶岩や火山岩屑からなり、吾妻、安達太良、磐梯、猫魔、鎌房などの諸火山の中腹以下に分布する。
	火 山 麓 地	火山麓にあり、主として火山砕屑物の二次的堆積物からなり、扇状地状の緩斜面をなす安達太良の南東麓および西麓の沼尻山原、磐梯南麓の磨上原、猫魔西麓の雄国、上原附近に広く分布する。
丘 陵 地	大 起 伏 丘 陵 地	起伏量100～200mの丘陵地で、浜通り低地帯の南部、中通り低地帯の南西部などに分布する。
	小 起 伏 丘 陵 地	起伏量10m以下の丘陵地で、浜通り低地帯の中北部、中通り低地帯の南部に分布する。
	火 山 性 丘 陵 地	寄付苦慮200m以下で、火山性泥流または火砕流などからなり、多数の小丘が群がる丘陵地である。磐梯山の北側および南側、鎌房山の北西部などに分布する。
台 地	ロ ー ム 質 台 地 (上位)	火山灰質のロームによって覆われている台地で、浜通り低地帯中部に断片的に分布する上位の台地、中通り低地帯では南部の台地の大部分がこれに属する。標高は地域によって差がある。
	ロ ー ム 質 台 地 (中位)	火山灰質ロームによって覆われているが、相対的に高度が低い。浜通り低地帯中部に広がる大部分の台地、中通り低地帯南部の一部の台地はこれに属する。
	ロ ー ム 質 台 地 (下位)	火山灰質ロームによって覆われる下位の台地は面積がかぎられ、断片的に分布するだけである。
	砂 礫 台 地 (上位)	洪積世の砂、礫、粘土などからなる台地、丘陵で、堆積層中にうすい火山灰をはさむこともある。中通り低地帯中部の台地はこれに属するが、断片的には中通り北部および浜通り低地帯南部にも分布する。海拔高度は地域によって差がある。
	砂 礫 台 地 (中位)	主として洪積世の砂礫、粘土からなる台地で、浜通り低地帯北部および南部中通りでは、福島盆地、郡山盆地の一部に分布する。
	砂 礫 台 地 (下位)	主として洪積世の砂、礫、粘土からなる低い台地で、浜通り低地帯の北部、福島盆地の南部、郡山盆地の一部などに分布する。
低 地	扇 状 地 性 低 地	沖積低地のうち、扇状地と砂礫質の氾濫原が含まれる。各川の谷底平地は大部分これに属する。
	三 角 州 性 低 地	静水面を基準に堆積した低平な平地で、多くはシルトおよび粘土からなり、氾濫原、三角州などを含む。概して排水不良の低地で、宇田、新田、藤原、木戸、夏井、鮫川などの諸川の川口付近や猪苗代湖北の長瀬川川口に広く分布する。
	自 然 堤 防 ・ 砂 州	自然堤防は阿武隈川の氾濫原に広く所在し、福島盆地北東部、郡山盆地の東部から本宮付近にかけて典型的な自然堤防が分布する。砂州は太平洋に面する砂丘海岸に分布するが一般的にその幅はせまい。

出所) 「平成7年度 福島県地震・津波被害想定調査」平成8年3月

(3) 地盤の固有周期分布特性

地震計の振り子を自由に（制御のない状態で）振らせると、ある定まった（地震計に固有な）周期で震動を続ける。このときの周期を固有周期という。固有周期は地震計の特性を表わす重要な定数である。

同様に建物や橋などの構造物もそれぞれ固有周期がある。地震動の周期が構造物の固有周期に近い場合には構造物は大きく揺れる。このような状態を共振という。

地盤の固有周期とは地盤が最も強くゆれる周期で、地盤固有の特性である。地盤が固ければ固有周期が短く、逆に地盤が軟らかければ固有周期が長い。その地盤の上に立つ建物の固有周期と近ければ共振現象により、被害が大きくなる可能性が高い。

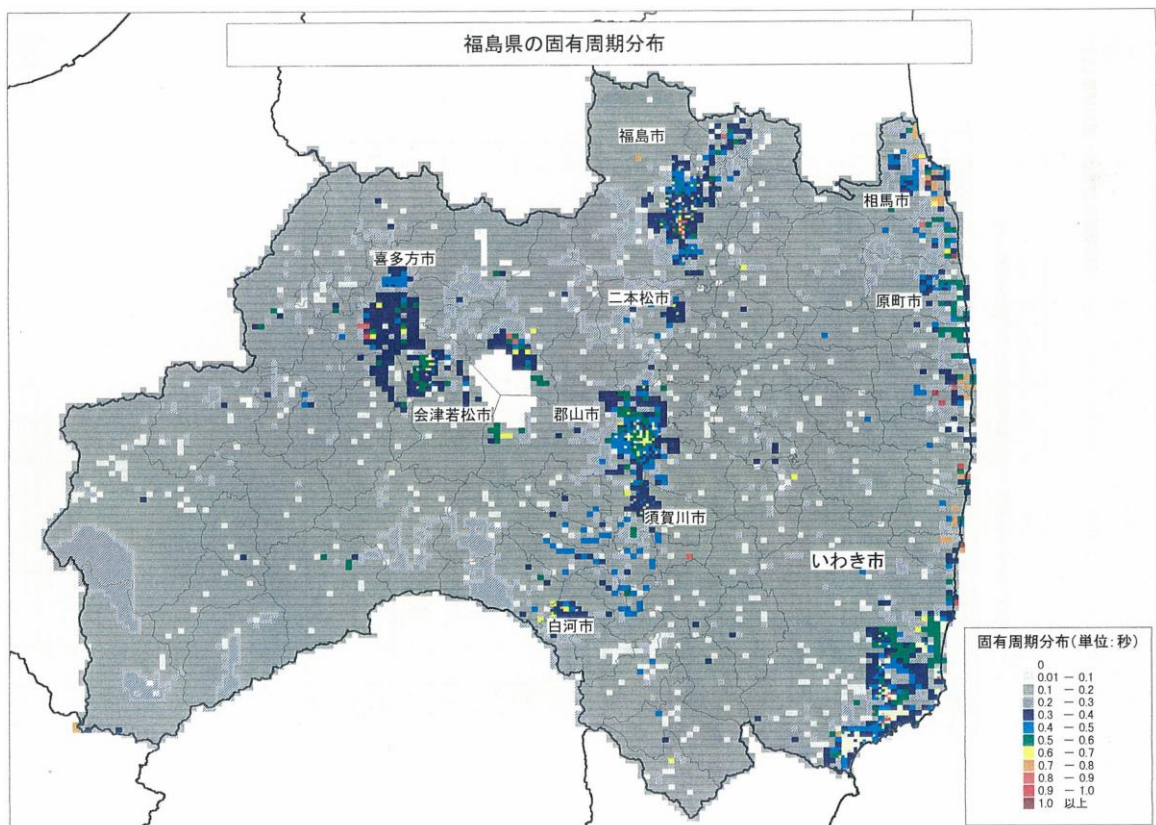
通常の木造建物の固有周期は、古いものが0.5～0.6秒程度、新しいものが0.3秒程度である。非木造建物は階数と比例しており、住宅（2階建）の場合、0.1～0.2秒程度であることから、地盤の固有周期がわかれば、それだけでも被害程度のおおよその見当をつけることが可能である。

本県の地盤の固有周期分布をみると、中通りの福島市付近、郡山市付近、会津地域の喜多方市から会津若松市にかけての盆地部では、地盤の固有周期が長い地盤となっており、比較的軟らかい地盤であるといえる。

また、浜通りの相馬市、南相馬市、いわき市など沿岸部の地域でも地盤の固有周期が長い地盤となっており、比較的軟らかい地盤であるといえる。

固有周期が長い（＝地盤が軟らかい）地域では一般に地震動が大きくなりやすいことから、これらの地域では、被害が大きくなる可能性がある。

なお、次に示す固有周期分布図は、福島県地震・津波被害想定調査の中で作成したもので、一部には周辺のボーリングデータ等から類推された地区もあるため、実際の地盤の固有周期は異なる場合がある。



第2 本県の社会的条件

1 県土構造

このことについては、「一般災害対策編第1章第3節第2 1」を参照するものとする。

2 人口

このことについては、「一般災害対策編第1章第3節第2 2」を参照するものとする。

3 土地利用

このことについては、「一般災害対策編第1章第3節第2 3」を参照するものとする。

4 交通

このことについては、「一般災害対策編第1章第3節第2 4」を参照するものとする。

第3 本県における社会的災害要因の変化

災害、特に地震災害は、地形、地質、地盤等の自然的条件に起因するもののほか、都市への人口の集中と農山村部の過疎化、高齢化の進行や都市機能の集中、建築物の状況等の社会的条件の変化によってもたらされる災害が同時複合的に発生することが特徴である。

社会的災害要因として、主に次のような点が大きな影響を与えらると思われる。

まず第1は、地域間の人口分布の変化である。都市部への人口の集中による都市化の急速な進展により、現在、本県では都市部に全人口の約65%が集中している。都市部への人口集中に伴った農山村部の過疎化と高齢化の進展により、都市部では高齢化比率（65歳以上人口が全人口に占める割合）が20～25%程度であるのに対して、農村部では35～50%となっている。

このために、災害時には都市部に被災者が集中して、かつ増大する可能性が非常に高い。さらに、農山村部では災害応急活動を行うためのマンパワーが不足する可能性が非常に高くなっている。

また、国際化に伴う外国人の増大や高齢者の増加等、いわゆる要配慮者の増大についても配慮しなければならない。

第2には、通勤・通学や買物行動等の日常活動範囲の拡大による夜間と昼間時の人口分布の変化である。昼間時には市街地中心部に人口が集中し、住宅地等の周辺部では夜間に比べ極めて人口が少なくなるという傾向がある。本県では大都市圏ほどは昼夜間人口格差が大きくないものの、部分的にはその格差の大きな地域も存在する。このため、昼間に発災した場合は、市街地中心部に人口が集中しているために、市街地中心部に被害が集中する可能性が非常に高くなる一方で、その周辺部では災害応急活動を行うためのマンパワーが不足するといったことが起こりうる。

第3は、人々の生活様式の変化により、電力、ガス、水道、下水道、電話等のライフライン施設への依存度が高まっていることである。これらの施設は、災害により被害を受けるとその復旧に時間を要するばかりか、二次災害発生の危険性も含んでいる。

また、行政機関においてもこれらの施設の依存度は高く、場合によっては、初動体制への影響も考えられる。

第4は、コミュニティ意識の低下である。本県においては、他地域と比べて低下の度合は小さいが、徐々に低下の傾向が見られる。災害による被害を最小限に食い止めるためには、「自らの身の安全は自ら守る」という県民一人ひとりの防災意識の向上とともに、自主防災組織の育成等の地域における防災体制の整備充実が欠かせないものである。

このような本県における急速な社会的条件の変化によって、被害が拡大されるだけでなく、被害の様相も多様化するものと考えられるが、現状ではこうした新しい災害要因への対応は、決して満足できる状態にあるとはいえない。したがって、こうした条件変化に最大限の努力を払うと同時に、地道な基礎的、科学的調査や防災意識の普及活動を不断に続けていくことが必要である。

地震・津波災害対策編 第1章 総則
第3節 福島県の概況と災害要因の変化

市町村毎の高齢者比率

市町村コード	市町村名	高齢者比率 (%)	市町村コード	市町村名	高齢者比率 (%)	市町村コード	市町村名	高齢者比率 (%)
07201	福島市	31.0	07364	檜枝岐村	37.5	07484	塙町	38.7
07202	会津若松市	31.7	07367	只見町	46.7	07485	鮫川村	40.8
07203	郡山市	28.0	07368	南会津町	42.3	07501	石川町	38.0
07204	いわき市	31.8	07402	北塩原村	38.0	07502	玉川村	31.7
07205	白河市	30.1	07405	西会津町	47.8	07503	平田村	35.7
07207	須賀川市	29.0	07407	磐梯町	37.3	07504	浅川町	34.3
07208	喜多方市	37.5	07408	猪苗代町	39.5	07505	古殿町	39.4
07209	相馬市	31.8	07421	会津坂下町	36.8	07521	三春町	35.4
07210	二本松市	34.9	07422	湯川村	35.0	07522	小野町	35.6
07211	田村市	35.9	07423	柳津町	45.4	07541	広野町	31.0
07212	南相馬市	37.8	07444	三島町	54.2	07542	檜葉町	-
07213	伊達市	36.4	07445	金山町	59.8	07543	富岡町	-
07214	本宮市	29.3	07446	昭和村	56.9	07544	川内村	44.7
07301	桑折町	38.6	07447	会津美里町	39.8	07545	大熊町	-
07303	国見町	42.0	07461	西郷村	26.2	07546	双葉町	-
07308	川俣町	42.7	07464	泉崎村	32.5	07547	浪江町	-
07322	大玉村	27.8	07465	中島村	30.6	07548	葛尾村	-
07342	鏡石町	28.1	07466	矢吹町	32.0	07561	新地町	32.8
07344	天栄村	36.7	07481	棚倉町	32.0	07564	飯館村	-
07362	下郷町	45.4	07482	矢祭町	39.5			

出所) 福島県現住人口調査月報 (令和2年9月1日現在)

※ 檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村は基礎となる平成27年国勢調査の際、原子力災害による避難指示区域であったため、算出されていない。

表 将来の本県の高齢者比率

		平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年	平成52年	平成57年
高齢者比率	65歳以上	28.7	32.5	35.3	37.5	39.4	42.2	44.2
生産年齢人口比率	15～64歳	59.3	56.3	54.1	52.4	50.9	48.4	46.6
年少人口比率	14歳以下	12.0	11.2	10.6	10.1	9.7	9.4	9.2

出所) 国立社会保障・人口問題研究所推計値 (2018年3月推計)

第4節 福島県の地震災害と地震・津波想定調査

第1 既往の地震災害と本県における地震発生特性

地震は、発生の仕組みからみると、大きく分けて二つのタイプにまとめられる。プレートがぶつかりあうプレート境界で発生する海溝型地震と、プレート内部の活断層がずれることによって発生する内陸の直下の地震の二つである。

1 直下の地震（内陸部の断層の破壊によって発生する地震）

(1) 活断層分布特性

福島県内の顕著な活断層は、阿武隈高地東縁部、福島盆地西縁部、会津盆地西縁部に認められる。

阿武隈高地東縁部にある双葉断層は、すでに先第四紀に形成された断層帯の一部が再活動したもので、この辺りには断層線に沿ってしばしば河川、山脚の横ずれ変位が認められる。

福島盆地西縁部の活断層は、盆地西縁丘陵と盆地床との地形境界に位置しており、古くから盆地形成に関与したものとして注目されていた。これらの断層の活動によって、扇状地面や河岸段丘面は、切断・変形され、断層崖や低断層崖が形成されている。

会津盆地西縁部では、丘陵を構成する鮮新～更新世の地層は一様に東側（盆地側）に急傾斜しており、まれに逆転するところがある。この付近の断層の活動に伴って、丘陵基部に発達する小扇状地や河岸段丘は切断・変形しており、低断層崖やとう曲崖が明瞭である。

この3つの断層以外に、南会津地域には大内一倉村断層が存在する。この断層の西側の山地は、東側より300m高く、地質的にも西側には先第三紀基盤岩が露出するが、東側にはそれがなく湖成層等が発達する。さらに、栃木県北部には、活動度の高い関谷断層が福島県との県境まで伸びていることが推定されている。宮城県南部には、白石断層が確認されており、この断層の活動により1956年の白石地震（M6.0）が発生したといわれている。

(2) 地震発生履歴

ア 1611年（慶長16年）9月（会津地方）M6.9

会津地方に強い地震があり、特に河沼、大沼、南会津の3郡で被害が多かった。会津若松城をはじめ、神社仏閣の堂塔倒壊・大破多く、民家も多く潰れ又は大破し（2万余戸）、死者3,700名余りとなった。日橋川、大川などがせき止められ、耶麻郡山崎・慶徳付近では、16平方キロメートルほどの山崎湖が出現した。

イ 1659年（万治2年）4月（会津地方）

会津地方で大地震があり39名が死亡し、家屋409戸が倒壊した。

ウ 1821年（文政4年）12月（大沼郡）M=5.5～6.0

大沼郡大石村の狭い範囲に強震。130戸壊れ、大小破300余、死若干。

2 海溝型地震（プレート境界部を震源として発生する地震）

(1) 本県沖における地震発生特性

海溝型地震はプレート活動に起因し、プレート境界部で発生する。本県沖は太平洋プレートの沈み込み部であるために、比較的地震発生頻度の高い地域であるといえる。また、隣接する他県沖にもプレート境界が連続しているために、本県沖以外で地震が発生した場合でも被害を受ける可能性がある。

(2) 地震発生履歴

ア 1677年(延宝5年)11月(磐城地方) $M \approx 8.0$

磐城地方に強い地震があり、500余名が死亡した。また、午後8時ごろ小名浜に地震があり、家屋1,000余戸が流出し、80余名が溺死した。

イ 1696年(元禄9年)6月(磐城地方) 強震地域—磐城小名浜

磐城地方に強い地震があり、小名浜に高潮が発生。この地震と高潮のため、2,450名が死亡した。

ウ 1793年(寛政5年)2月(陸前・陸中・磐城、震源は宮城県沖) $M = 8.0 \sim 8.4$

余震が多く、相馬では10ヶ月も続いた。また、津波は相馬・いわきで発生しており、この地震による人的被害は相馬で死者8名、矢祭で死者3名となっている。

エ 1938年(昭和13年)5月 塩屋崎沖地震 $M = 7.0$

県下全域に強震があり、家屋や土蔵の壁にはく離や亀裂250ヶ所、煙突の倒壊や折損箇所、橋や堤防の亀裂6ヶ所等の被害があった。

オ 1938年(昭和13年)11月 福島県東方沖地震 $M = 7.5$

県下地域に強い地震があった。震源は塩屋崎の東北東約70kmの沖合で、県内の被害は死者1名、負傷者9名、住家全壊4、半壊29戸、非住家全壊16棟、半壊42棟となっている。

また、同日に $M = 7.3$ 、翌日に $M = 7.4$ の強い余震を観測している。

カ 1964年(昭和39年)6月 新潟地震 $M = 7.5$

16日午後1時20分ごろ、県下全域に震度4～5の強い地震があった。このため、会津坂下町、喜多方市周辺に多くの被害を出し、県内では、負傷者12名、住家全壊8棟、住家半壊6棟、一部破損83棟、非住家被害86棟、道路破損15ヶ所、山・崖崩れ17ヶ所等の被害があった。

キ 1978年(昭和53年)6月 宮城県沖地震 $M = 7.4$

12日午後5時14分ごろ地震があり、福島が震度5、若松、小名浜、白河が震度4であった。国見町で死者1名、負傷者19名を出し、重傷者は福島市、桑折町で計3名報告されている。住家全壊は福島市で5棟、相馬市で1棟報告されており、福島県内では計800強の住家が何らかの被害を受けている。そのほか、道路破壊9、山(崖)崩れ26等の被害も発生している。

ク 2005年(平成17年)8月 宮城県沖の地震 $M = 7.2$

16日午前11時46分ごろ地震があり、国見町などで震度5強、福島、白河、小名浜が震度4、若松が震度3であった。福島県内で負傷者5名が発生した。

ケ 2011年(平成23年)3月 東北地方太平洋沖地震(東日本大震災) $M_w = 9.0$

11日午後2時46分頃、三陸沖を震源とした地震があり、県内全域で大きな揺れが発生し、11市町村で最大震度6強を観測した。浜通り沿岸が大津波に襲われ、沿岸を中心に大きな被害が発生した。(災害の詳細は3のとおり)

また、4月11日には浜通りを震源として余震と思われる $M = 7.0$ の地震が発生し、いわき市、古殿町、中島村で震度6弱を観測した。

3 東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波(東日本大震災)の発生

(1) 地震、津波の被害

平成23年3月11日14時46分、三陸沖を震源としたモーメントマグニチュード9.0という国内観測史上最大の地震により、浜通り沿岸全域が津波被害に襲われ、中通りにおいても建物や灌漑ダム等への被害が生じた。また長期間にわたって余震が続き、死者・行方不明者合わせて3,400名以上という、本県の歴史上類を見ない大災害となった。

なお、福島県から茨城県にかけての陸域において、引き続き余震が発生している。

(2) 原子力災害の誘発

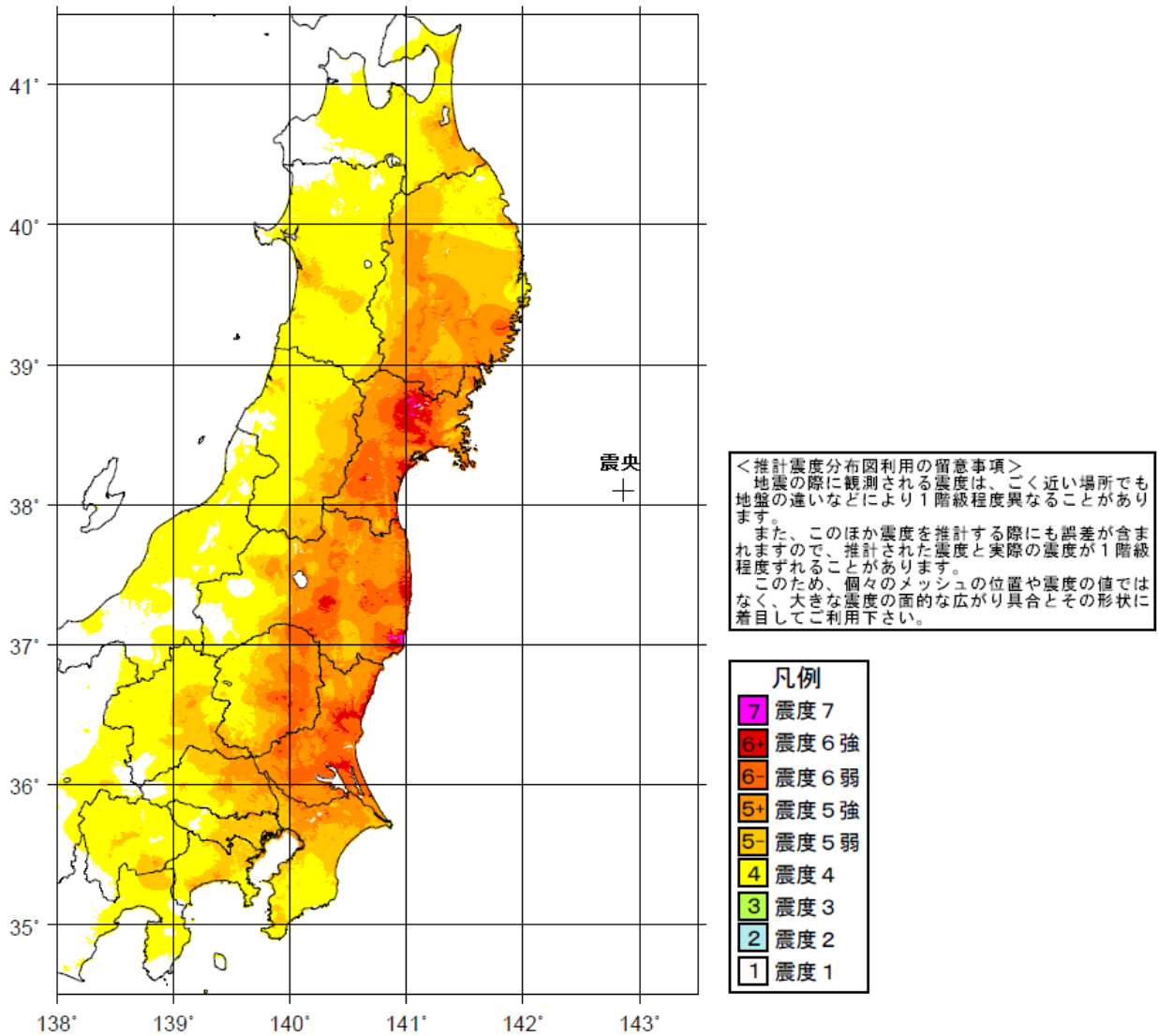
津波により東京電力(株)福島第一原子力発電所の冷却系統に支障が発生し、炉心溶融により放射性物質が漏洩する国内最悪の原子力災害が発生した。周辺地域は警戒区域に指定され、16万人以上の住民が他地域への避難を余儀なくされた。

東日本大震災の規模、被害の概要

(平成23年東北地方太平洋沖地震による被害状況即報(第1782報) 令和3年11月5日現在)

発生日時	平成23年3月11日 14時46分
震源	三陸沖(震源の深さ24km)
規模	モーメントマグニチュード9.0
県内の観測震度	震度6強:白河市、須賀川市、国見町、天栄村、富岡町、大熊町、浪江町、鏡石町、檜葉町、双葉町、新地町 震度6弱:福島市、二本松市、本宮市、郡山市、桑折町、川俣町、西郷村、矢吹町、中島村、玉川村、小野町、棚倉町、伊達市、広野町、浅川町、田村市、いわき市、川内村、飯館村、相馬市、南相馬市、猪苗代町 震度5強:大玉村、泉崎村、矢祭町、平田村、石川町、三春町、葛尾村、古殿町、会津若松市、会津坂下町、喜多方市、湯川村、会津美里町、磐梯町
津波規模	計測値:相馬港9.3m以上※、小名浜港333cm (※観測施設が津波により被害を受けたため、データを入手できない期間があり、後続の波でさらに高くなった可能性がある)
人的被害	死者:4,162名(直接死1,605名、関連死2,331名、死亡届等226名) 行方不明者:0名 重傷者:20名 軽傷者:163名
建物被害	住家全壊:15,435棟 住家半壊:82,783棟 住家一部損壊:141,054棟 住家床上浸水:1,061棟 住家床下浸水:351棟 公共建物被害:1,010棟 その他建物被害:36,882棟
消防職員出動延べ人数	消防職員:5,706人 消防団員:43,776人

東北地方太平洋沖地震の推計震度分布図（出典：気象庁）



第2 地震・津波被害の想定

1 地震・津波被害想定調査の実施

地震・津波による被害を最小限に抑えるためには、想定地震を設定し、事前に被害の程度を予測し、これに基づき、予防対策、応急対策など震災対策を立案することが重要である。

このような考え方から、本県においては、平成7年度から3カ年を通じて地震・津波被害想定調査を実施した。

まず、地質や地盤の状況、海岸現況、人口、建物の分布状況の基本データの収集、整理を行った。次に、想定地震を設定し、過去の地震被害例等を参考にして、地震動・液状化等の危険度を想定し、さらに、地震動に起因する人的被害、建物被害、ライフライン被害等の予測を行った。また、これらの結果に基づき、防災課題を抽出・整理して、地震災害対策の提言を行っている。

この調査の推進にあたっては、学識経験者から構成される専門委員会を設け、その指導と助言のもとに必要事項の検討を行ってきた。さらに、そこで検討された内容は、福島県防災会議地震・津波対策部会において審議され、本地域防災計画の策定に反映されている。

なお、令和元年度から見直し調査に着手しており、令和3年度に完了する見込みである。

2 津波浸水想定区域図等調査の実施

津波の浸水による被害を最小限に抑えるためには、津波の影響により浸水する可能性のある地域や予測浸水深を予測し、避難計画を立案するとともに、津波ハザードマップを作成し、住民等に周知することが重要である。

このような考え方から、本県においては、「津波浸水想定調査」を実施し、平成31年3月に公表した。この調査においては、住民避難を柱とした総合的防災対策を構築する上で想定する「最大クラスの津波」の津波レベルを想定してシミュレーションを行った。

この調査結果は、市町村に提供し、津波ハザードマップ作成の推進に活用するとともに、ホームページに掲載し、県民等に情報提供を行っている。

3 想定地震の設定

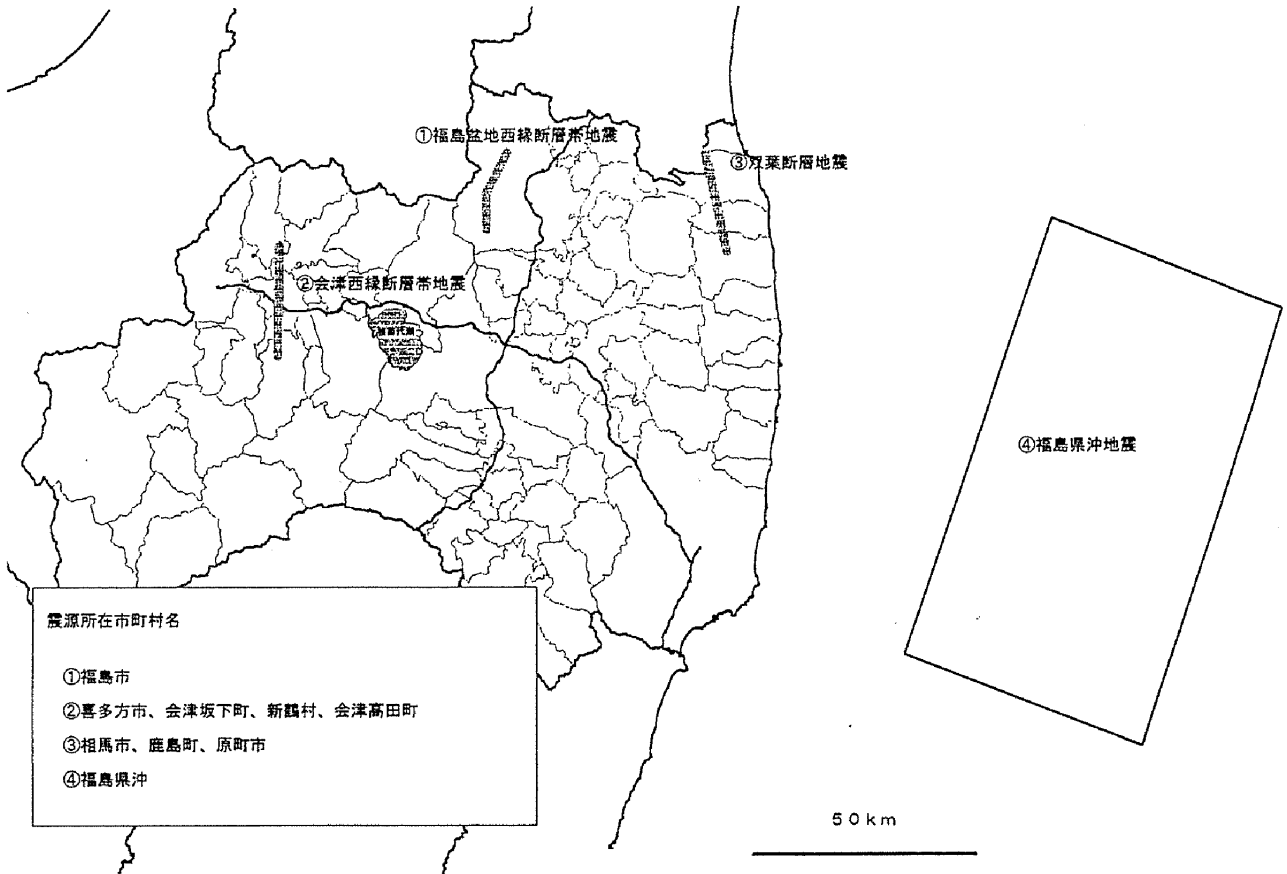
本計画の前提となる想定地震は、以下の4種類（内陸部3、海溝部1）とする。

想定地震の概要

地震名		マグニチュード	震源深さ等
内陸部	① 福島盆地西縁断層帯（台山断層、土湯断層）を震源とする地震	M7.0	震源深さ 10km 長さ 20km 幅 5km
	② 会津盆地西縁断層帯を震源とする地震	M7.0	震源深さ 10km 長さ 20km 幅 5km
	③ 双葉断層北部（塩手山断層）を震源とする地震	M7.0	震源深さ 10km 長さ 20km 幅 5km
海溝部	④ 福島県沖を震源とする地震	M7.7	震源深さ浅部 20km 東西幅 60km 南北長さ 100km

内陸部の地震については、起震断層としての活断層の存在が認められており、周辺地域の人口規模等、地震発生による社会的な影響が大きいと判断される地震として、上記の3つの地震を選定した。

海溝部の地震については、過去に100年から200年程度の周期間隔で繰り返し同じ場所で数回の地震発生が認められていることから、1938年の福島県東方沖の地震をモデルとして想定地震の選定を行った。



4 定量被害想定結果の概要

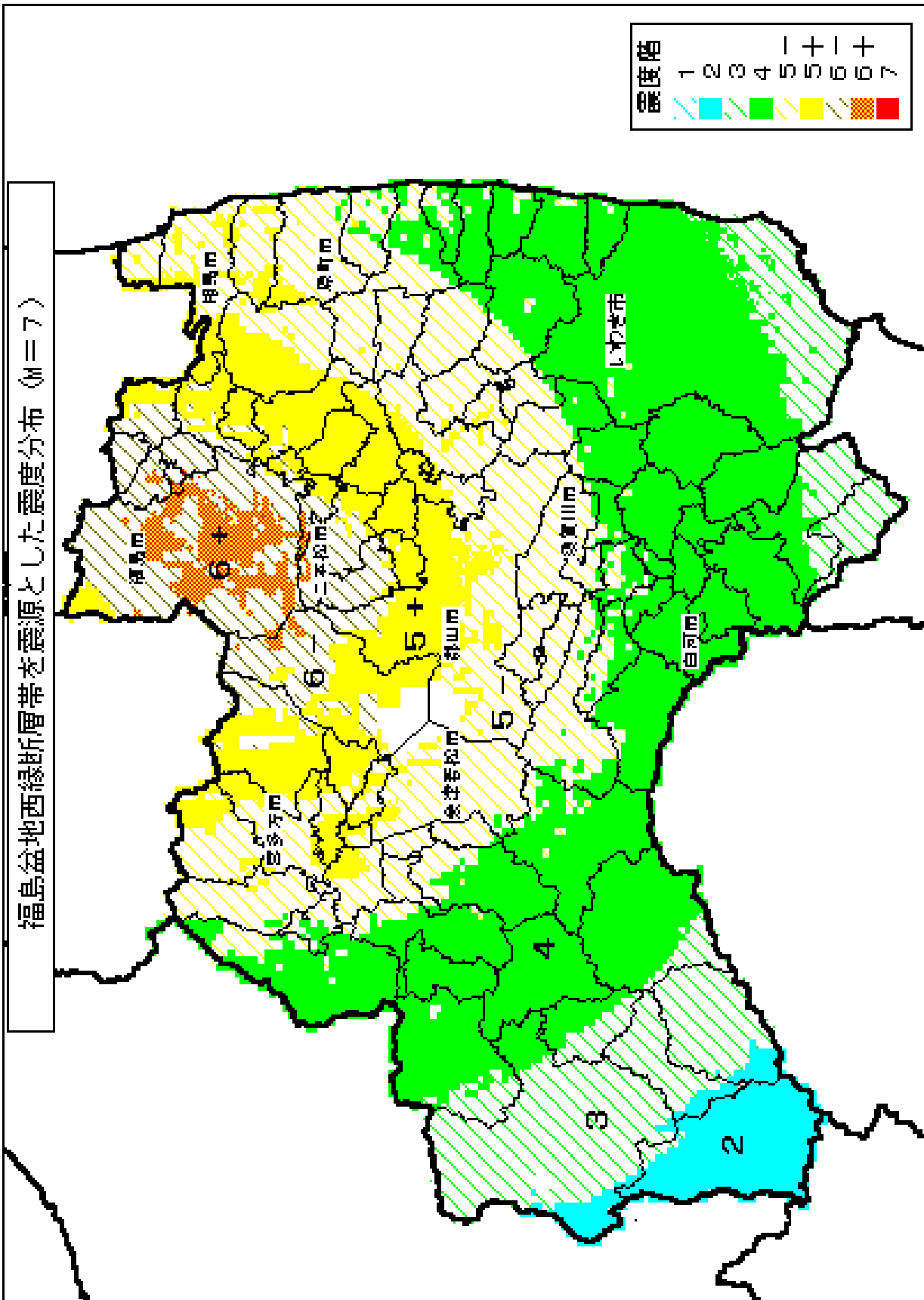
各想定地震の定量被害想定結果の概要及び震度分布図を以下に示す。

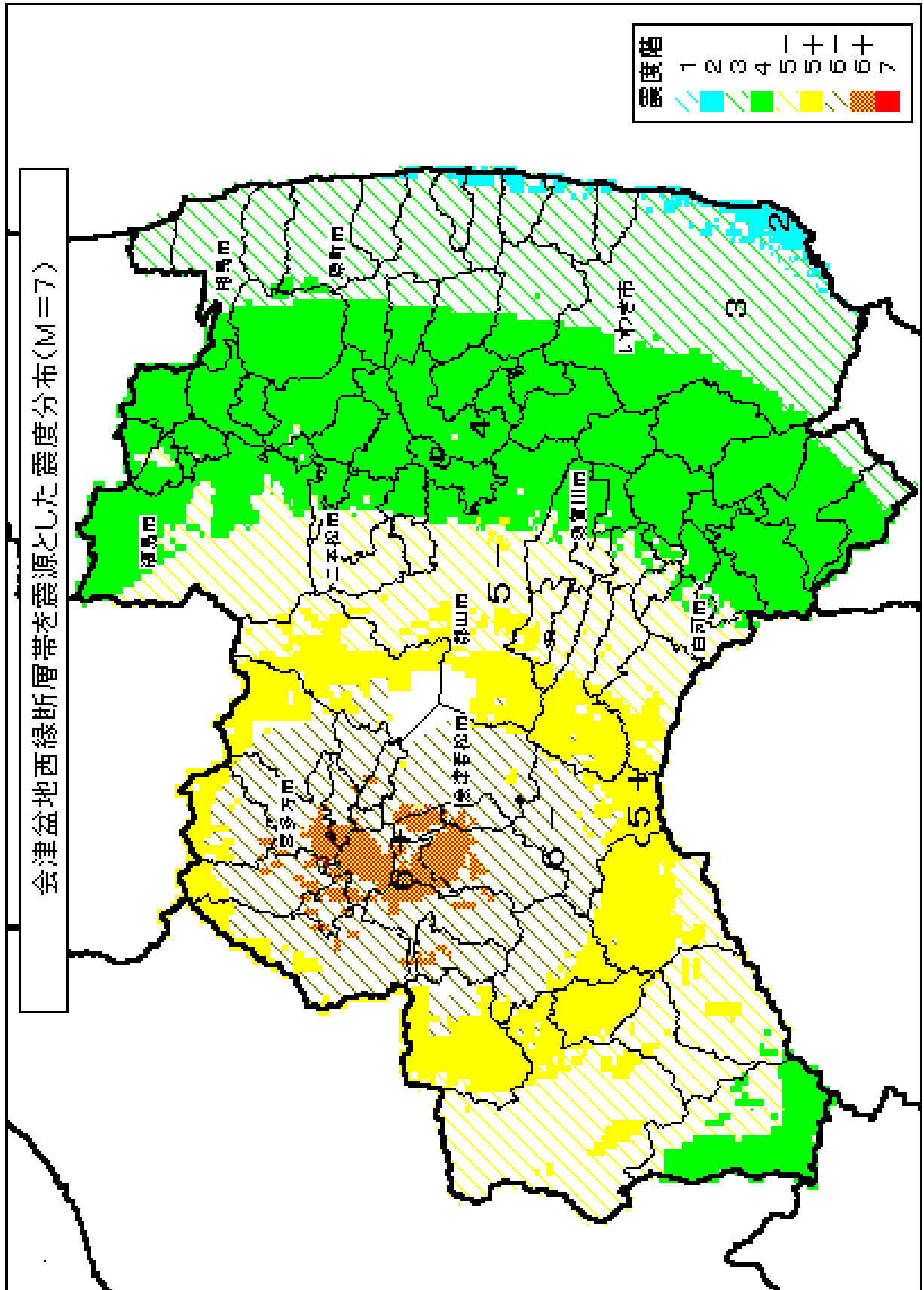
定量被害想定結果の概要

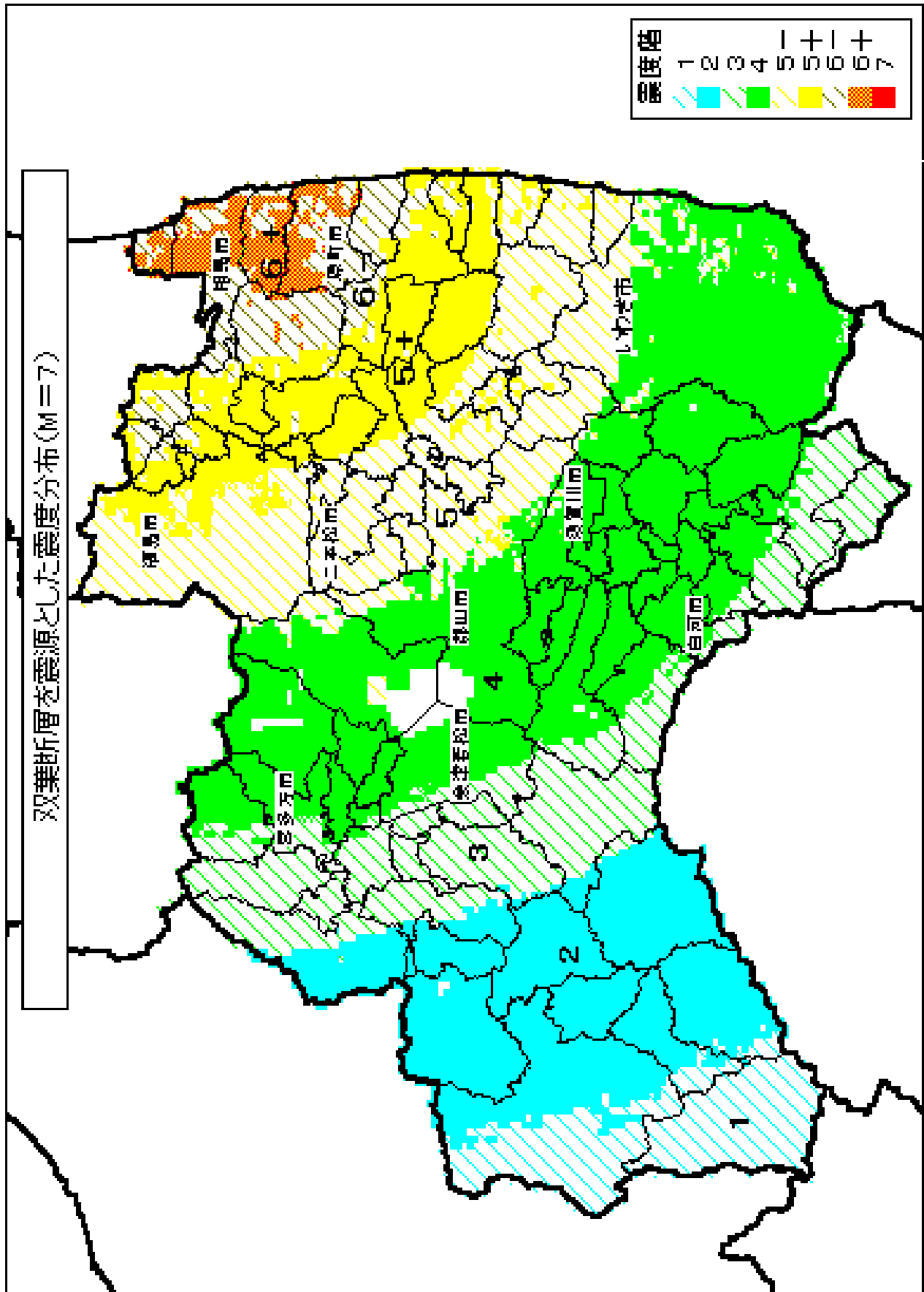
被害想定分野		被害想定結果				
		福島盆地西縁断層帯地震	会津盆地西縁断層帯地震	双葉断層地震	福島県沖地震	
想定地震		M7.0、幅5km、深さ10km	M7.0、幅5km、深さ10km	M7.0、幅5km、深さ10km	M7.7、浅部深さ20km	
地震動（1kmメッシュ数）		6強：約290メッシュ 6弱：約1,160メッシュ 5強：約1,860メッシュ	6強：約300メッシュ 6弱：約2,010メッシュ 5強：約1,900メッシュ	6強：約310メッシュ 6弱：約760メッシュ 5強：約1,370メッシュ	6強：0 6弱：約540メッシュ 5強：約2,090メッシュ	
液状化危険度		極めて高い：21メッシュ	極めて高い：139メッシュ	極めて高い：91メッシュ	極めて高い：87メッシュ	
斜面崩壊危険度		危険度A：997メッシュ	危険度A：1,346メッシュ	危険度A：586メッシュ	危険度A：331メッシュ	
津波被害想定		① 福島県沖低角断層（地震被害想定福島県沖地震のモデル）注 ・概ね2～4mの津波高 ・津波による越流は予測されない。 ・海岸保全施設前面の海浜、港湾、漁港の岸壁での浸水可能性がある。 ② 福島県沖高角断層 注 ・概ね2～6mの津波高 ・1箇所越流可能性予測 ・海岸保全施設前面の海浜、港湾、漁港の岸壁の他、越流可能性予測地点の護岸背後地への浸水可能性がある。				
建物被害		木造大破棟：11,306棟 非木造倒壊棟：497棟	木造大破棟：11,031棟 非木造倒壊棟：342棟	木造大破棟：7,723棟 非木造倒壊棟：217棟	木造大破棟：4,733棟 非木造倒壊棟：158棟	
火災災害 ※消失棟数は、冬の夕方6時、風速14m/s、出火後30分の場合		出火数：最大99火点 消失棟数：1,604棟	出火数：最大97火点 消失棟数：863棟	出火数：最大64火点 消失棟数：898棟	出火の可能性は低い	
人的被害		死者（夜間）：840人 死者（昼間）：327人 負傷（夜間）：4,324人 負傷（昼間）：4,343人 避難者：51,621人	死者（夜間）：749人 死者（昼間）：278人 負傷（夜間）：4,604人 負傷（昼間）：4,476人 避難者：38,366人	死者（夜間）：553人 死者（昼間）：203人 負傷（夜間）：2,908人 負傷（昼間）：2,948人 避難者：28,599人	死者（夜間）：346人 死者（昼間）：131人 負傷（夜間）：1,632人 負傷（昼間）：1,661人 避難者：35,798人	
ライフラインの被害	上水道	送水管破損箇所数	43箇所	50箇所	62箇所	31箇所
		配水管破損箇所数	約1,400箇所	約1,500箇所	約1,100箇所	約1,300箇所
		支障需要家数(直後)	約120,000件	約84,000件	約80,000件	約100,000件
	下水道	幹線管きよ被害箇所数	24箇所	13箇所	20箇所	19箇所
		枝線管きよ被害箇所数	80箇所	13箇所	81箇所	72箇所
	電力	電柱被害本数 ()は支障対象の本数	約1,000本 (410本)	約2,500本 (1,000本)	約3,100本 (1,220本)	約3,700本 (1,460本)
		架空線被害延長	約24km (約10km)	約58km (約23km)	約71km (約28km)	約85km (約34km)
		地下ケーブル被害延長	約0.21km	約0.43km	約0.28km	約0.57km
		支障需要家数	約9,500件	約7,700件	約7,700件	約12,000件
	ガス	中圧管被害箇所数	4箇所	0箇所	0箇所	3箇所
		低圧管被害箇所数	約390箇所	約450箇所	約160箇所	約300箇所
	電話	電柱被害本数	約1,200本	約3,000本	約3,500本	約4,300本
		架空線被害延長	約54km	約54km	約63km	約77km
		地下ケーブル被害延長	約5.4km	約19.0km	約15.0km	約23.0km
支障回線数		約9,300回線	約29,000回線	約19,000回線	約34,000回線	
道路被害箇所数		緊急輸送道路第1次指定路線：20 緊急輸送道路第2次指定路線：27	緊急輸送道路第1次指定路線：14 緊急輸送道路第2次指定路線：27	緊急輸送道路第1次指定路線：12 緊急輸送道路第2次指定路線：20	緊急輸送道路第1次指定路線：14 緊急輸送道路第2次指定路線：17	
鉄道被災区間		JR東北本線 伊達～南福島 JR東北本線 松川～杉田 JR磐越西線 翁島～川桁 阿武隈急行 富野～福島 福島交通飯坂線 飯坂温泉～平野 福島交通飯坂線 泉～福島	JR只見線 塔寺～会津若松 JR磐越西線 山都～広田 会津鉄道 南若松～西若松	JR常磐線 坂元（宮城県）～大野 阿武隈急行 富野～上保原	JR常磐線 原ノ町～大野 JR常磐線 夜ノ森～末続 JR常磐線 久ノ浜～勿来 JR常磐線 いわき～小川郷	

【注】 福島県沖低角断層と福島県沖高角断層

断層の走向（断層線（地表面と断層面との交線）の方向を真北から時計回りに測定したもの）と垂直な方向での断層面の傾斜は傾斜角と呼ばれ、地表面から測定される。この傾斜角が小さい場合、すなわち水平に近い場合を低角といい、傾斜角が大きい場合を高角という。福島県沖低角断層は、この傾斜角が小さいものであり、プレート境界付近で発生するプレートのずれ、沈み込み等により生ずるものである。一方、福島県沖高角断層は、傾斜角の大きなものであり、海のプレートの中で生ずるものである。







5 想定地震別の地震被害発生の特徴

「3 想定地震の設定」において設定した想定地震が発生すると仮定した場合には、以下に示すような特性を有する地震被害の発生が想定される。

(1) 福島盆地西縁断層帯地震

福島盆地西縁断層帯地震は、人口や産業の集中が著しく進行し、市街地の拡大や高密度化が進んでいる福島盆地の西縁部直下で発生し、最大で震度6強を記録するほか、福島市、二本松市、猪苗代町、桑折町、伊達市など、震源域を中心とした長径30km、短径20kmの楕円形状の広い範囲に大きな揺れをもたらすものと予想される。この地震により、最大で800名を上回る多くの尊い人命が奪われる可能性があるほか、建物についても木造大破棟11,000棟強、非木造倒壊棟約500棟にも及ぶ被害の発生が想定される。また、道路や鉄道、ライフライン供給施設等の都市基盤を始め、市民生活や社会経済活動全体に甚大な被害をもたらされるものと予想される。

この地域には、東北地方の流通・経済の生命線となっている東北新幹線や東北自動車道が貫通しており、これらが寸断された場合には、東北地方全体の社会経済活動の機能停止に結び付く危険性も有している。

また、都市部では、交通混雑が激しい朝夕の時間帯に地震が発生した場合には、路上での事故や高架橋、駅舎等交通施設の被害、走行中の電車の脱線等により通勤・通学者を中心とする死傷者の発生規模がさらに拡大されるものと予想される。

さらに、都市部には、行政機関庁舎、警察署、消防署、ライフライン関係機関等の防災関係機関の施設を始めとして、病院、避難所、主要幹線道路など防災上重要な施設が集積しており、これらの施設が被害を受け、機能が損なわれた場合には、被災地で展開される様々な災害対策活動に支障をもたらすことになる。

(2) 会津盆地西縁断層帯地震

会津盆地西縁断層帯地震では、会津盆地を始め、猪苗代湖北岸及び西岸周辺など広い範囲にわたって大規模な液状化被害の発生が見込まれるとともに、会津美里町北部から喜多方市南部に至る地域を中心として、会津坂下町、会津若松市、会津美里町などでは、最大で震度6強の強い地震動の発生が予想されることから、磐越自動車道を中心とする交通網の寸断や大量の住宅の倒壊が想定されており、建物被害については、福島盆地西縁断層帯地震による被害の発生規模とほぼ同じ水準に達している。この地震による人的被害については、死者が最大で750名近くにも及ぶほか、負傷者も最大で4,500名を大きく上回るなど極めて深刻な被害をもたらされるものと想定される。

また、会津盆地周辺の山地では、数多くの斜面崩壊の発生が予想されるため、交通手段の確保が困難となり、周辺地域からの広域的な応援や傷病者等の搬送活動に支障をきたすおそれがある。

さらに、会津盆地周辺は、冬期間においては豪雪等の影響により交通などの都市機能や市民生活が阻害されるなど、雪に対して極めて脆弱な環境下に置かれていることから、冬に地震が発生した場合には、救助・救急、消火など様々な災害対策活動に甚大な影響を及ぼすことが予想される。また、会津盆地と周辺地域を結ぶ幹線道路が豪雪等の影響により通行支障に陥った場合には、周辺地域との連携が困難になり、陸の孤島化するおそれもある。

(3) 双葉断層地震

福島県浜通り地方北部を震源とする双葉断層地震では、最大震度6強の強い地震動を伴い相馬市、南相馬市を中心として新地町、飯舘村など阿武隈山地と太平洋に挟まれた低地一帯にわたって被害が集中的に発生するものと想定される。この地震による死者は最大で550名を超え、建物の大破・倒壊棟数は概ね8,000棟にも及ぶものと想定される。

さらに、浜通り地方中部の大熊町、双葉町、富岡町、楡葉町沿岸部に立地する原子力発電所（東京電力(株)福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所）については、事故により全号機の運転が停止された。福島第一原子力発電所1～4号機では事故の完全収束及び廃炉に向けての取組が続けられており、事故後の原子炉建屋については、東京電力(株)と国において耐震性が確認されているものの、原子炉等の冷却は仮設設備であることから、再び地震等により機能を失った場合に備えて予備設備等も準備されている。福島第一原子力発電所5・6号機及び福島第二原子力発電所1～4号機では冷温停止が維持されている。しかし、仮に地震等によって予備設備等を含めて全ての冷却機能が失われ核燃料が高温となった場合には、放射性物質の放出等が想定される。

(4) 福島県沖地震

福島県沖では、過去に100～200年程度の周期でマグニチュード7前後の地震が同一の場所で数回繰り返し発生しており、津波を伴う場合もある。

福島県沖地震では、いわき市から南相馬市に至る沿岸部の広い範囲で最大震度6弱の大きな揺れが発生するものと予想され、最大で350名近くにも及ぶ死者と1,600名を上回る負傷者を始め、5,000棟にも及び建物の大破・倒壊といった被害が想定されている。このように福島県沖地震では、他の3つの想定地震のような内陸型の地震と比較して、地震動により局地的にもたらされる激甚な被害が少ないものの、被害の範囲が広範にわたるといった特徴がみられる。

また、福島県沖地震による津波では、地震発生後20～40分程度でいわき市沿岸部に津波第一波が到達するほか、富岡町仏浜を中心とする地域で最大6.1mにも及ぶ津波水位が想定されているが、概ね津波高が現状における海岸保全施設の天端高を下回っており、陸域への越流がほとんどみられない状況となっている。

しかし、海岸地形や海底地形などの特性により実際の津波高が想定地震による津波高を上回る可能性があるほか、想定される津波高を越える地震津波が発生する可能性も考えられる。また、地震動や液状化により海岸保全施設の構造物自体が被災し、施設が持つ本来の機能が損なわれる可能性もあるため、津波対策のより一層の充実強化に努めることが重要である。

また、いわき市、広野町に形成されている石油コンビナート等では、地震による被災により大量の危険物が漏洩した場合は、海水を介して危険物が広範囲に拡散しやすく、大規模な火災や爆発に発展するおそれがある。さらに、津波来襲地には、浸水域の拡大や津波の河川遡上等を通じて、内陸の市街地にも被害が及ぶ可能性もある。

第3 想定調査成果及び過去の経験の活用

第2に示した「地震・津波被害の想定」の成果及び東日本大震災の経験を、県地域防災計画地震・津波災害対策編へ反映させる等、地震災害及び津波災害対策の立案に活用するとともに、市町村における地震災害及び津波災害対策の検討及び県民の防災意識の向上への活用を図る。

1 県地域防災計画地震・津波災害対策編等震災対策立案への活用

地震・津波被害想定調査は、本県の地域防災計画地震・津波災害対策編へ反映させる等、地震災害及び津波災害対策の立案に活用する。具体的な検討内容としては、次のものが挙げられる。

① 防災基本方針と具体的な被害軽減目標の検討

被害想定結果を踏まえて、すべての震災対策の拠り所とすべき基本方針を示し、中長期的な被害軽減目標量の具体的に設定する。

② 被害軽減目標の達成に向けた、予防対策や応急対策上の具体的な戦略・戦術と施策優先順位の検討

例えば、定量的な被害量及び対策活動需要量の想定に基づく各種対策活動要員・資機材の配備や緊急必要物資の備蓄・調達等の数量的な整備目標の設定等を行う。

③ 災害フェーズに対応した人的・物的資源の効果的な投入方策の検討

発災直後から時系列で起こり得る被害連鎖の様相や対策活動別の活動支障想定等のシナリオ被害想定を検討成果を踏まえ、被害連鎖の鎖を断ち切るための、限られた人的・物的資源の効果的な投入方策を検討する。

2 市町村における地震災害及び津波災害対策の検討

市町村においては、地震・津波被害想定調査の結果を踏まえて、地震災害及び津波災害対策の検討、市町村地域防災計画の見直し及び防災アセスメント調査の反映等に活用する。

3 東日本大震災の経験を踏まえた対策

東日本大震災は、これまで本県が想定してきた地震、津波規模を遙かに上回る災害規模であり、学術的に想定できなかった連動型地震による災害であったが、今後も、東日本大震災と同程度の災害が起こりうることを想定し、県、市町村及び防災関係機関は、人的被害を最小限に食い止めるための対策を策定する必要がある。

4 県民防災意識の向上

地震・津波被害想定調査結果及び東日本大震災の経験を踏まえた防災対策について、広く普及、啓発を図り、本県の地震・津波被害発生の可能性に関する県民の意識を深め、防災意識の向上を図るものとする。

第5節 調査研究推進体制の充実

第1 県による調査研究体制

1 活断層調査の推進

来るべき地震発生に備えた震災予防対策、応急対策及び復旧対策を立案するに当たっては、いつ、どこで、どの程度の地震が発生するのか等の地震発生環境を、科学的な手法に基づき調査研究し、予測することが重要である。特に、阪神・淡路大震災では、活断層の分布が地震被害の大きさと密接に関係していることが再確認され、活断層の位置や活動特性を正確に把握することの重要性が明らかとなった。

このような考え方から、本県においては、平成8年度から13年度まで、福島盆地西縁断層帯、双葉断層、会津盆地西縁断層帯の詳細な調査を実施したところである。

この調査は、活断層が存在していると考えられる場所を直接掘削するなどして、過去の活動履歴、最新の活動時期、発生周期、起こりうる地震の規模等を調査・分析して、今後の活動予測を行い、震災対策の検討に活かすことを目的としている。

2 災害素因情報の蓄積と利用環境の整備

地盤特性の震害との間に深い関係があることは、古くから多くの調査研究により示されてきた。震源から同じ距離にある地域でも、地盤特性の違いにより、被害の程度が大きく異なることは、阪神・淡路大震災をはじめ過去の地震災害でも確認されている。つまり、地域の地盤特性を正確に把握しておけば、地震発生時の被害分布の様相がある程度想定できるとも考えられ、各地の地盤情報をできる限り正確に調査・把握し、活用可能な形で整理することは、震災対策を検討する上で非常に重要な作業といえる。

本県では、平成7年度から9年度までの3カ年で地震・津波被害想定調査を実施した。この調査では、福島全県を市街地は概ね500m四方、その他の地域は概ね1km四方のメッシュ地区に区分して、メッシュ区分ごとの地盤特性を、ボーリングデータの収集・整理に基づき数値情報としてデータベース化している。なお、令和元年から見直し調査に着手しており、調査完了後は調査結果を各種防災計画へ反映するほか、調査結果を住民に啓発するなど、防災意識の向上に努めていくことが必要である。

3 防災情報システムの研究・整備

このことについては、「一般災害対策編第1章第4節第1 2」を参照するものとする。

第2 市町村による調査研究体制

1 防災アセスメントの実施

県で実施した被害想定は、県内を500mないし1km四方のメッシュ地区に分割したマクロ被害想定である。市町村は、生活者と密着した被災地における防災の第一次的な責任を有する基礎的自治体であり、このマクロ被害想定だけでは十分とはいえない。市町村における具体的な被害軽減施策や対策活動等の検討に結びつけるためには、より詳細な地質・地盤特性や建物分布状況等に注目した検討が必要となる。

このため各市町村においては、県による被害想定調査を前提としつつ、より地域の特性に注目した災害誘因・素因の分析及び評価等の防災アセスメントの実施を図る必要がある。

2 災害素因情報の蓄積と活用環境の整備

このことについては、「一般災害対策編第1章第4節第2 2」を参照するものとする。

第3 自主防災組織等地域における取組

このことについては、「一般災害対策編第1章第4節第3」を参照するものとする。

一方で、東日本大震災においては、津波に対して「いち早く逃げる」ことの重要性が浮き彫りとなった。限られた時間の中で全ての住民に対して避難を周知することは困難であるため、地域において避難の在り方について十分に議論し、理解を深める必要がある。

第6節 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱

第1 防災関係機関の実施責任

1 県

このことについては、「一般災害対策編第1章第5節第1 1」を参照するものとする。

2 市町村

このことについては、「一般災害対策編第1章第5節第1 2」を参照するものとする。

3 指定地方行政機関

このことについては、「一般災害対策編第1章第5節第1 3」を参照するものとする。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

このことについては、「一般災害対策編第1章第5節第1 4」を参照するものとする。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

このことについては、「一般災害対策編第1章第5節第1 5」を参照するものとする。

第2 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1 県

このことについては、「一般災害対策編第1章第5節第2 1」を参照するものとする。

2 市町村

このことについては、「一般災害対策編第1章第5節第2 2」を参照するものとする。

3 指定地方行政機関

このことについては、「一般災害対策編第1章第5節第2 3」を参照するものとする。

4 自衛隊

このことについては、「一般災害対策編第1章第5節第2 4」を参照するものとする。

5 指定公共機関

このことについては、「一般災害対策編第1章第5節第2 5」を参照するものとする。

6 指定地方公共機関

このことについては、「一般災害対策編第1章第5節第2 6」を参照するものとする。

7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

このことについては、「一般災害対策編第1章第5節第2 7」を参照するものとする。

第7節 住民等の責務

第1 住民の責務

このことについては、「一般災害対策編第1章第6節第1」を参照するものとする。

第2 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資等の供給を業とする者の責務

このことについては、「一般災害対策編第1章第6節第2」を参照するものとする。

第 2 章 災害予防計画

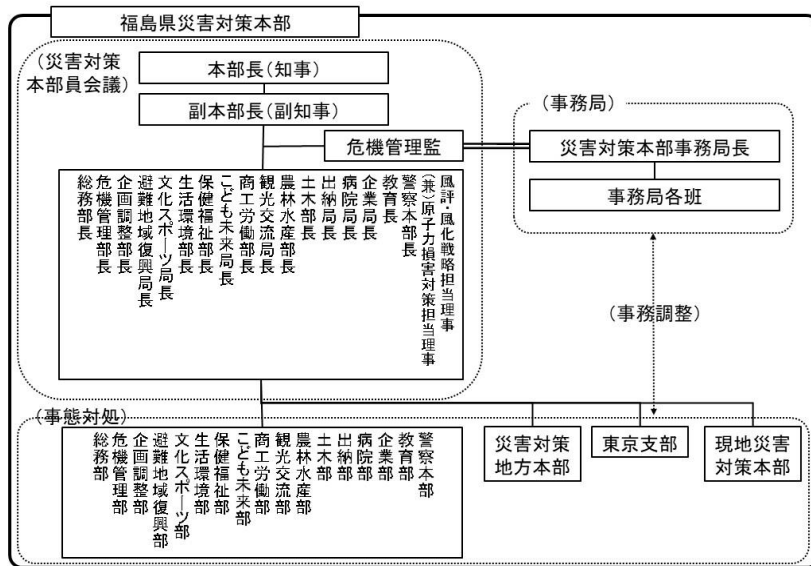
担当部署の記載について

○ 県の災害対応について

- ・ 災害対策本部が設置される場合

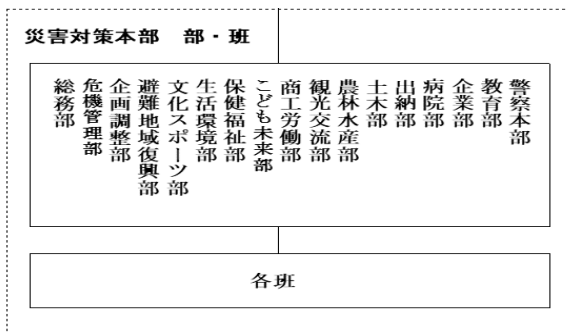
県では、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、災害応急対策を円滑に実施するため、設置基準に基づいて災害対策本部を設置し災害応急対応を実施する。

災害対策本部には、各部署から派遣された職員で構成する災害対策本部事務局各班と、平時の各部署・総室体制を基礎とする災害対策本部 部・班が存在し、災害対策本部事務局各班と災害対策本部 部・班が連携して災害応急対応を実施するものとする。



- ・ 災害対策本部が設置されない場合

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合においても、その災害や被害の規模等に応じて、警戒配備、特別警戒配備、特別警戒本部体制など、災害対策本部を設置せずに災害応急対応を実施することがあり、その場合は災害対策本部 部・班の基礎となる各部署・総室において、平時の所掌事務に関係する災害応急対応を実施することとする。



※ 災害対策本部は設置されていないので、災害対策本部 部・班としてではなく、その基礎となる各部署・総室として対応する。

○ 担当部署の記載について

- ・ 第2章の担当部署の記載について

第2章災害予防計画では、県のそれぞれの業務について、平時から対応しており災害予防対策の主体となる部署を明記した。

ただし、明記した部署が中心となって災害予防対策を進めることとなるが、その他の部署においても、関係する業務について積極的に災害予防対策に取り組むこととする。

第2章 災害予防計画

第1節 防災組織の整備・充実

【災害発生時の対応については第3章 第1節 応急活動体制
及び 第2節 職員の動員配備を参照】

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、県、市町村及び防災関係機関は、防災体制を整備し、広域的な応援も含めた防災関係機関相互の連携を強化するとともに、地域全体の防災力の向上に結びつく自主防災組織等の整備を促進して、防災組織体制の万全を期す。

第1 県の防災組織

1 福島県防災会議

このことについては、「一般災害対策編第2章第1節第1 1」を参照するものとする。

2 福島県災害対策本部

このことについては、「一般災害対策編第2章第1節第1 2」を参照するものとする。

3 福島県水防本部

このことについては、「一般災害対策編第2章第1節第1 3」を参照するものとする。

4 福島県石油コンビナート等防災本部

このことについては、「一般災害対策編第2章第1節第1 4」を参照するものとする。

第2 市町村の防災組織

市町村は、関係法令及び条例等に基づき、次の防災組織を設置する。

1 市町村防災会議

このことについては、「一般災害対策編第2章第1節第2 1」を参照するものとする。

2 市町村災害対策本部

このことについては、「一般災害対策編第2章第1節第2 2」を参照するものとする。

3 水防管理団体（市町村）

このことについては、「一般災害対策編第2章第1節第2 3」を参照するものとする。

第3 防災関係機関の防災組織

このことについては、「一般災害対策編第2章第1節第3」を参照するものとする。

第4 自主防災組織

1 設置の目的

このことについては、「一般災害対策編第2章第1節第4 1」を参照するものとする。

2 組織編成

このことについては、「一般災害対策編第2章第1節第4 2」を参照するものとする。

第5 応援協力体制の整備

1 県と市町村の相互協力

このことについては、「一般災害対策編第2章第1節第5 1」を参照するものとする。

2 他都道府県との相互応援

このことについては、「一般災害対策編第2章第1節第5 2」を参照するものとする。

3 福島県受援応援計画

このことについては、「一般災害対策編第2章第1節第5 3」を参照するものとする。

4 県内市町村間の相互応援及び県外市町村との相互応援

このことについては、「一般災害対策編第2章第1節第5 4」を参照するものとする。

5 国への応援の要求等

このことについては、「一般災害対策編第2章第1節第5 5」を参照するものとする。

6 県内防災関係機関の相互応援

このことについては、「一般災害対策編第2章第1節第5 6」を参照するものとする。

7 消防の相互応援

このことについては、「一般災害対策編第2章第1節第5 7」を参照するものとする。

8 指定行政機関、指定地方行政機関、他都道府県からの職員派遣要請に対応するための資料整備

このことについては、「一般災害対策編第2章第1節第5 8」を参照するものとする。

9 経費負担

このことについては、「一般災害対策編第2章第1節第5 9」を参照するものとする。

10 民間協力計画

このことについては、「一般災害対策編第2章第1節第5 10」を参照するものとする。

第6 県と自衛隊との連携体制

このことについては、「一般災害対策編第2章第1節第6」を参照するものとする。

第7 その他の防災組織

このことについては、「一般災害対策編第2章第1節第7」を参照するものとする。

第8 公的機関等の業務継続性の確保

このことについては、「一般災害対策編第2章第1節第8」を参照するものとする。

第9 県の各部局における平常時からの業務

県（「知事部局及びその他の執行機関等」をいう。）は、災害応急対策を的確かつ確実に実施するため、平常時から災害に備え、次に掲げる業務を行うものとする。

1 危機管理監の職務

このことについては、「一般災害対策編第2章第1節第9 1」を参照するものとする。

2 各所属における平常時からの業務分担（各所属共通）

このことについては、「一般災害対策編第2章第1節第9 2」を参照するものとする。

3 各所属における平常時からの業務分担（各所属特定）

このことについては、「一般災害対策編第2章第1節第9 3」を参照するものとする。

第2節 防災情報通信網の整備

(危機管理部、企画調整部、市町村、東北地方非常通信協議会、(一社)テレコムサービス協会)

【災害発生時の対応については第3章 第3節 地震災害情報の収集伝達
及び第4節 通信の確保を参照】

災害時に災害情報システムが十分機能し、活用できる状態に保つために、県、市町村及び防災関係機関は、防災情報通信網を整備するとともに、併せて設備の安全対策を講じるものとする。

第1 防災情報通信網の整備（危機管理総室）

1 福島県総合情報通信ネットワークの概要

このことについては、「一般災害対策編第2章第2節第1 1」を参照するものとする。

2 局数

このことについては、「一般災害対策編第2章第2節第1 2」を参照するものとする。

3 各機関の機能

このことについては、「一般災害対策編第2章第2節第1 3」を参照するものとする。

4 防災事務連絡システム

このことについては、「一般災害対策編第2章第2節第1 4」を参照するものとする。

5 職員参集システム

このことについては、「一般災害対策編第2章第2節第1 6」を参照するものとする。

6 代行統制局の設置

このことについては、「一般災害対策編第2章第2節第1 7」を参照するものとする。

第2 市町村防災行政無線の整備

このことについては、「一般災害対策編第2章第2節第2」を参照するものとする。

第3 その他通信網の整備・活用

1 非常通信体制の充実強化

このことについては、「一般災害対策編第2章第2節第3 1」を参照するものとする。

2 その他通信連絡網の整備・活用

このことについては、「一般災害対策編第2章第2節第3 2」を参照するものとする。

第4 通信手段の周知

1 県と関係機関間の連絡体制の周知

このことについては、「一般災害対策編第2章第2節第4 1」を参照するものとする。

2 住民への連絡体制の周知

このことについては、「一般災害対策編第2章第2節第4 2」を参照するものとする。

第3節 地震観測計画

(危機管理部、福島地方気象台、国立研究開発法人防災科学技術研究所、国土地理院、東京大学、東北大学、日本大学、東日本旅客鉄道(株))

【災害発生時の対応については第3章 第3節 地震災害情報の収集伝達を参照】

国に対して福島県東部地域における地震観測体制の整備・強化を要望するとともに、県として、計測震度計を設置するなど観測体制を整備し、地震動の基礎的データの充実及び初動体制の確立を図る。

第1 地震観測網

県内における主な地震計の設置並びに観測の状況は、次のとおりである。

No.	観測機関	地震計の種類・観測方法	箇所数	備考
(1)	福島県	計測震度計	84	気象庁の7箇所利用も含め、県内91箇所をネットワーク化
(2)	気象庁	計測震度計(地震計併用6)	18	
(3)	防災科学技術研究所	強震計	22	
(4)	東北大学	地震計(微小地震観測)	9	
(5)	日本大学	地震計	1	
(6)	JR東日本	地震計	15	
(7)	国土地理院	電子基準点 GPS地殻変動観測施設等	35 4	
(8)	東京大学	ラドン、水温等を観測	5	

第2 福島県震度情報ネットワークシステムの概要

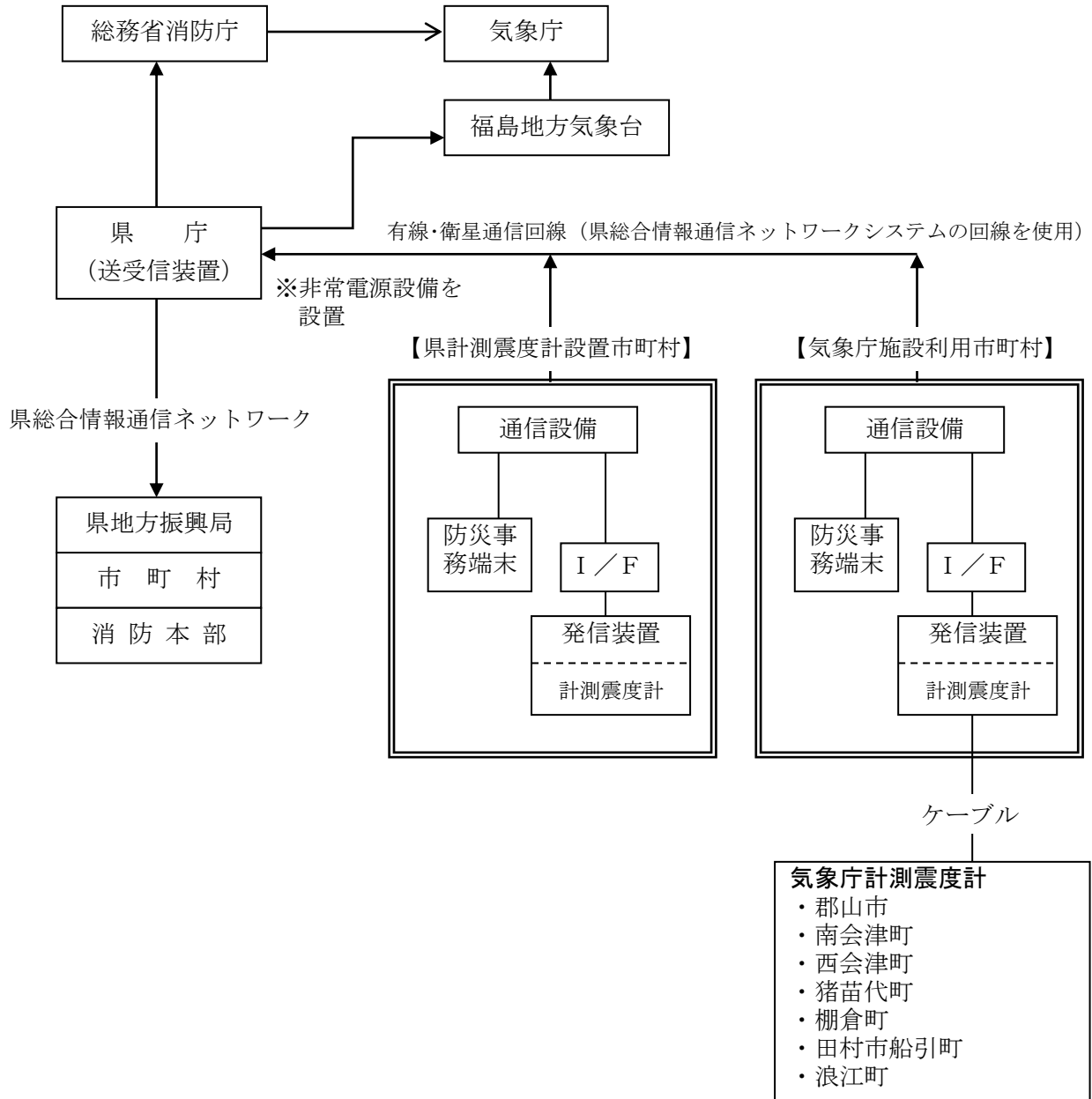
県(危機管理総室)では、県内の84箇所に計測震度計を整備し、気象庁の計測震度計利用の7箇所(郡山市・南会津町・西会津町・猪苗代町・棚倉町・田村市船引町・浪江町)と合わせて、県内の全市町村の震度情報を収集し、ネットワーク化を図っている。

このシステムで得られた震度情報は、県庁を経由し、県総合情報通信ネットワークを通して各地方振興局、各市町村、各消防本部等に配信され、市町村別の被害状況の推定、各種の応急対策の検討をはじめ、県の職員参集システムに組み入れられることにより、初動体制の充実・強化に活用されている。

また、平成13年度に福島地方気象台と接続したことにより、気象庁の地震情報に利用されていることから、震度データの正確な伝送の確保に努めている。

なお、消防庁においても、全国都道府県から送られてくる各市町村別の震度情報を早期に把握することにより、迅速な広域応援が可能となるよう体制の整備を図っている。

第3 震度情報ネットワークシステムの概要図



第4節 都市の防災対策

(土木部、各部局施設管理者、市町村)

【災害発生時の対応については第3章 第7節 消火活動を参照】

本県においても都市への人口集中が進行しており、県土の約2割の都市地域に人口の約8割が集中しており、特に福島市、郡山市、会津若松市、いわき市及びその周辺地域において顕著である。

これらの市街地において地震が発生した場合、住民の生命、財産の被害が大きくなるおそれがあることから、県及び市町村は、被害を最小限に防止するため、建築物の耐震化・不燃化の促進、都市公園の整備・保全による防災空間の確保、計画的な街路整備による避難及び輸送路の確保、さらには既存市街地の再開発等による総合的な都市防災の整備に取り組み、災害に強い安全なまちづくりを積極的に推進する。

第1 建築物防災対策

1 福島県耐震改修促進計画

県（建築総室）は、既存建築物の防災対策をより効果的に推進するため、地震対策及び防火対策等、各種の対策を相互に関連つけた総合的な福島県耐震改修促進計画を平成18年度に策定した。そして、社会情勢の変化や耐震化の進捗状況を勘案し、耐震改修促進法の改正内容を踏まえて、更なる耐震化促進の取組を強化するよう必要に応じて見直す。また、市町村も、同様に見直しに取り組むものとする。

- (1) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策（耐震化を促進するための環境整備や制度の構築等）
- (2) 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及
- (3) 総合的な安全対策により減災化の促進を図るための施策
- (4) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための指導（耐震診断の実施と報告義務の周知等）

2 建築物の耐震性強化

建築物の耐震性については、建築基準法により最低の基準が定められているが、昭和55年に制度化された新耐震設計基準の適用以前の建築物については、必ずしも十分な耐震性を有していないものがあるのが現状である。

このため、県（建築総室）及び市町村は、建築物の所有者又は管理者に対し、耐震工法及び耐震補強等の重要性について啓発を行い、建築物の耐震性の強化を図る。

また、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の改正に伴い、要緊急安全確認大規模建築物、要安全確認計画記載建築物及び特定建築物についての的確な法の施行に努める。

(1) 耐震化に関する県民相談の実施

県（建築総室）は、県民からの建築物の耐震性に関する相談に応ずると共に、耐震診断及び耐震補強に関する技術指導、啓発等に努める。

(2) 耐震性に関する知識の普及

県（建築総室）は、耐震工法、耐震補強などについての資料を配布し、説明会の開催等を行い、建築物の耐震性確保を図る。

(3) 建築士会等の協力

県（建築総室）は、建築物の設計・施工について豊富な知識と経験を持つ建築士会等と協力し、一般建築物の耐震性確保を図る。

3 被災建築物の応急危険度判定制度の創設と充実

県（建築総室）及び市町村は、地震により被災した建築物（一般住宅を含む）が、地震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定活動を民間の建築士等の協力を得て行うため、「福島県地震被災建築物応急危険度判定士認定制度」を設けるとともに、判定活動体制の構築を行う。

4 窓ガラス等の落下物防止対策

(1) 一般建築物の落下物防止対策

県（建築総室）及び市町村は、地震時に建築物の窓ガラス、看板等落下物による危険を防止するため、次の対策を講ずる。

ア 市町村は、容積率400%以上の地域内に存する建築物及び市町村地域防災計画において定められた避難場所までの避難路等に面する建築物で地階を除く階数が3以上のものを対象に落下物の実態調査を行う。

イ 実態調査の結果、落下物のおそれのある建築物について、その所有者又は管理者に対し改善を指導する。

ウ 建築物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下物防止対策の重要性について啓発を行う。

(2) 県有施設のガラス飛散防止対策

県（各施設管理者）は、6階建以上の県有施設のうち、ベランダ、ひさし（0.6m以上）、強化ガラス及び網入ガラス等以外で危険防止対策が講じられていないものについて、ガラス飛散の防止措置を講ずる。

5 ブロック塀の倒壊防止対策

県（建築総室）及び市町村は、地震によるブロック塀（石塀を含む）の倒壊を防止するため、次の施設を推進する。

(1) 県（建築総室）及び市町村は、県民に対し、ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報紙等を活用し、啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等についてパンフレット等を作成し、知識の普及を図る。

(2) 市町村は、市街地内のブロック塀の実態調査を行い、ブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努める。なお、実態調査は通学路、避難路及び避難場所等に重点を置く。

(3) 市町村は、ブロック塀を設置している住民に対して日ごろから点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては造り替えや生け垣化等を奨励する。

(4) 県（建築総室）及び市町村は、ブロック塀を新設又は改修しようとする県民に対し、建築基準法に定める基準の遵守を指導する。

6 建築物不燃化の促進

(1) 防火・準防火地域の指定

県（都市総室、建築総室）及び市町村は、建築物が密集し、火災により多くの被害を生ずるおそれのある地域を防火地域又は準防火地域に指定し、耐火建築物、準耐火建築物その他建築基準法で規定する防火措置を講じた建築物の建築を推進する。

ア 防火地域は、原則として容積率400パーセント以上の近隣商業地域及び商業地域について指定を行うほか、集団的地域としての「建築物密集地域」「公共施設等重要施設の集合地域」あるいは路線的な地域としての「幹線街路沿いの商業施設等の連坦する地域」等都市防災上の観

点から、特に指定が必要と考えられる地域についても順次指定を進める。

イ 準防火地域は、原則として住居専用地域、工業地域及び工業専用地域を除く容積率 300パーセント以上の区域及び建築物が密集し、または、用途が混在し火災の危険が予想される地区等について指定を進める。

(2) 建築物の防火の促進

新築、増改築等建築物については、建築基準法に基づき指導を行うとともに、既存建築物については、次の法制度体系を通じ事業の推進を図る。

ア 既存建築物に対する改善指導

県（建築総室）及び市町村は、百貨店、旅館等の不特定多数の人が集まる既存特殊建築物の防災性を常時確保するため、建築基準法第12条の規定に基づく定期報告制度を活用し、建築物の安全性確保と施設改善を指導する。

また、大規模な既存特殊建築物及び中小雑居ビルに対して、防火及び人の避難の安全を確保するため、必要な防火避難施設の改善を指導する。

イ 防火対象物定期点検報告制度

県（建築総室）及び市町村は、消防機関が実施する「防火対象物定期点検報告制度」に基づき、必要に応じ、消防機関と連携して防火避難施設の改善指導を行う。

第2 防災上重要な建築物の耐震性確保等

1 県有施設の耐震性確保

県（各施設管理者）は、大規模な地震による災害時に、応急対策活動の拠点となる施設を防災上重要建築物として指定し、それらの施設の重要度に応じて耐震性を確保する。

(1) 防災上重要建築物の指定

県は、次の施設を防災上重要建築物に指定する。

ア 防災拠点施設

県庁舎、県合同庁舎、警察署、保健福祉事務所、県の出先庁舎等

イ 避難施設

県立高等学校、県立体育館、県立社会福祉施設等

ウ 緊急医療施設

県立病院、公立大学法人医科大学付属病院

(2) 建築設備の耐震性確保

県（各施設管理者）は、防災上重要建築物に該当する施設が、大規模な地震の発生後も継続してその機能を果たせるよう、建築設備についても耐震性に十分配慮する。特に、災害対策本部及び災害対策地方本部を設置する施設については、優先的に建築設備の耐震性の確保を図るものとする。なお、防災拠点施設、避難施設、緊急医療施設においては、ライフラインシステムの断絶等の不測の事態に備え、太陽光パネルや非常用発電装置の設置など、業務の継続に必要な非常用設備の整備を推進する。

(3) ロッカー、書架等の転倒防止対策

県（各施設管理者）は、防災上重要建築物に該当する施設が、大規模な地震の発生後も継続してその機能を果たせるよう、ロッカー、書架等の転倒防止対策を行うとともに、転倒防止対策について、定期的に確認を行う。特に、災害対策本部及び災害対策地方本部を設置する施設については、優先的にロッカー、書架等の転倒防止対策を行う。

(4) 防災拠点施設の主な設備等

新たに整備する防災拠点施設には、下記の設備を整備する。

- (ア) 非常電源設備
- (イ) 耐震性貯水槽
- (ウ) 県総合情報通信ネットワーク
- (エ) 備蓄倉庫（災害対策活動要員用物資を対象とする。）
- (オ) 臨時ヘリポート
- (カ) 非常用排水設備又は排水槽

なお、地方振興局を含む合同庁舎の整備に当たっては、上記の施設に加え、災害対策地方本部が設置されることから、災害対策地方本部室、国の現地対策本部要員、防災関係機関からの対策要員等を含めた応急対策にあたることのできるスペース、通信回線等の確保を図る必要がある。

(5) 建築物の非構造部材の減災化対策

県（各施設管理者）は、大規模な地震発生時の利用者の安全及び施設の機能維持のため、「福島県県有建築物の非構造部材減災化計画」に基づき建築物の非構造部材について減災化を図る。特に、防災上重要建築物については、優先的に非構造部材の減災化を図る。

2 市町村及び公共的施設管理者による施設の耐震化

市町村及び公共的施設管理者は、県の耐震化事業に準じ、耐震診断及び耐震補強工事を推進する。

3 民間施設管理者による施設の耐震化

民間施設管理者は、「福島県耐震改修促進計画」に指定された建築物について、耐震診断・耐震改修の促進を図る。

第3 防災空間の確保

1 緑地保全地区の指定

都市における樹林地、草地、水辺地等の良好な自然環境を形成している土地の区域で、無秩序な市街化の防止、公害又は災害の防止のための必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な位置、規模及び形態を有するものについては、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区を指定し、県（都市総室）及び市町村は、県が定める「福島県広域緑地計画」及び市町村が定める「緑の基本計画」に基づき、計画的に指定の推進を図り、防災効果を発揮する防災空間の確保に努める。

2 都市公園等の整備

都市公園等は、都市における緑とオープンスペースの中核として、自然とのふれあい、活力ある長寿・福祉社会の形成、コミュニティの醸成、スポーツ・レクリエーション活動等、住民の多様なニーズに対応する都市生活の根幹的施設であると同時に、大規模な災害の発生時には、延焼防止、避難場所あるいは救援活動の拠点として防災上重要な役割を担っている。

また、国の防災公園等に関する施策の拡充を踏まえ、県（都市総室）及び市町村は、計画的に整備拡大を図り、防災効果を発揮する防災空間の確保に努める。

3 都市計画道路の整備

都市の基本的施設の一つである道路は人が歩き、車が走るためばかりではなく、コミュニティの形成等、市民生活のあらゆる面で利用されていると同時に、災害時には、避難路や救援路さらには防火帯の役目を果たすなど重要な役割を果している。

県（道路総室、都市総室）及び市町村は、災害時の避難路のネットワーク化とともに、緊急支援物資の輸送、救急、消防等に緊急活動に効果を発揮する幹線道路ネットワークの計画的な整備を推進する。整備に当たっては、十分な道路幅員の確保、電線類の地中化、緑化等により、災害に強い

構造とするとともに、複数の経路でどの地域にもアクセスできるダブルネットワーク化を図る。

4 都市空間の利用

都市の基盤として整備される道路や都市公園等は都市の貴重な空間であり、災害時には延焼遮断空間等として防災上重要な役割を持つ。これらの都市空間においても、耐震性貯水槽、備蓄倉庫、ヘリポート等の災害時に必要となる施設を整備するほか、県（道路総室、都市総室）及び市町村はライフラインの信頼性を確保するため、各事業者と協力して電線類共同溝等の整備を推進する。

5 オープンスペースの確保

災害時に、住民の避難場所、物資の輸送拠点、応援部隊の活動拠点、資材置場、仮設住宅の建設用地、がれきの仮置場等に活用できる空港、公園、グラウンド、河川敷、農地等のオープンスペースについて、市町村は定期的に調査を実施し、その把握に努める。

第4 市街地の開発等

1 市街地再開発の推進（県土木部都市総室）

低層の木造建築物が密集し、生活環境の悪化した市街地において、細分化された宅地を共同化してオープンスペースを確保するとともに、不燃建築物の建築及び交通広場、街路、公園、緑地等の公共施設の整備を行い、防災性の高い安全で快適な都市環境の創造に努める。

(1) 市街地再開発事業

土地の適正な高度利用と都市機能の更新及び都市防災を推進するために、市街地再開発基本計画及び事業計画等の作成を進めている地区の事業化を促進する。

(2) 優良建築物等整備事業等

市街地の環境の整備改善、防災性の向上に資する良好な建築物の整備を図るため、優良建築物等整備事業等の再開発関連諸制度を活用し、安全で快適なまちづくりを促進する。

(3) 市街地再開発資金融資制度

耐火建築物の建設を行う者に、その建設資金を融資し、防災性の高いまちづくりを促進する。

2 住環境整備事業の推進

市街地において、不良住宅が集団的に存する地区等は災害時に被害の拡大が懸念される。

これらの地区を居住環境、都市基盤及び都市防火等の観点から整備することにより、良好な市街地が形成され、防災性の高い安全で快適なまちづくりが図られる。

3 土地区画整理事業の推進

県（都市総室）及び市町村は、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を目的とした土地区画整理事業を実施することにより、防災的効果を有した安全で快適なまちづくりを推進する。

県及び市町村は、土地区画整理事業の計画をおおむね次の基準により策定する。

(1) 地方公共団体施行土地区画整理事業

- ア 施行地区の面積は、原則として5ヘクタール以上とする。
- イ 施行地区は、都市計画道路、公園、緑地等の新設を含む地区で、地震災害時においては、当該区域内の施設が防災効果を発揮するよう整備する。
- ウ 施行地区が、主要駅付近又は中心市街地にある場合は、交通の円滑化を図るとともに、地震災害時においては、避難路や延焼防止帯となる幹線道路、区画道路等を整備する。
- エ 施行地区は、非常時の防災拠点を形成するため、避難場所となる公園や医療・福祉・行政施設等を集積した街区を持った市街地として整備する。

(2) 組合施行土地区画整理事業

- ア 施行地区の面積は、原則として10ヘクタール以上とする。
- イ 事業施行後、施行地区内の道路、公園、広場、緑地等公共の用地に供する土地の面積の合計が施行面積のおおむね25パーセント以上となるものとし、防災効果を発揮するよう整備する。
- ウ 都市計画道路（幅員12メートル以上）を適切に配置する。

第5節 上水道、下水道及び工業用水道施設災害予防対策

(保健福祉部、水道事業者、水道用水供給事業者、土木部、下水道事業者、工業用水道事業者)

【災害発生時の対応については第3章 第22節 生活関連施設の応急対策を参照】

上水道、下水道及び工業用水道施設の耐震性を強化して、地震時の被害を最小限にとどめ、かつ速やかに被害施設の復旧を可能にするために必要な施策を実施することを目的とする。

第1 上水道施設予防対策

1 水道施設等の整備

水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）は、水道施設のより一層の耐震化を図り、水道水の安定供給と二次災害の防止のため、次により水道施設の整備を図るものとする。

- (1) 水道施設の耐震化を効果的・効率的に進めるため、既存施設の耐震診断等を行い、順次計画的に耐震化を進めるものとする。
- (2) 基幹施設の分散や系統多重化により補完機能を強化するとともに、配水系統のブロック化により、地震被害の軽減等を図るものとする。
- (3) 施設の機能を十分に発揮させるために必要不可欠な情報伝送設備や遠隔監視・制御設備、自家発電設備等の電気機械設備について耐震化を図るものとする。
- (4) 水道施設の耐震化事業には、事業収入の増加につながらない大きな投資を必要とすることから、市町村の一般会計による支援を受けるなど、必要経費の確保を図るものとする。

2 応急復旧用資機材の確保

水道事業者等は、応急復旧用資機材を備蓄しておくとともに、資機材の備蓄状況を把握しておくものとする。

3 相互応援

- (1) 水道事業者等は、応急復旧作業を迅速に進めるための人員等の確保のため、隣接水道事業者等、さらには地震による同時被災を免れると思われる水道事業者等と応急復旧等の応援活動に関する応援協定を締結しておくなど、相互応援体制の整備を図るものとする。
- (2) 県（健康衛生総室）は、広域的な応援活動の連絡・調整のための体制の整備を図るものとする。

第2 下水道施設予防対策

1 下水道施設の整備

下水道施設の管理者は、下水道施設の計画、設計、施工及び維持管理に当たり、立地条件に応じ、地震に対して次の対策を実施するものとする。

- (1) ポンプ場及び処理場内の重要施設について耐震計算を行い、その他の施設については、ある程度の地震被害を想定し、施設の複数化、予備の確保等により機能の確保を図り、また、補修の容易な構造とするなど、復旧対策に重点をおいた整備を図るものとする。
- (2) ポンプ場及び処理場では、地震時においても最小限の排水機能が確保されるよう整備を図るものとする。

また、停電及び断水に対して速やかに対応できるよう考慮するものとする。

- (3) 地震の程度により排水機能に支障を来たす場合があるので、緊急用として重要な管渠及び処理場については、バイパス等の整備の検討を行うものとする。
- (4) 液状化対策として、主要な管渠工事にあたっては、事前に地質調査を実施するとともに、埋戻しに液状化が起りにくい材料を使用するなど工法の検討を行うものとする。
- (5) ポンプ場及び処理場内での各種薬品、重油及びガス等の燃料用設備の設置にあたっては、地震による漏洩、その他の二次災害が発生しないよう考慮するものとする。
- (6) 施設の維持管理においては、定期点検等による危険箇所の早期発見とその改善を行い、施設の機能保持を図るものとする。

2 応急復旧用資機材の確保等

下水道施設の管理者は、復旧工事を速やかに施工するため、必要な資機材の備蓄に努めるとともに、資機材の優先調達を図るものとする。

また、地震発生時にすぐ対応できるように、下水道台帳とともに維持管理記録を一体として整理し、さらに優先的に調査する必要がある箇所を特定するための下水道防災マップの作成を行っておくものとする。

3 要員の確保

応急復旧に必要な要員の配備計画をあらかじめ定めておくとともに、必要な人員を確保するため、施設の施工業者、管理委託業者及び他の下水道事業者等と災害時の応援協定等の締結を進めるものとする。

4 福島県下水道防災連絡会議

県（都市総室）、市町村及び下水道関係の公共的団体からなる福島県下水道防災連絡会議が組織されており、「福島県下水道防災計画」の策定及び同計画の具体的な実践と震災対策等の推進を図るとともに、災害発生時の協力体制の整備を目的としている。

第3 工業用水道施設予防対策

1 工業用水道施設等の整備

工業用水道事業者は、災害時における工業用水の安定供給を確保するため、次により工業用水道施設等の耐震化等に努めるものとする。

- (1) 工業用水道施設設計指針に基づき、基幹施設等の耐震化を図る。
- (2) 機械・電気設備における予備電源の整備等により安定給水に向けた機能の強化を図る。
また、工業用水使用企業に対し、災害時の対策として受水槽の設置等の指導に努める。
- (3) 施設の維持管理については、定期点検等による危険箇所の早期発見とその改善を行い、施設の機能保持を図る。
- (4) 管路の被災による給水への影響を少なくするため、管路の複線化等を促進する。

2 復旧資材の確保

緊急時に調達が難しい復旧資材を計画的に備蓄する。

第6節 電力、ガス施設災害予防対策

(危機管理部、東北電力㈱、各都市ガス事業者、各簡易ガス事業者、各LPガス事業者、(一社)福島県LPガス協会)

【災害発生時の対応については第3章 第22節 生活関連施設の応急対策を参照】

電力、ガス施設の耐震性の強化及び被害の軽減のための諸施策を実施し、震災時の被害を最小限にとどめ、安定した電力およびガスの供給の確保を図るため予防措置を講ずるものとする。

第1 電力施設災害予防対策

1 防災体制の確立

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に対処するため、本店、支店及び各事業所(以下、「店所」という。)に災害対策組織を整備し、防災体制を確立しておくとともに、その組織の運営方法及び関係機関との連携・協調の体制についても定めておくものとする。

2 事業計画

(1) 施設の耐震性の強化計画

ア 水力発電設備

(ア) ダムについては、発電用水力設備に関する技術基準、河川管理施設等構造令及びダム設計基準に基づき、堤体に作用する地盤震動に耐えるよう設計するものとする。

(イ) 水路工作物及び基礎構造が建物基礎と一体である水車、発電機については、地域別に定められた地盤震度を基準として構造物の応答特性を考慮した修正震度法により設計を行うものとする。

(ウ) その他の電気工作物の耐震設計は、発電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、発電用水力設備に関する技術基準に基づいて行うものとする。建物については、建築基準法による耐震設計を行うものとする。

イ 火力発電設備

機器の耐震は、発電所の重要度、その地域で予想される地震動などを考慮するほか、発電用火力設備に関する技術基準等に基づいて設計を行うものとする。建物については、建築基準法による耐震設計を行うものとする。

ウ 送電設備

(ア) 架空電線路

地震力の影響は、氷雪、風圧及び不平均張力による荷重に比べて小さいので、これらを考慮した設計を行うものとする。

(イ) 地中電線路

油槽台設計については、建築基準法による耐震設計を行うものとする。

エ 変電設備

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて設計を行うものとする。建物については、建築基準法による耐震設計を行うものとする。

オ 配電設備

軟弱地盤箇所について、根かせの増加取付等による支持物基礎の補強、変台コマの取付け

や捕縛方法の強化等で柱上変圧器の設置を行う。

(2) 電気工作物の調査・点検等

法令に定める電気設備技術基準に適合するよう、自社の電気工作物の維持管理を実施するほか、事故・災害の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には特別の巡視）並びに自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査を行うものとする。

(3) 災害対策用資機材の確保

ア 本店及び店所は、災害に備え平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努めるものとする。

イ 本店は、災害対策用資機材等の保有を効率的に行うとともに、災害時の不足資機材の調達を迅速かつ容易にするため、復旧用資機材の規格の統一を各電力会社間で進めるほか、「非常災害時における復旧応援要綱」（中央電力協議会策定）に基づき、他電力会社及び電源開発（株）と災害対策用資機材等の相互融通体制を整えておくものとする。

(4) 災害用資機材の輸送体制の確立

本店及び店所は、災害対策用資機材等の輸送計画を策定しておくとともに、車両、船舶、ヘリコプター等の輸送力の確保に努めるものとする。

(5) 防災訓練等の実施

ア 本店及び店所は、従業員に対し、災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会の開催、社内報への関連記事掲載等により防災意識の高揚に努めるものとする。

イ 本店及び店所は、災害対策を円滑に推進するため、年1回以上防災訓練を実施し、災害時における復旧対策が有効に機能することを確認しておくものとする。

また、国及び地方自治体等が実施する防災訓練に積極的に参加するものとする。

第2-1 ガス施設（都市ガス）災害予防対策

1 防災体制の確立

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場所に対処するため、初動措置段階における組織についての災害対策に関する規定に基づく体制を整備し、実施すべき事項を明確にしておくものとする。

2 事業計画

地震防災応急対策に係る措置を円滑に実施することによって、二次災害の防止や供給停止の早期復旧を図るための地震防災計画を策定し、これを段階的に推進していくものとする。

(1) 設備の耐震性の強化計画

ア ガス工作物の維持・管理

ガス発生設備、ガス精製設備、ガスホルダー、導管等のガス工作物については、耐震性の維持管理の徹底を図るものとする。

イ 耐震性導管への取替え

新設導管については、耐震性資材をもって施設し、既設導管についても順次、耐震性の高い導管へ取替えを行うものとする。

ウ 液状化対策

供給区域内の液状化発生の可能性を把握し、液状化の高い場所においては、ガスしゃ断装置による導管被害箇所へのガス供給の速やかなしゃ断等所要の対策を講じるものとする。

エ 導管網のブロック化

地震時に被害を最小限におさえ、供給停止した場合には、被害軽微な地区から早期に復旧できるように、導管網の構成状況及び緊急対応能力等を考慮のうえ、適切な規模の緊急措置ブロック化を図るものとする。

オ 安全器具の設置

マイコンメーター等は、災害防止に効果があることから、未設置箇所を設置するものとする。

カ 地震計の設置

地震発生直後に、地震動の強さを正確に把握し、その後の被害調査や緊急措置及び救援要請等の対処を的確かつ迅速に行うため、地震計を設置しておくものとする。

(2) 情報収集のための無線等通信設備の整備

地震発生直後の供給区域内の被害情報の収集や緊急措置の実施のための連絡を迅速かつ的確に行うための情報通信設備を整備しておくものとする。

(3) 防災資機材の管理等

次の防災資機材及び常備品を備え、定期的に数量を確認するとともに、使用可能な状態に管理しておくものとする。

また、復旧作業時に大量に必要となる資材等については、非常時の調達ルートを整備しておくものとする。

ア 導管材料

イ その他材料（ガスメーター、バルブ他）

ウ 修理用工具類

エ 車両、機械

オ 漏えい検査機器

カ 無線機

(4) 復旧計画の策定

円滑かつ効率的な復旧作業を行うため、あらかじめ復旧計画を定めておくものとする。

なお、計画策定（復旧作業の優先順位）に当たっては、原則として人命にかかわる箇所及び避難場所等の優先度を考慮して策定するものとする。

また、復旧作業は道路掘削等を伴うため、安全かつ効率的に行えるよう、道路管理者等と事前に協議しておくものとする。

(5) 防災訓練の実施

地震発生時に迅速かつ的確に防災活動を実施するため、行政機関の防災計画との関連も考慮して、災害対策本部の活動、現地対応等について、できる限り実践に即した訓練を実施するものとする。

(6) 防災関係機関との相互協力

市街地において、ガス漏れ等による二次災害防止等の対策を適切に行えるよう、日ごろから防災関係機関と必要な相互協力について協議しておくものとする。

第2-2 ガス施設（簡易ガス）災害予防対策

1 防災体制の確立

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に対処するため、初動措置段階における組織として、災害対策に関する規程及び保安規程に基づく体制を整備し、初動措置として実施すべき事項を明確にしておくものとする。

2 事業計画

地震防災応急対策に係る措置を円滑に実施することによって、二次災害の防止や供給停止の早期復旧を図るための地震防災計画を策定し、これを段階的に推進していくものとする。

(1) 設備の耐震性の強化計画

ア ガス工作物の維持・管理

容器、貯槽、集合装置、気化装置及びその附属設備、導管等については、耐震性能の維持・管理の徹底を図るものとする。

イ 耐震性導管への切り替え

新設導管については、省令（基準）に基づき設置することはもちろんのこと、既設導管についても計画的に耐震性の高い導管へ切替えを行うものとする。

ウ 安全器具の設置

マイコンメーターは、災害防止に効果があることから、未設置箇所への設置を図るものとする。

(2) 情報収集のための無線等通信設備の整備

地震発生直後の供給区域内の被害情報の収集や緊急措置の実施のための連絡を迅速かつ的確に行うための情報通信設備を整備しておくものとする。

(3) 防災資機材の整備等

復旧作業等に必要なる防災資機材等を整備しておくものとする。ただし、自社による整備が困難な場合は、関係団体等からの調達ルートを確立しておくものとする。

(4) 防災訓練の実施

地震発生時に迅速かつ的確に防災活動を実施するため、行政機関の防災計画との関連も考慮して、災害対策本部の活動、現地対応等について、できる限り実践に則した訓練を実施するものとする。

(5) 防災関係機関との相互協力

市街地において、ガス漏れ等による爆発事故等が発生した場合、適切に対応できるよう、防災関係機関と日ごろから責任分担を明確にしておくとともに、必要な相互協力ができるよう協議しておくものとする。

第2-3 ガス施設（LPガス）災害予防対策

1 防災体制の確立

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に対処するため、初動措置段階における組織として、災害対策に関する規程及び保安規程に基づく体制を整備し、初動措置として実施すべき事項を明確にしておくものとする。

2 事業計画

地震防災応急対策に係る措置を円滑に実施することによって、二次災害の防止や供給停止の早期復旧を図るための地震防災計画を策定し、これを段階的に推進していくものとする。

(1) LPガス設備の耐震性の強化計画

ア 消費先の容器置場等

火気との距離を確保するために消費先の容器置場に隔壁等を設置する場合は、耐震性を考慮し施工することはもちろんのこと、既設の隔壁等についても耐震性等の評価を行い、必要に応じ、強化等の措置を講ずるものとする。

イ 容器の転落・転倒防止措置

容器の転落・転倒防止については、省令に基づく措置を講ずることはもちろんのこと、適

正な鎖掛け等を実施し、定期点検を実施するものとする。

ウ 耐震性配管への切り替え

埋設配管は、耐震性の高い配管を設置するものとし、既設埋設配管についても計画的に耐震性の高い配管へ切替えを行うものとする。

エ 安全器具の設置

耐震自動ガス遮断機能搭載のS型マイコンメーターの設置はもちろんのこと、集中監視システム等の導入を図り、より高度な保安を実現するものとする。

オ ガス放出防止器等の設置

容器等からのガス漏れを防止するため、ガス放出防止器等の設置を図るものとする。

なお、設置に当たっては、地震発生時において、容器のバルブの閉止が困難な高齢者世帯等を優先的に行う等配慮するものとする。

(2) 情報収集のための無線等通信設備の整備

地震発生直後の供給区域内の被害情報の収集や緊急措置の実施のための連絡を迅速かつ的確に行うための情報通信設備を整備しておくものとする。

(3) 防災資機材の管理等

次の防災資機材及び常備品を備え、定期的に数量を確認するとともに使用可能な状態に管理しておくものとする。ただし、自社において確保が困難な場合は、関係団体等から調達ルートを確立しておくものとする。

ア 修理用工具類

イ 車両、機械

ウ 点検用工具類

エ 非常食、飲料水

オ 救急医薬品

カ 緊急支援用物資（カセットコンロ、カセットボンベ等）

キ 補修用・仮設住宅用機器（充てん用容器、ガスメーター、調整器等）

(4) 復旧計画の策定

円滑かつ効率的な復旧作業を行うため、あらかじめ次の事項を考慮し、（一社）福島県LPガス協会が設置する現地対策本部と事前に協議し、復旧計画を定めておくものとする。

なお、計画策定（復旧作業の優先順位）にあたっては、原則として人命にかかわる箇所、官公署、報道機関、避難場所等の優先を考慮して策定するものとする。

ア 住宅地図の整備・管理の在り方

イ 集合住宅の開栓の在り方

ウ 合理的な緊急点検の方法

(5) 防災訓練の実施

地震発生時に迅速かつ的確に防災活動を実施するため、行政機関の防災計画との関連も考慮して、災害対策本部の活動、現地対応等について、できる限り実践に則した訓練を実施するものとする。

(6) 防災関係機関との相互協力

市街地において、ガス漏れ等による爆発事故等が発生した場合、適切に対応できるよう、防災関係機関と日ごろから責任分担を明確にしておくとともに、必要な相互協力ができるよう協議しておくものとする。

第7節 鉄道施設災害予防対策

(各鉄道事業者、東北運輸局)

【災害発生時の対応については第3章 第22節 生活関連施設の応急対策を参照】

地震時における旅客の安全と円滑な輸送を図るための予防対策を確立し、かつ、鉄道施設の耐震性を強化し、被害を最小限にとどめるよう、各施設毎に予防措置を講ずるものとする。

第1 東日本旅客鉄道(株)施設災害予防対策

1 防災体制の確立

- (1) 災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に対処するため、県内の路線を所管する各支社内及び現地に災害対策組織を整備し、防災体制を確立しておくとともに、その組織の運営の方法及び関係機関との連携・協調の体制についても定めておくものとする。
- (2) 災害の情報を迅速かつ的確に把握するため、災害対策組織内での状況報告の方法、報告事項の基準等を定めておくとともに、関係機関及び地方自治体（県生活環境総室、市町村）と密接な情報連絡を行うための必要な措置等についても定めておくものとする。

2 事業計画

(1) 施設の耐震性の強化計画

- ア 土木建築物の変状、若しくは既変状の進行の有無を把握するため、定期検査を実施するとともに、線路等災害警備計画を作成し、気象異常等の線路巡回計画を定める。
- イ 関係箇所長は、線路に近接する施設の落下、倒壊による線路への被害を防止するため、関係官公庁、施設管理関係者に施設の整備を要請する。

(2) 地震計の設置

地震計を設置するとともにあらかじめ運転規制区間を定めておくことにより、地震発生時における早期点検体制の確立を図るものとする。

(3) 要員及び資機材の確保

- ア 災害復旧に必要な要員及び資機材を確保するため、あらかじめ非常招集計画を定め、必要な資機材を常備しておくとともに、関係協力会社との協議要領を定める。
- イ 復旧に必要な資機材及び災害予備貯蔵品を備蓄している関係箇所長は、定期的に点検を行い、その保有数の確認と機能保持に努める等の保守管理体制を確立する。
- ウ 自動車を保有する関係箇所長は、災害復旧に必要な要員及び輸送計画を定めるとともに、緊急通行車両の事前届出を警察本部又は管轄警察署に行い、事前承認を受けておく。

(4) 防災業務施設及び設備の整備

- ア 関係気象官署（福島地方気象台等）との連絡を緊密に行い、津波警報等の伝達、情報の収集、観測施設相互間の連絡等に必要な気象観測設備、通信連絡設備、警報装置等を整備しておくものとする。
- イ 大規模な地震等が発生した場合の情報収集、連絡等を行うため、携帯電話等を配備しておくものとする。

(5) 電力の確保

災害時における列車の運転用・営業用電力を確保するため、停電時には非常用予備発電装置及

び予備電源設備を活用するとともに、電気事業者からの受電方策等を講ずる等、早期給電体制の整備に努める。

(6) 防災教育の実施

社員に対し、災害予防に関する講習会・説明会の開催、パンフレット等の配付を行うとともに、日常業務を通じて次により必要な教育を行う。

- ア 予想される災害及び対策に関する知識
- イ 風水害及び地震発生時にとるべき初動措置
- ウ 事故処理要領に関する知識
- エ 社員が果たす役割及びその他必要な教育

(7) 防災訓練の実施

社員に対し、災害応急対策及び災害復旧に必要な次の訓練を行うとともに、地方公共団体及び防災関係機関が行う合同防災訓練に積極的に参加し、必要な知識の習得に努める。

- ア 非常参集訓練及び災害発生時の初動措置訓練
- イ 消防（通報、消火、避難）訓練及び救出・救護訓練
- ウ 旅客等の避難誘導訓練

第2 その他民有鉄道事業者の災害予防対策

県内のその他の民有鉄道事業者は、地震による災害発生時における旅客の安全確保と円滑な輸送を図るため、各事業者の災害予防対策規程等の定めるところにより、東日本旅客鉄道株式会社に準じて予防対策を実施するものとする。

第8節 電気通信施設等災害予防対策

(東日本電信電話(株)福島支店)

【災害発生時の対応については第3章 第22節 生活関連施設の応急対策を参照】

電話施設の予防対策は、災害時においても、通信の確保ができるよう、平常時から設備の防災構造化を実施する。また、災害が発生した場合に備えて、東日本電信電話(株)福島支店に災害等対策実施細則を制定し迅速かつ的確な措置を行えるよう、万全の体制を期する。

第1 施設の現況

1 建造物・設備等の現況

(1) 交換機設置ビル

過去の大規模な地震や被害状況を参考として、耐震、耐火構造のビル設計を行うとともに、地震に起因する火災や降雨による浸水等の二次災害を防止するため、地域条件に即して防火扉、防水扉等を設置している。

(2) 所内設備

ア 所内に設備する通信用機器は、地震動による倒壊、損傷を防止するため、支持金物等による耐震措置を行うとともに、脱落防止等の措置を行っている。

イ 通信機械室に装備してある器具・工具、試験器等は、耐震対策を施し、棚等は不燃性のものを使用している。

(3) 所外設備

ア 地下ケーブル

地下ケーブルは、耐震性の高い洞道への収容及び移設を随時実施している。

イ 橋梁添架ケーブル

二次的災害の火災による被害を想定して、耐火防護及び補強を実施している。

2 災害対策用機器

(1) 災害対策用無線機

ア 地域的な孤立を防止するための孤立防止用衛星通信方式(KU-1ch)を県内の役場、支所、出張所等の7箇所に配置している。

イ その他、復旧作業用として衛星携帯電話機を常備している。

(2) 非常用可搬型交換装置

所内通信設備が被災した場合、重要な通信を確保するため、代替交換機装置として、全国主要都市に非常用可搬型交換装置を配備している。

(3) 移動電源車

災害時等の長時間停電対策として、移動電源車を福島県内主要拠点に配備している。

東日本電信電話(株) 福島支店	(1,000KVA)	1台
	(500KVA)	2台
	(150KVA)	4台
	(30KVA)	4台

- (4) 所外設備応急用資材
所外設備が被災した場合、応急措置として、各種応急用ケーブル等を配備している。

第2 実施計画

1 施設・設備等の確保施策

電気通信設備を確保するために次の諸施策を計画し、実施中である。

- (1) 公共機関等の加入者の必要な通信を確保するため、ケーブルの2ルート化と回線の分散収容を図る。
- (2) 通信が途絶するような最悪の場合でも、最小限度の通信ができるよう、必要な場所に臨時公衆電話を設置し、一般県民の使用に供する。
- (3) 架空ケーブルは、地震及び地震による二次災害（火災）に比較的弱いので、地下化の望ましい区間は地下化を促進する。
- (4) 交換機設置ビル相互間を結ぶケーブルは、経路の分散化を推進する。
- (5) 商用電源が停止した場合の対策として、予備エンジンを常備しているが、さらに被災した場合を考慮して、移動電源装置、可搬型電源装置を配備している。
- (6) 災害時の通信確保及び復旧対策として、移動電源車、衛星通信システム装置を県内主要地域に配備するとともに、配備運用体制の見直しを行う。

2 防災訓練

災害予防措置及び災害応急対策措置等を円滑かつ迅速に実施できるよう次の訓練を、単独又は共同するなどして実施する。

- (1) 気象に関する情報伝達訓練
- (2) 災害時における通信疎通訓練
- (3) 電気通信設備等の災害応急復旧訓練
- (4) 消防及び水防の訓練
- (5) 避難及び救助訓練

3 防災関係機関との相互協力、連携強化

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災関係機関に対し協力要請する必要がある場合の要請方法等を明確にしておくものとする。

- (1) 物資対策
県及び地方公共団体等に対する燃料、食料等の特別配給要請。
- (2) 電源対策
商用電源の供給要請。
- (3) お客様対策
お客様に対する故障情報、回復情報、輻輳回避策等の情報提供を行うための報道機関への要請。

第9節 道路及び橋りょう等災害予防対策

(土木部、農林水産部、警察本部、東北地方整備局、東日本高速道路(株))

【災害発生時の対応については第3章 第13節 道路の確保(道路障害物除去等)及び第23節 道路、河川管理施設等及び公共建築物等の応急対策を参照】

県をはじめ施設等の施設管理者は、日頃から道路施設の危険箇所の点検調査とこれに基づく対策工事並びに橋りょうの点検調査に基づく補強等を実施し、地震に強い施設の確保に努める。

第1 県管理の道路及び橋りょう災害予防計画(県道路総室)

1 現況

地震による道路の被害は、高盛土部における路体や法面の崩壊、切土部における土砂崩落等のほか、地盤の亀裂・陥没・沈下・隆起に伴う道路施設の破壊が予想される。

本県の場合、複数の破砕帯、断層が存在しており、危険箇所を数多く抱えている。橋りょうについては、老朽化しているものや耐震設計を満足しないもの等があるため、耐震性の向上を図るとともに、落橋防止対策が必要である。また、トンネルにおける、二次的な災害を防止するための防災施設についても今後改善する必要がある。

2 計画目標

法面崩壊、土砂崩落、落石等については、法面保護工の設置、落石防護工の設置を進める。老朽橋、耐震設計を満足しない橋梁については、架替、補強を推進し、落橋防止対策を行う。

事業の実施順序は災害時における重要度を考慮して実施する。

3 実施計画

(1) 道路の整備

道路法面の崩壊が予想される箇所、路体の崩壊が予想される箇所等を把握し、対策の必要な箇所について、工法決定のための調査を行い、その対策工事を実施する。

(2) 橋りょうの整備

ア 既設橋りょうの対策

既設橋りょうは、「道路防災総点検について」(平成8年8月9日付け建設省通知)に基づき、平成8・9年度に実施した道路防災総点検の結果等により、耐震対策が必要な橋りょうについて、「橋、高架の道路等の技術基準の改定について」(平成29年7月21日付け国土交通省通知)を適用し、耐震対策を実施することを基本とする。

ただし、優先的に耐震補強対策を実施する必要がある橋りょうについては、落橋等の甚大な被害を防止する耐震対策(耐震性能3)を実施することとする。

イ 新設橋りょうの建設

新設橋りょうは、「橋、高架の道路等の技術基準の改定について」(平成29年7月21日付け国土交通省通知)を適用し建設するものとする。

橋りょうの耐震設計の基本的な方針としては、次のとおりである。

(ア) 橋の耐震設計は、設計地震動のレベルと橋の重要度に応じて、必要とされる耐震性能を確保することを目的として行う。

(イ) 耐震設計にあたっては、地形・地質・地盤条件・立地条件等を考慮し、耐震性の高い構

造型式を選定するとともに、橋を構成する各部材及び橋全体系が必要な耐震性を有するように配慮しなければならない。

(3) 道路情報提供装置の整備

道路障害発生時における道路交通情報の提供を図るため、道路情報提供装置を整備する。

(4) 道路開通用資機材の確保

事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、震災時の緊急輸送路としての機能を確保できるよう(一社)福島県建設業協会各支部との協定等に基づき民間業者との協力体制を充実し、レッカー車、クレーン車、工作車の道路開通用資機材を緊急配備ができるように体制の整備を図る。

第2 直轄管理の国道及び橋りょう災害予防計画（東北地方整備局）

1 現況

地震による道路の被害としては、洪積層地域では亀裂・陥没・沈下・隆起が、高盛土部では地すべり・地割れ等が、また切土部・山岳部においては土砂崩壊・落石等が予想される。その他、軟弱地盤地帯では地震による液状化も予想される。

また、橋りょうについては、損傷等も予想される。

2 計画目標

土砂崩壊、落石等の危険個所については、法面防護工の設置、また、老朽橋については架換え、補強等を行い、震災時の避難、緊急物資の輸送に支障のないようにする。

3 実施計画

(1) 道路の整備

震災時における道路機能の確保のため、所管道路について、必要な点検・調査を実施し、補修等対策工事の必要箇所を指定して道路の整備を推進する。

ア 道路切土法面、盛土法面等の点検調査

道路路面への崩落が予想される法面箇所等について、必要な点検・調査を実施する。

イ 道路の防災対策工事

上記アの点検・調査に基づき道路の防災対策工事が必要な箇所について、工事を実施する。

(2) 橋りょうの整備

震災時における橋りょう機能の確保のため、所管橋りょうについて必要な点検・調査を実施し、補強等対策工事を推進する。

ア 橋りょう耐震点検調査

所管施設の地震に対する安全性等に関して必要な点検・調査を実施する。

イ 橋りょうの耐震補強の実施

上記アの点検・調査に基づき補強等対策工事が必要な橋りょうについて、補強工事を実施する。

ウ 耐震橋りょうの建設

新設橋りょうは、道路橋示方書に基づき建設する。

(3) 道路啓開用資機材の確保

事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、震災時の緊急輸送路としての機能を確保できるよう民間との応援協定等に基づき、道路啓開用資機材を緊急配備ができるよう体制の整備を図る。

第3 高速自動車道及び橋りょう災害予防計画

1 現況

現在、本県を通過する東日本高速道路(株)管理の高速道路は、東北自動車道、磐越自動車道及び常磐自動車道の3路線であり、県内の総延長は、約395キロメートルである。

構造は高架、橋りょう、トンネル、盛土部等からなり、高架、橋りょうなどについては、「橋、高架の道路等の技術基準について」（平成13年12月27日付け国土交通省通知）に従い設計されている。

県内に19箇所あるトンネルの防災設備については、手動通報機、消火器、非常用電話、情報板は、全箇所に整備されている。

その他、非常用電話は、本線上の上下線各路肩に約1kmピッチで配置され、可変式情報板は本線上の上下線各インターチェンジ出口付近及び各料金所入口と一般道路との接続部等に設置されている。

*東北道～福島トンネル

磐越道～合戸、渡戸、新風越、高玉東、高玉西、新中山、鞍手山、関都、七折、東松、鳥屋山、西会津、長坂、龍ヶ獄トンネル、黒森山トンネルの一部、

常磐道～好間、大久、原町トンネル

2 計画目標

高速道路は、耐震設計基準に従い、地質・構造等の状況に応じて安全性の確保が図られているが、さらに安全性を高めるために、必要な補強、点検、整備等を行う。

3 実施計画

- (1) 地震に対し十分耐え得るよう設計施工されており、落橋の可能性は少ないが、定期的に点検を実施する。
- (2) 通行障害発生時における道路情報提供を図るべく、必要な箇所については各種情報板の改良整備を行う。
- (3) トンネル内障害発生時における防災設備について、必要に応じてトンネル内の防災設備の改良整備を行う。
- (4) 災害応急復旧用各種車両、資機器材等の備蓄、拡充に努める。

区 分	東北自動車道		磐越自動車道		常磐自動車道	
	箇所	延 長	箇所	延 長	箇所	延 長
高架、橋りょう	箇所 79	m 4,150	箇所 99	m 13,436	箇所 87	m 17,640
トンネル	1	909	15	21,591	3	2,566
盛土、その他		110,541		116,973		107,494
合計		115,600		152,000		127,700

(盛土、その他の数字は土工延長)

第4 農道・林道及び橋りょう災害予防計画（県農村整備総室、森林林業総室）

1 現況

地震による農道・林道の被害は、切土部及び山腹斜面の土砂崩落、落石等の発生が予想される。また、局所的ではあるが、高盛土部分の路体の破壊が予想される。

橋りょうについては、経年により老朽化しているもの、耐震上不十分なもの等が見受けられ、落橋防止対策が必要である。

2 計画目標

農山村地域の生活道路として、また、避難路としての機能を確保するため、土砂崩落及び落石の危険箇所に対する法面保護工等の措置、また、老朽橋については架換補強等を推進して、震災時の通行及び輸送の確保を図る。

3 実施計画

(1) 農道・林道の保全整備

法面の崩落、落石等の危険箇所については、各管理者の調査によりその箇所を把握するとともに、県（農村整備総室、森林林業総室）と協議の上、計画を樹立し、法面保護施設の工事を実施し、危険箇所の解消を図っていく。

(2) 橋りょうの整備

農道橋りょうについては、農道管理者が個別施設計画に基づき、定期的な点検と計画的な予防保全対策を実施する。

また、林道橋りょうについては林道技術基準に基づき、耐震構造として設計架橋されているが、老朽橋並びに木橋については架替え、補強の必要があり、林道管理者の調査計画により順次実施する。

第5 道路付帯施設災害予防計画（警察本部）

1 現況

地震による交通安全施設の被害は、施設の倒壊、損傷、信号灯器の滅灯等が予想される。

したがって、軟弱地盤地帯における施設の調査と補強及び老朽施設の更新並びに主要交差点信号機の滅灯に対処するため、交通信号機電源付加装置（発動発電機等）の整備が必要である。

2 計画目標

軟弱地盤箇所施設及び老朽施設については、更新、補強等を推進する。

主要交差点については、交通信号機電源付加装置の整備を推進する。

3 実施計画

(1) 地盤軟弱地帯の調査と補強

施設の設置場所について必要な調査を行うとともに、人家や道路上に倒壊するおそれのあるものについては、補強、補修を実施する。

(2) トンネル防災施設の整備

県内の主要トンネルについて、トンネル防災施設の整備を促進する。

(3) 老朽信号機等の更新、整備

老朽信号機、道路標識等の交通安全施設については、交通安全施設等整備計画により計画的に更新、整備する。

(4) 信号機電源付加装置の整備

県内の主要交差点に信号機電源付加装置を整備する。

(5) 可搬式発動発電機の整備

災害により信号機に障害が発生した場合、信号機機能の仮復旧又は信号機による交通整理を行うための可搬式発動発電機を整備する。

(6) 道路交通情報収集、提供装置の整備

道路障害発生時における、道路交通情報の収集、提供を図るため道路交通情報収集、提供装置を整備する。

(7) 電源バックアップシステムの整備

災害の発生に備え、交通管制センター(サブセンター)の耐震機能の強化を推進するとともに、停電に対処するため、電源バックアップシステムを整備する。

第6 電線共同溝の整備(各道路管理者)

1 現況

地震の発生により道路敷を占有している電柱類が破損し、電線類(電力線、電話線他)の機能支障が生じるとともに、道路交通の障害となることが懸念されるため、被害の生じにくい地中化の推進が重要である。

このため、災害時における安全性向上に資する収容施設としての電線共同溝の整備を図る必要があると考えるが、福島県における整備率は低い状況にある。

2 計画目標

道路管理者は、東北電力(株)、東日本電信電話(株)等の事業者と協議のうえ、電線共同溝の整備を推進する。

第10節 河川・海岸等災害予防対策

(土木部、農林水産部)

【災害発生時の対応については第3章 第23節

道路、河川管理施設等及び公共建築物等の応急対策を参照】

河川、港湾、漁港、海岸、ダムなどは、地域住民の生命・財産を守り、産業の発展に欠かせない施設である。これらの施設の整備に当たっては耐震性に十分配慮し、計画的に予防対策を実施する必要がある。

第1 河川管理災害予防対策

1 現状

本県の管理する河川は、一級河川、二級河川あわせて491河川、延長約4,642kmであり、その整備率は47.7%となっている。一方、流域内においては都市化が急速に進み、人口、資産が集中しており、このような状況で地震により堤体等の被災が生じた場合には、特に堤内地盤高が低い箇所では、大きな被害が発生するおそれがある。(平成25年3月31日現在)

2 計画(河川港湾総室)

河川改修については、今後とも計画的に推進する。

また、地震により河川管理施設が被災した場合は、早急に復旧し浸水被害に備える。

第2 港湾・漁港施設災害予防対策

1 現状

(1) 港湾

本県の管理する港湾は重要港湾の小名浜港、相馬港、地方港湾の江名港、中之作港及び猪苗代湖の翁島港、湖南港、さらに避難港の久之浜港の合計7港がある。

小名浜港は、新産都市、常磐・郡山地区の中核として、また、南東北の物流拠点として重要な役割を担っており、背後の陸上交通網の整備、特に高速自動車道路網等の整備と相まって、より広域的な背後経済圏をもつ物流港湾としての機能を持っている。なお、緊急物資等の輸送のため、5号ふ頭第1号岸壁を耐震強化岸壁として供用している。

相馬港は、本県北部と山形、宮城両県南部を経済圏域とし、地域経済の振興上重要な役割を担っており、物資流通の拠点港湾として、また、背後地における相馬地域開発計画に基づく相馬中核工業団地等を支える港湾として重要な役割をもっている。なお、緊急物資等の輸送のため、3号ふ頭-12m岸壁を耐震強化岸壁として供用している。

地方港湾については、地域産業の振興を促す基盤として、各港の特性を生かし施設の整備を図る必要がある。これらの港湾施設が地震災害を受けると生活基盤や、経済活動に大きな影響を与える。

(2) 漁港

本県の管理する漁港は、第3種漁港2港(松川浦、請戸)、第2種漁港6港(豊間、久之浜、勿来、四倉、釣師浜、真野川)、第1種漁港2港(小浜、富岡)の計10港がある。

松川浦漁港、請戸漁港は沖合、沿岸漁港の拠点として重要な役割を担っている。

なお、緊急物資等の輸送のため、請戸漁港の4m岸壁を耐震化岸壁として整備完了している。

また、第2種漁港の釣師浜漁港、真野川漁港、久之浜漁港、四倉漁港、豊間漁港、勿来漁港及

び第1種漁港の小浜、富岡漁港は、各地域の水産業の振興に役立っている。

これらの施設は漁業生活者に欠かせないものであり、地震による被災は、これら漁民の生活に大きな影響を与える。

2 計画（河川港湾総室）

港湾については、社会資本整備重点計画に基づき港湾施設の整備を促進し、漁港については、水産基盤整備計画に基づき施設の整備を促進する。

これらの施設整備に当たっては緊急輸送物資等の輸送のため、耐震強化岸壁へのアクセス経路等に関しても必要に応じ、耐震強化を図る。

また、被災地の復旧・復興の支援拠点港としての港湾、漁港の機能強化を図るため、岸壁だけではなく、背後地域等とも一体となった空間として機能する防災拠点としての強化を図る。

第3 海岸保全施設災害予防対策

1 現状

本県の海岸線の延長は約163kmあり、このうち約111kmについては、国土交通省、水産庁、農林水産省の3省庁によって所管される海岸保全区域に指定されている。また、海岸保全区域のうち約99kmについては堤防・消波堤等の海岸保全施設が設置されていたが、東日本大震災によりほぼ全域の施設が被災したため、早期復旧に向けて工事等を実施している。（平成25年3月末日現在）

この海岸保全施設に、地震による被害が生じた場合、特に堤内地盤高が低いところでは、高潮・津波の来襲時には大きな浸水被害が発生するおそれがある。

2 計画（河川港湾総室、農村整備総室）

高潮や津波等の危険から国土の保全を図るべく、今後とも海岸保全施設の新設・強化を推進する。

また、地震により海岸保全施設が被災した場合は、早急に復旧し、高潮・津波の来襲に備える。

第4 ダム施設等災害対策

1 現状

本県のダムは、国土交通省所管の管理ダムが、現在、国直轄で3カ所、県で10カ所の計13カ所あり、建設中のダムが県で1カ所となっている。一方、農林水産省所管ダムは、国直轄が10カ所、県及び市町村等が40カ所の計50カ所が供用開始されており、建設中のダムはない。また、東北電力(株)、電源開発(株)等が管理するダムが18カ所となっている。

ダム施設においては、河川管理施設等構造令及び同施行規則により、構造計算に用いる設計震度の値が、ダムの種類及び地域別に定められており、これに基づき設計施工されているので十分安全性を有している。

2 計画（河川港湾総室、農村整備総室、東北地方整備局等）

ダムは、上記構造令等に基づき設計、施工されたものであり、防災計画目標として、改訂・ダム構造物管理基準（1986年5月社団法人日本大ダム会議）により保守管理を行う。

第5 ため池施設災害対策

1 現状

本県には、農業用ダム・ため池が4,064カ所あり、大半が江戸時代後期、明治初期に築造された老朽化したため池で老朽化が進んでいる。これらのため池が決壊した場合、下流の住宅や公共施設等に甚大な被害を与えるおそれがある。

2 計画（農村整備総室）

ため池の防災・減災対策に当たっては、地震による破損等で決壊した場合に浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれや、下流に甚大な被害を与えるおそれのあるため池を「防災重点農業用ため池」として指定し、堤体補修等のハード対策を実施するとともに、緊急連絡体制等の整備やハザードマップ作成などのソフト対策も実施し、住民への周知による被害の軽減を図る。

第11節 地盤災害等予防対策

(土木部、農林水産部)

地震による被害の大きさは、地盤の特性及び地形等が大きな要素を占めている。したがって、地震による被害を未然に予防又は軽減するためには、その土地の地形、地質及び地盤を十分に理解し、その土地の自然特性及び災害特性に適した土地利用を計画的に実施していく必要がある。

このため、今後適正な土地利用を推進するとともに災害時の被害を軽減するための諸対策を実施していく。

第1 土石流災害予防対策

1 現状

土石流危険渓流では、地震により山腹崩壊等が発生し、渓流内に堆積した土砂が土石流として県民の生命や財産に大きな被害を与えることが予想される。本県では、土石流の発生するおそれのある渓流は4,272渓流であり、その対策として砂防えん堤等により施設整備を図っており、現在、381渓流が概成している。(平成25年3月31日現在)

また、山地に関連する崩壊土砂流出危険地区数は3,105箇所となっており、これまで836箇所が概成している。(平成24年3月31日現在)

2 計画

(1) 県(河川港湾総室)

地震や降雨に伴う土石流による災害から県民の生命と財産を守るため、ハード対策として避難場所や避難路等の防災施設や要配慮者関連施設の保全を重点化した砂防施設整備を推進するとともに、ソフト対策として関係市町村に対し、土石流危険渓流や砂防指定地、土石流災害に対処するための警戒避難に関する資料を提供したり、土石流災害による被害を軽減するため、土石流に関する土砂災害警戒区域等の指定と、関係市町村と連携しながら危険渓流の周知や雨量等の情報提供に努め、地域住民の警戒避難体制の強化を促進させるなど、総合的な土砂災害対策を推進する。

(2) 県(森林林業総室)

関係市町村に山地災害危険地区についての関係資料等を提供して住民への周知徹底を図るとともに、地震後及び梅雨期など必要とするときには、危険箇所の点検を実施する。

また、地震やその後の降雨等により、山腹崩落及び地すべりによって発生した土砂等が土石流となって流出し、山地災害が発生する恐れがあると想定される集落等に近接する危険渓流について、治山事業の促進を図る。

第2 地すべり災害予防対策

1 現状

地すべり危険箇所では、地震により地すべりが誘発助長され、県民の生命や財産に大きな被害を与えることが予想される。県内の地すべり危険箇所は、国土交通省が所管しているものが143箇所、農林水産省が所管しているものが263箇所あり、その対策として地下水排除工等により施設整備を図っており、現在、国土交通省所管で62箇所(平成24年3月31日現在)、農林水産省所管で75箇所(平成24年3月31日現在)が概成している。

2 計画

(1) 県（河川港湾総室）

地震や降雨に伴う地すべりによる災害から県民の生命と財産を守るため、ハード対策として地すべり活動中または活動の恐れの大い区域の地すべり防止施設整備を推進するとともに、ソフト対策として関係市町村に対し、地すべり危険箇所や地すべり防止区域、地すべり災害に対処するための警戒避難に関する資料を提供したり、地すべり災害による被害を軽減するため、地すべりに関する土砂災害警戒区域等の指定と、関係市町村と連携しながら危険箇所の周知や雨量等の情報提供に努め、地域住民の警戒避難体制の強化を促進させるなど、総合的な土砂災害対策を推進する。

(2) 県（森林林業総室）

急峻な地形と、脆弱な地質、豪雪等の気象条件により地すべり危険地区等が多数残存していることから、地すべりによる災害を未然に防止するため、住民への危険地区等の周知を行うとともに、これらの地域が地震等により助長・誘因されないよう地すべり等防止法による防止地域の指定を進め、地すべり防止事業を推進する。

第3 急傾斜地災害予防対策

1 現状

急傾斜地崩壊危険箇所では、地震により地盤が緩み、斜面崩壊や落石が発生し、県民の生命や財産に大きな被害を与えることが予想される。県内の急傾斜地崩壊危険箇所は4,274箇所あり、その対策として法面工等により施設整備を図っており、364箇所が概成している（平成25年3月31日現在）。

また、山地に関連する山腹崩壊危険地区数は、2,386箇所となっており、これまで818箇所が概成している（平成24年3月31日現在）。

2 計画

(1) 県（河川港湾総室）

地震や降雨に伴うがけ崩れによる災害から県民の生命と財産を守るため、ハード対策として避難場所や避難路等の防災施設や要配慮者関連施設の保全を重点化した急傾斜地崩壊防止施設整備を推進するとともに、ソフト対策として関係市町村に対し、急傾斜地崩壊危険箇所や急傾斜地崩壊危険区域、がけ崩れ災害に対処するための警戒避難に関する資料を提供したり、がけ崩れ災害による被害を軽減するため、がけ崩れに関する土砂災害警戒区域等の指定と、関係市町村と連携しながら危険箇所の周知や雨量等の情報提供に努め、地域住民の警戒避難体制の強化を促進させるなど、総合的な土砂災害対策を推進する。

(2) 県（森林林業総室）

関係市町村に山地災害危険地区についての関係資料等を提供して住民への周知徹底を図るとともに、梅雨期など必要と判断される時には危険箇所の点検を実施する。

また、地震により、山地災害が甚大になると想定される集落等に近接する危険箇所について、治山事業の促進を図る。

第4 造成地の災害予防対策

1 現状

造成地に発生する地震による災害の防止を図るため、宅地造成等規制法、都市計画法、建築基準法においてそれぞれ規定されている宅地造成、開発許可及び建築確認等の審査及び当該工事の施工

において、指導、監督を行っている。

2 造成地における基準等（都市総室）

(1) 災害危険区域等の扱い

災害危険区域（建築基準法）、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域の各区域内の土地については、都市計画法に基づき、原則として開発行為を認めない。

(2) 人工がけ面の安全措置

宅地造成により生ずる人工がけ面は、その高さ、勾配、土質に応じ、擁壁の設置、その他の安全措置を講ずる。

(3) 軟弱地盤の改良

宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行うこととする。

(4) 消防水利の設置

宅地造成地内には、必要に応じ、消防法の基準に適合する消防水利を設置する。

(5) 設計者の資格

一定規模以上の宅地造成については、その設計図書の作成は一定の資格を有する者によることとする。

(6) 小規模造成地の扱い

宅地造成・開発の許可対象とならない小規模な造成地については、建築確認の際その安全について指導する。

第5 液状化災害予防対策

公共・公益施設の管理者は、施設の設置に当たっては、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施するほか、開発事業者は、大規模開発に当たって、国及び地方公共団体と十分な連絡調整を図るものとする。

また、県（建築総室）及び建築主事を置く市は、個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造等についてマニュアル等による普及を図るものとする。

国、県及び市町村は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるとともに、滑動崩落のおそれ大きい大規模盛土造成地において、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努めるものとする。

第6 二次災害予防対策

県（河川港湾総室、森林林業総室）及び市町村は、地震、降雨等による二次的な災害を防止するための砂防関係施設及び土砂災害警戒区域等を、専門技術者（斜面判定士、山地防災ヘルパー）等を活用し点検する体制の整備を図るものとする。

また、市町村は危険性が高いと判断された箇所についての警戒体制、関係機関及び地域住民への周知体制、避難誘導体制等についてもあらかじめ検討しておくものとする。

第12節 火災予防対策

(危機管理部、保健福祉部、土木部、市町村、消防本部)

【災害発生時の対応については第3章 第7節 消火活動を参照】

地震発生時における被害の拡大を防ぐためには、火災を最小限にとどめることが重要であり、同時多発的な火災の発生を未然に防止し、出火防止、初期消火の徹底、体制の整備、火災の拡大要因の除去及び消防力の強化などの対策を実施する必要がある。

第1 出火防止対策

1 防火防災意識の高揚啓発

地震発生時には、同時多発的な出火の可能性が高いため、県（危機管理総室、森林林業総室）、市町村及び消防本部は、春・秋季の全国火災予防運動をはじめとする各種火災予防運動等を通じ、地震発生時の出火防止に関する知識の普及啓発活動を推進する。

また、ライフラインの復旧時に出火する場合もあるので、電気のブレーカーの遮断及びガスの元栓閉鎖など避難時における対応についての普及啓発を図る。

2 住宅防火対策の推進

市町村及び消防本部は地震発生時における住宅からの火災発生を未然に防止するため、対震安全装置付火気使用設備器具の普及に努めるとともに、住宅防火診断等を通じ、各家庭における火気使用設備・器具の適切な使用方法を指導する。

特に、住宅火災による被災の危険性が高い寝たきり又は一人暮らしの高齢者、身体障がい者の家庭について優先的に住宅防火診断等を実施する。

3 防火管理者制度の効果的運用

火災による人的、物的損害を最小限度に止めるため、防火対象物の防火管理体制を強化し、失火の防止、出火の際の早期通報、初期消火及び避難誘導を確実に実行する体制を確立する必要がある。そのため、消防本部は防火管理者講習等を開催するとともに、選任義務のある防火対象物には必ず防火管理者が置かれるように選任、解任届を励行させる。

4 予防査察指導の強化

火災の未然防止には、建物及び消防用設備の維持管理が重要であり、消防本部は年間計画に基づき予防査察を計画的に実施するとともに、特に旅館、百貨店等不特定多数の者が出入りする施設については、立入検査を励行し管理権限者に対する防火体制の徹底について指導を行う。

第2 初期消火体制の整備

1 消火器等の普及

このことについては、「一般災害対策編第2章第5節第4 1」を参照するものとする。

2 自主防災組織の初期消火体制

このことについては、「一般災害対策編第2章第5節第4 2」を参照するものとする。

第3 火災拡大要因の除去計画

1 道路等の整備

このことについては、「一般災害対策編第2章第5節第5 1」を参照するものとする。

2 建築物の防火対策

このことについては、「一般災害対策編第2章第5節第5 2」を参照するものとする。

3 薬品類取扱施設対策

このことについては、「一般災害対策編第2章第5節第5 3」を参照するものとする。

第4 消防力の強化及び広域応援体制の整備

1 消防力の強化

このことについては、「一般災害対策編第2章第5節第1 1」を参照するものとする。

2 広域応援体制の整備

このことについては、「一般災害対策編第2章第5節第2 1」を参照するものとする。

3 緊急消防援助隊等の派遣要請及び受入体制

このことについては、「一般災害対策編第2章第5節第2 2」を参照するものとする。

第5 消防水利の整備

県（危機管理総室）は、各市町村に対し、地震による消火栓等人工水利の障害に対応できる耐震性の貯水槽の整備や海水利用型消防水利システムの導入、また、河川水、海水等を活用した自然水利の確保など水利の多様化に努め、消防水利の基準を達成するよう指導を行う。

第6 救助体制の整備

各消防本部は、高性能の救助工作車や、高度救助用資機材を整備し、震災に対応できるよう訓練を充実する。

また、市町村は自主防災組織にコミュニティ資機材整備による救助用資機材を整備し、かつ訓練を行うなど初期救助の体制整備を図る。

第13節 積雪・寒冷対策

(危機管理部、企画調整部、土木部、市町村、各道路管理者)

【災害発生時の対応については第3章 第22節 生活関連施設の応急対策を参照】

積雪・寒冷期において地震が発生した場合、他の季節に発生する地震災害と比べて、積雪により被害が拡大することや緊急輸送路、避難路・避難場所の確保等に支障が生ずる場合が想定される。

このため、県、積雪寒冷地域の市町村及び防災関係機関においては、積雪・寒冷対策を推進し、地震災害の軽減に努める。

第1 積雪・寒冷対策の推進

積雪期に対応した地震対策は、除・排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的・長期的な積雪・寒冷対策の推進により確立される。

このため、県（地域づくり総室、道路総室、警察本部）、市町村及び防災関係機関は、福島県豪雪地域対策連絡協議会による豪雪時における対策要領を定め、この要領に基づき、相互に連携協力して実効ある積雪・寒冷対策の確立に努める。

第2 交通の確保

1 道路交通の確保

地震発生時には、県や市町村と防災関係機関の行う緊急輸送等の円滑な実施を図るため、緊急輸送路の確保を図ることが重要である。

このため、道路管理者（国、県（道路総室）、市町村、東日本高速道路(株)等）は、除・排雪体制の充実を図るとともに、防雪施設（スノーシェッド、雪崩予防柵等）、消融雪施設等の整備を推進し、安全な道路交通の確保に努める。

(1) 防災体制の充実

道路管理者は、高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道の整合性のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。

また、道路管理者は、除雪区間の伸長と除雪水準の向上を図るため、自然条件（地形、積雪状況等）に適合した除雪機械の充実に努める。

(2) 積雪寒冷地域に適した道路整備の促進

道路管理者は、冬期交通の確保を図るため、道路整備、雪崩等による交通障害を予防するための防雪施設の整備、消融雪施設の整備等を推進する。

2 航空輸送の確保

地震による道路交通の一時的なマヒにより、豪雪山間地域では孤立する集落が発生することが考えられるため、県（危機管理総室）及び防災関係機関は、孤立集落に対するヘリコプター等による航空輸送の確保を図る。

また、県（危機管理総室）及び市町村は、孤立が予想される集落のヘリポートの確保を促進するとともに、臨時ヘリポート（場外離発着場を含む。）の除雪体制の強化を図る。

第3 雪に強いまちづくりの推進

1 家屋倒壊の防止

県（建築総室）及び市町村は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による地震時の家屋倒壊等を防止するため、建築基準法の構造規定を遵守するよう指導等に努める。

また、市町村は、自力で屋根雪の処理が困難な世帯に対して、ボランティアによる協力など地域における相互援助体制の確立に努める。

2 積雪期における避難路・避難場所の確保

県（道路総室）、市町村及び防災関係機関は、消融雪施設（流雪溝等）の整備を進めるとともに、避難路・避難場所の確保に努める。

3 雪崩危険箇所の対策

県（河川港湾総室）は、雪崩による危険の著しい箇所については、災害を未然に防止するため災害危険区域を設定し、雪崩対策事業等を推進するとともに、関係市町村と連携しながら雪崩危険区域等を地域住民に周知し、専門技術者等を活用して定期的な巡視を行うなど、警戒避難体制を強化する。

第4 寒冷対策の推進

1 避難所対策

避難施設における暖房等の需要増大が予想されるため、積雪寒冷地域の市町村はストーブ等電源を要しない暖房機具、燃料のほか、積雪寒冷期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボード等）の備蓄に努める。

また、停電時における暖房設備の電源確保のため、非常用電源等バックアップ設備の整備に努める。

2 被災者及び避難者対策

市町村は、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備・備蓄に努めるとともに、応急仮設住宅は、積雪のため早期着工が困難となることや避難生活が長期化することが予想されることから、被災者・避難者の生活確保のための長期対策を検討しておく必要がある。

第5 スキー客等に対する対策

多数のスキー客等が集中するスキー場で大規模な地震が発生した場合、リフト、ゴンドラ施設、ロッジ等の損壊や雪崩の発生等により多くのスキー客が被災することも想定される。

このため、市町村、スキー場管理者は、連携して救急搬送体制、医療救護体制、さらにはスキー場周辺の宿泊能力等の調査に基づくスキー客の受入れ体制などのスキー客等への対策についてあらかじめ計画しておくものとする。

第14節 緊急輸送路等の指定

(危機管理部、土木部、警察本部、東北地方整備局、市町村、東日本高速道路(株))

【災害発生時の対応については第3章 第13節 道路の確保(道路障害物除去等)
及び第3章 第14節 緊急輸送対策を参照】

県は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮し、緊急輸送路等を事前に指定するとともに、指定された緊急輸送路等の管理者は、それぞれの計画に基づき、その整備を実施する。

第1 緊急輸送路等の指定

県は、陸、海、空のあらゆる交通手段を活用した緊急輸送のネットワーク化を図るため緊急輸送路等を指定する。

1 緊急輸送路

このことについては、「一般災害対策編第2章第8節第1 1」を参照するものとする。

2 緊急支援物資等受入れ港

このことについては、「一般災害対策編第2章第8節第1 2」を参照するものとする。

3 緊急支援物資等受入れ空港

このことについては、「一般災害対策編第2章第8節第1 3」を参照するものとする。

4 ヘリコプター臨時離着陸場

このことについては、「一般災害対策編第2章第8節第1 4」を参照するものとする。

5 広域陸上輸送拠点

このことについては、「一般災害対策編第2章第8節第1 5」を参照するものとする。

6 市町村緊急輸送路等の指定

このことについては、「一般災害対策編第2章第8節第1 6」を参照するものとする。

7 緊急輸送路等の耐震化

県緊急輸送路等及び市町村緊急輸送路に面する建築物について、「福島県耐震改修促進計画」に基づき耐震診断・耐震改修の促進に努める。

第2 緊急輸送路等の整備

このことについては、「一般災害対策編第2章第8節第2」を参照するものとする。

第15節 避難対策

(危機管理部、保健福祉部、県教育委員会、市町村、消防本部、その他関係機関)

【災害発生時の対応については第3章 第10節 避難
及び第11節 避難所の設置・運営を参照】

大地震による災害は、火災、津波などの二次災害と相まって、大規模かつ広域的なものとなるため、県、市町村及びその他の防災関係機関等において、適切な避難計画の整備、避難対策の推進を図る。

第1 避難計画の策定

市町村は、地震による火災、家屋の倒壊、津波、山崩れ、地すべり等の災害発生時に、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、市町村地域防災計画の中に、次の事項を内容とした避難計画を策定する。

なお、避難計画の策定に当たっては、避難先の伝達方法、避難の長期化、県外も含めた市町村間を越えた広域避難の際のコミュニティを維持しながらの避難先の指定についても考慮するものとする。

- 1 避難指示等を発令する基準
- 2 避難指示等の伝達方法
- 3 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区、対象人口及び責任者
- 4 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法
- 5 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - (1) 給水措置
 - (2) 給食措置
 - (3) 毛布、寝具等の支給
 - (4) 衣料、日用必需品の支給
 - (5) 負傷者に対する応急救護
 - (6) ペットとの同行避難のためのケージ等の支援
- 6 指定避難所の管理に関する事項
 - (1) 避難所の管理者（原則として市町村職員を指定）及び運営方法
 - (2) 避難収容中の秩序保持
 - (3) 避難者に対する災害情報の伝達
 - (4) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - (5) 避難者に対する各種相談業務
- 7 指定避難所の整備に関する事項
 - (1) 収容施設
 - (2) 給食施設
 - (3) 給水施設
 - (4) 情報伝達施設
 - (5) トイレ施設（仮設トイレ、防疫用資機材、清掃用資機材等）
 - (6) ペット等の保管施設

8 高齢者、障がい者等の要配慮者に対する救援措置に関する事項

- (1) 情報の伝達方法
- (2) 避難及び避難誘導
- (3) 避難所における配慮等
- (4) 老人デイサービスセンターの活用等

9 避難の心得、その他防災知識の普及啓発に関する事項

- (1) 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行
- (2) 標識、誘導標識等の設置
- (3) 住民に対する巡回指導
- (4) 防災訓練等

第2 指定緊急避難場所の指定等

市町村が策定する避難計画において定める指定緊急避難場所は、災害対策基本法第49条の4の規定に基づきあらかじめ指定等の手続きをしておくものとする。

指定緊急避難場所については、市町村は、地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物が無い場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の解放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定し、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模な火事の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。

1 指定緊急避難場所の指定

このことについては、「一般災害対策編第2章第9節第2 1」を参照するものとする。

2 管理者の同意

このことについては、「一般災害対策編第2章第9節第2 2」を参照するものとする。

3 知事への通知等

このことについては、「一般災害対策編第2章第9節第2 3」を参照するものとする。

4 管理者の届出義務

このことについては、「一般災害対策編第2章第9節第2 4」を参照するものとする。

5 指定の取消

このことについては、「一般災害対策編第2章第9節第2 5」を参照するものとする。

第3 指定避難所の指定等

市町村が策定する避難計画において定める指定避難所は、災害対策基本法第49条の7の規定に基づきあらかじめ指定等の手続きをしておくものとする。

1 指定避難所の指定

このことについては、「一般災害対策編第2章第9節第3 1」を参照するものとする。

2 管理者の同意

このことについては、「一般災害対策編第2章第9節第3 2」を参照するものとする。

3 知事への通知等

このことについては、「一般災害対策編第2章第9節第3 3」を参照するものとする。

4 管理者の届出義務

このことについては、「一般災害対策編第2章第9節第3 4」を参照するものとする。

5 指定の取消

このことについては、「一般災害対策編第2章第9節第3 5」を参照するものとする。

6 指定した避難所の運営・管理

このことについては、「一般災害対策編第2章第9節第3 6」を参照するものとする。

第4 指定緊急避難場所等を指定する場合の留意点

1 指定緊急避難場所と指定避難所の関係

このことについては、「一般災害対策編第2章第9節第4 1」を参照するものとする。

2 地域との事前協議

このことについては、「一般災害対策編第2章第9節第4 2」を参照するものとする。

3 学校を指定する場合の措置

このことについては、「一般災害対策編第2章第9節第4 3」を参照するものとする。

4 県有施設の利用

このことについては、「一般災害対策編第2章第9節第4 4」を参照するものとする。

5 その他の施設の利用

このことについては、「一般災害対策編第2章第9節第4 5」を参照するものとする。

第5 避難路の選定等

このことについては、「一般災害対策編第2章第9節第5」を参照するものとする。

第6 避難場所等の居住者等に対する周知

このことについては、「一般災害対策編第2章第9節第6」を参照するものとする。

第7 学校、病院等施設における避難計画

学校、病院、工場及びその他防災上重要な施設の管理者は、それぞれ作成する消防計画の中に、以下の事項に留意して避難に関する計画を作成し、避難対策の万全を図る。

1 学校等の避難計画

このことについては、「一般災害対策編第2章第9節第7 1」を参照するものとする。

2 社会福祉施設等における避難計画

このことについては、「一般災害対策編第2章第9節第7 2」を参照するものとする。

3 病院における避難計画

このことについては、「一般災害対策編第2章第9節第7 3」を参照するものとする。

4 その他の防災上重要な施設の避難計画

このことについては、「一般災害対策編第2章第9節第7 4」を参照するものとする。

5 広域避難計画

このことについては、「一般災害対策編第2章第9節第7 5」を参照するものとする。

第8 男女共同参画の視点に基づく避難所運営の推進

このことについては、「一般災害対策編第2章第9節第8」を参照するものとする。

第16節 医療（助産）救護・防疫体制の整備

（保健福祉部、市町村、消防本部、日本赤十字社福島県支部、（一社）福島県医師会、（公社）福島県歯科医師会、（一社）福島県薬剤師会、（社）福島県病院協会、（公社）福島県看護協会、（公社）福島県診療放射線技師会、（一社）福島県臨床衛生検査技師会、（一社）福島県助産師会）

【災害発生時の対応については第3章 第12節 医療（助産）救護及び第16節 防疫及び保健衛生を参照】

地震発生時には、広域的あるいは局地的に、救助や医療救護を必要とする多数の傷病者が発生することが予想され、また、医療機関においても一時的な混乱により、その機能が停止することも十分に予測される。

県及び市町村は、医療（助産）救護活動を迅速に実施し、人命の安全を確保するとともに、被害の軽減を図るために必要な医療（助産）救護・防疫体制の整備充実を図る。

第1 医療（助産）救護体制の整備

1 医療（助産）救護活動体制の確立

このことについては、「一般災害対策編第2章第10節第1 1」を参照するものとする。

2 災害派遣医療チーム（DMAT）活動体制の確立

このことについては、「一般災害対策編第2章第10節第1 2」を参照するものとする。

3 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の整備

このことについては、「一般災害対策編第2章第10節第1 3」を参照するものとする。

4 災害時医薬品等備蓄供給体制の確立

このことについては、「一般災害対策編第2章第10節第1 4」を参照するものとする。

5 血液確保体制の確立

このことについては、「一般災害対策編第2章第10節第1 5」を参照するものとする。

6 後方医療体制の整備

このことについては、「一般災害対策編第2章第10節第1 6」を参照するものとする。

7 災害時救急医療情報システムの整備

このことについては、「一般災害対策編第2章第10節第1 7」を参照するものとする。

8 トリアージ・タグの整備

このことについては、「一般災害対策編第2章第10節第1 8」を参照するものとする。

9 傷病者等搬送体制の整備

このことについては、「一般災害対策編第2章第10節第1 9」を参照するものとする。

10 医療関係者に対する訓練等の実施

このことについては、「一般災害対策編第2章第10節第1 10」を参照するものとする。

第2 防疫対策

1 防疫体制の確立

このことについては、「一般災害対策編第2章第10節第2 1」を参照するものとする。

2 防疫用薬剤等の備蓄

このことについては、「一般災害対策編第2章第10節第2 2」を参照するものとする。

3 感染症患者等に対する医療体制の確立

このことについては、「一般災害対策編第2章第10節第2 3」を参照するものとする。

第3 応援医療体制の整備

1 広域的医療協力体制の確立

このことについては、「一般災害対策編第2章第10節第3 1」を参照するものとする。

2 応援要請のための情報連絡体制の整備

このことについては、「一般災害対策編第2章第10節第3 2」を参照するものとする。

第17節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備

(総務部、危機管理部、生活環境部、保健福祉部、商工労働部、農林水産部、警察本部、東北農政局、市町村)

【災害発生時の対応については第3章 第18節 救援対策を参照】

県、市町村及び防災関係機関は、住民の生活を確保するため、食料、飲料水等の確保に努めるとともに、地震災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備を図る。

また、県民は、最低3日分の食料、飲料水等の備蓄に努めるとともに、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）を日ごろから備えておくものとする。

第1 食料、生活物資の調達及び確保

1 食料

このことについては、「一般災害対策編第2章第11節第1 1」を参照するものとする。

2 生活物資

このことについては、「一般災害対策編第2章第11節第1 2」を参照するものとする。

3 燃料

このことについては、「一般災害対策編第2章第11節第1 3」を参照するものとする。

4 県による物資供給体制

このことについては、「一般災害対策編第2章第11節第1 4」を参照するものとする。

第2 飲料水の確保

1 応急飲料水の確保

このことについては、「一般災害対策編第2章第11節第2 1」を参照するものとする。

2 資機材等の整備

このことについては、「一般災害対策編第2章第11節第2 2」を参照するものとする。

第3 物資等輸送力の把握

1 一般物資輸送力の把握

このことについては、「一般災害対策編第2章第11節第3 1」を参照するものとする。

2 燃料輸送力の把握

このことについては、「一般災害対策編第2章第11節第3 2」を参照するものとする。

3 荷捌きスペースの確保

このことについては、「一般災害対策編第2章第11節第3 3」を参照するものとする。

第4 防災資機材等の整備

1 防災資機材の整備

このことについては、「一般災害対策編第2章第11節第4 1」を参照するものとする。

2 備蓄倉庫等の整備

このことについては、「一般災害対策編第2章第11節第4 2」を参照するものとする。

第5 災害廃棄物処理計画及び広域処理体制の確立

1 災害廃棄物処理計画の策定

このことについては、「一般災害対策編第2章第11節第5 1」を参照するものとする。

2 広域処理体制の確立や民間連携の促進

このことについては、「一般災害対策編第2章第11節第5 2」を参照するものとする。

第6 罹災証明書発行体制の整備

このことについては、「一般災害対策編第2章第11節第6」を参照するものとする。

第18節 航空消防防災体制の整備

(危機管理部、市町村、消防本部)

大規模地震発生時においては、同時多発的な被害の発生とともに、陸上交通網の被害が予想され、ヘリコプターを活用した人命救助、傷病者搬送等の消防防災活動が極めて有効である。このため、県は市町村及び消防本部と連携して、消防防災ヘリコプター「ふくしま」を導入し、航空消防防災体制の整備を図っている。

第1 消防防災ヘリコプターの活動目的及び活動拠点

1 活用の目的と範囲

地震発生により予想される被害形態を踏まえ、ヘリコプターの持つ、機能・特性を生かして次のような活動に利用する。

(1) 救急・救助活動

- ・傷病者発生地への医師の搬送及び医療器材等の輸送
- ・陸上交通が遮断された被災者等の救出及び救急搬送

(2) 災害応急対策活動

- ・被害等の状況把握及び応急対策指揮
- ・孤立した被災地等への緊急物資、医薬品等の輸送及び応援要員、医師等の搬送
- ・上空からの住民への避難誘導及び情報等の伝達

(3) 火災防衛活動

- ・火災における情報収集、伝達、住民への避難誘導等の広報と作戦指揮
- ・陸上交通が遮断された地域への消火資機材、消火要員等の輸送

(4) 災害予防対策活動

- ・地震災害危険箇所等の調査
- ・各種防災訓練等への参加
- ・住民への災害予防の広報

(5) 広域航空消防防災応援活動

2 消防防災ヘリコプター基地の整備

このことについては、「一般災害対策編第2章第12節第1 2」を参照するものとする。

3 消防防災ヘリコプターの運航体制

このことについては、「一般災害対策編第2章第12節第1 3」を参照するものとする。

第2 場外離着陸場（臨時ヘリポート等）の確保

1 場外離着陸場（臨時ヘリポート）の指定の推進

このことについては、「一般災害対策編第2章第12節第2 1」を参照するものとする。

2 訓練地の確保

このことについては、「一般災害対策編第2章第12節第2 2」を参照するものとする。

第3 福島県ヘリコプター等運用調整連絡会議

このことについては、「一般災害対策編第2章第12節第3」を参照するものとする。

第4 広域航空消防防災応援体制の確立

1 消防防災ヘリコプター応援協定

このことについては、「一般災害対策編第2章第12節第4 1」を参照するものとする。

2 隣接県等とのヘリコプター相互応援

このことについては、「一般災害対策編第2章第12節第4 2」を参照するものとする。

第19節 防災教育

(総務部、危機管理部、県教育委員会、市町村、市町村教育委員会、消防本部)

【災害発生時の対応については第3章 第24節 文教対策を参照】

地震による災害発生の防止、あるいは災害発生時における被害の軽減を図るため、県、市町村及び防災関係機関は日ごろから地震防災対策を進めるとともに、地震発生時には同時多発的な被害の発生が予想されることから、県民一人ひとりが自らの生命と財産を守るため、日頃から個人や家庭において防災対策を講じるとともに、地域やコミュニティの中で住民同士が連携した実践的な防災活動を定期的に実施し、自助・共助の取り組みを充実させることが重要である。

このため、県、市町村及び防災関係機関は、県民に対し地震防災上必要な防災知識の普及啓発及び防災組織の育成指導に努めるとともに、気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報にも努めるものとする。

また、消防学校において自主防災組織の指導者等を対象とした教育の充実を図る。

第1 一般県民に対する防災教育

1 防災知識の普及啓発

このことについては、「一般災害対策編第2章第13節1 1」を参照するものとする。

第2 防災上重要な施設における防災教育

県（危機管理総室）、市町村及び防災関係機関は、病院、社会福祉施設、ホテル、旅館、その他不特定多数の人々が集まり、地震発生時に人的被害が発生する可能性が高い施設について、これらの施設における防災教育の徹底を図る。

1 病院及び社会福祉施設等における防災教育

病院、社会福祉施設等には、災害発生時において自力での避難が困難な人が多く利用しており、地震発生時において特に大きな人的被害を受けやすいため、管理者等に対し、地震に対する防災教育を徹底するものとする。

特に、災害の発生情報の伝達、迅速な避難誘導及び救出・救護等に重点を置いた教育、訓練を日ごろから定期的実施するとともに、利用者等に対しても、災害発生時の避難方法等について、パンフレット等を活用して理解を得られるよう努めるものとする。

2 ホテル及び旅館等における防災教育

(1) 避難誘導訓練等の実施

ホテル、旅館等の不特定多数の者を収容する施設等においては、地震発生時の情報伝達及び避難誘導が最も重要であり、従業員に対する避難誘導訓練等を定期的実施するものとし、管理者等に対し、講習会、研修会等を通じて防災教育を徹底するものとする。

(2) 防火管理体制の強化

地震に伴う出火による人的、物的損害を最小限度に止めるため、防火対象物の防火管理体制を強化し、失火の防止、出火の際の早期通報、初期消火及び避難誘導を確実に実行する体制を確立する必要がある。そのため、消防本部は防火管理者講習等を開催するとともに、選任義務のある防火対象物には必ず防火管理者が置かれるように選任、解任届を励行させるものとする。

3 その他不特定多数の人々が集まる施設における防災教育

ターミナルビル、大規模小売店舗及びレクリエーション施設等の不特定多数の人々が集まる施設の管理者等は、各施設の特徴に応じた災害発生情報の伝達方法、迅速な避難誘導等が確実に実施できるように、従業員等に対する防災教育及び訓練を実施しておくものとする。

第3 防災対策に携わる全ての職員に対する教育・研修・訓練

このことについては、「一般災害対策編第2章第13節第3」を参照するものとする。

第4 学校教育における防災教育（文書管財総室、義務教育課・高校教育課・特別支援教育課、市町村教育委員会）

1 趣旨

このことについては、「一般災害対策編第2章第13節第4 1」を参照するものとする。

2 学校行事における防災教育

このことについては、「一般災害対策編第2章第13節第4 2」を参照するものとする。

3 教科等による防災教育

このことについては、「一般災害対策編第2章第13節第4 3」を参照するものとする。

4 教職員に対する防災研修

このことについては、「一般災害対策編第2章第13節第4 4」を参照するものとする。

第5 消防学校の防災教育

県（危機管理総室）は、施設設備の老朽化等に対応するため、平成7年度から消防学校の改築整備を進め、平成17年3月に完成した。

この結果、入校定員は従来56人が120人になり、主な施設として視聴覚教室、救急実習室、CAI教室、体育館・屋内訓練場、水難救助訓練場、AFTシステム、放水訓練場等が整備された。

1 目的

このことについては、「一般災害対策編第2章第13節第5 1」を参照するものとする。

2 整備の基本方針

このことについては、「一般災害対策編第2章第13節第5 2」を参照するものとする。

第6 災害教訓の伝承

1 災害教訓の収集、公開

このことについては、「一般災害対策編第2章第13節第6 1」を参照するものとする。

2 災害教訓の伝承の取組

このことについては、「一般災害対策編第2章第13節第6 2」を参照するものとする。

第20節 防災訓練

(危機管理部、警察本部、地方振興局、市町村、消防本部、防災関係機関)

災害発生時に迅速かつ的確な行動を行うためには、災害時にどのような行動をとるべきか、災害時の状況を想定した、日ごろからの訓練が重要である。

このため、県及び市町村は、災害対策基本法第48条の規定に基づき、総合防災訓練をはじめとする各種の防災訓練を実施し、地域防災計画の習熟、防災関係機関相互の連絡協調体制の確立及び防災体制の充実を図り、併せて住民の防災意識の高揚を図っている。

なお、各種の防災訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めるとともに、高齢者、障がい者等の要配慮者の参加についても配慮するものとする。

第1 総合防災訓練

1 概要

このことについては、「一般災害対策編第2章第14節第1 1」を参照するものとする。

2 訓練項目

このことについては、「一般災害対策編第2章第14節第1 2」を参照するものとする。

第2 個別訓練

1 概要

このことについては、「一般災害対策編第2章第14節第2 1」を参照するものとする。

2 個別訓練の種類

(1) 通信訓練

県（危機管理総室）、市町村及び防災関係機関は、地震・津波情報の受伝達、災害発生時の被害状況の把握及び応急対策の指令を迅速かつ適切に行えるよう通信訓練を実施する。

なお、実施の際は、県総合情報通信ネットワーク、衛星携帯電話、電子メールなどの多重化した通信手段及び非常電源電設備を使用し、有効に活用できるよう備える。

また、有線及び県総合情報通信ネットワークが使用不能になったときに備え、非常通信協議会が実施する非常通信訓練に参加し、非常時の通信連絡の確保を図る。

(2) 動員訓練

県（危機管理総室）、市町村及び防災関係機関は、災害時における職員の動員を迅速に行うため動員訓練を適宜実施する。

また、勤務時間外における非常参集訓練の実施についても適宜実施する。

(3) 災害対策（地方）本部運営訓練

県（危機管理総室、各地方振興局）、市町村及び防災関係機関は、災害発生時の本部の設置、職員の動員配備、本部会議の招集、被災市町村に派遣した情報連絡員（リエゾン）との連絡等、本部の運営を適切に行うため、災害対策（地方）本部運営訓練を実施する。

(4) 避難所設置運用訓練

県地方振興局と市町村は、避難所の開設、職員派遣、連絡や運営体制等を確認するため、避難所となる施設の管理者及び自治会、自主防災組織等の協力を得て、避難所設置運用訓練を実施する。

(5) その他の訓練

県（関係各部局）及び市町村は、防災活動の円滑な遂行を図るため、消火、救出・救助、避難誘導、給食給水、業務継続、図上演習等の訓練を実施する。

第3 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練

1 概要

このことについては、「一般災害対策編第2章第14節第3 1」を参照するものとする。

2 事業所（防火管理者）における訓練

このことについては、「一般災害対策編第2章第14節第3 2」を参照するものとする。

3 自主防災組織等における訓練

このことについては、「一般災害対策編第2章第14節第3 3」を参照するものとする。

4 一般県民の訓練

このことについては、「一般災害対策編第2章第14節第3 4」を参照するものとする。

第4 訓練の評価と地域防災計画等への反映

このことについては、「一般災害対策編第2章第14節第4」を参照するものとする。

第21節 自主防災組織の整備

(危機管理部、市町村、消防本部)

地震災害の発生防止、あるいは災害発生時における被害の軽減を図るためには、県、市町村及び防災関係機関が防災対策を講ずるとともに、地域住民が“自らの命と地域は自分達で守る”という意識のもとに、自主防災組織を結成し、地域における相互扶助による防災活動の中心として自主防災組織において、日ごろから防災活動を積極的に行うことが重要である。

特に地震災害においては、倒壊家屋からの早期救出・出火時の初期消火が最も重要であり、人命確保の主役としての自主防災組織の役割は極めて大きい。

さらに、企業に対しても災害時に果たす役割を十分認識させ防災活動の推進に努めさせることが重要である。

第1 自主防災組織の育成指導

このことについては、「一般災害対策編第2章第15節第1」を参照するものとする。

第2 自主防災組織の編成基準

このことについては、「一般災害対策編第2章第15節第2」を参照するものとする。

第3 自主防災組織の活動

1 自主防災計画の策定

このことについては、「一般災害対策編第2章第15節第3 1」を参照するものとする。

2 日常の自主防災活動

このことについては、「一般災害対策編第2章第15節第3 2」を参照するものとする。

また、企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

第4 企業防災の促進

このことについては、「一般災害対策編第2章第15節第4」を参照するものとする。

第5 地区防災計画の作成

このことについては、「一般災害対策編第2章第15節第5」を参照するものとする。

第22節 要配慮者対策

(危機管理部、保健福祉部、市町村、社会福祉施設等管理者、病院・診療所等施設管理者)

【災害発生時の対応については第3章 第25節 要配慮者対策を参照】

地震・津波災害の発生時において、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者（児）及び外国人等いわゆる「要配慮者」が災害の発生時において、犠牲になる場合が多くなっている。

こうした状況を踏まえ、今後は、要配慮者の防災対策を積極的に推進していくことが、従来以上に重要な課題となっている。

第1 市町村地域防災計画、避難行動要支援者名簿に係る作成・活用方針等、条例において定める全般的事項

1 市町村地域防災計画において定める事項

このことについては、「一般災害対策編第2章第16節第1 1」を参照するものとする。

2 避難行動要支援者名簿に係る作成・活用方針等において定める事項の例

このことについては、「一般災害対策編第2章第16節第1 2」を参照するものとする。

3 条例の定めを検討すべき事項

このことについては、「一般災害対策編第2章第16節第1 3」を参照するものとする。

第2 避難行動要支援者名簿の作成、利用及び提供

市町村は、避難行動要支援者について避難支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿を作成しておくものとする。

1 避難行動要支援者名簿の作成

このことについては、「一般災害対策編第2章第16節第2 1」を参照するものとする。

2 要配慮者の情報利用等

このことについては、「一般災害対策編第2章第16節第2 2」を参照するものとする。

3 名簿情報の提供と活用

このことについては、「一般災害対策編第2章第16節第2 3」を参照するものとする。

4 名簿情報の提供における配慮

このことについては、「一般災害対策編第2章第16節第2 4」を参照するものとする。

5 秘密保持義務

このことについては、「一般災害対策編第2章第16節第2 5」を参照するものとする。

第3 個別避難計画の策定

このことについては、「一般災害対策編第2章第16節第3」を参照するものとする。

第4 社会全体で避難行動要支援者を支援する体制の構築

このことについては、「一般災害対策編第2章第16節第4」を参照するものとする。

第5 社会福祉施設等における対策

1 施設等の整備

このことについては、「一般災害対策編第2章第16節第5 1」を参照するものとする。

2 組織体制の整備

このことについては、「一般災害対策編第2章第16節第5 2」を参照するものとする。

3 緊急連絡体制の整備

このことについては、「一般災害対策編第2章第16節第5 3」を参照するものとする。

4 防災教育・防災訓練の充実

このことについては、「一般災害対策編第2章第16節第5 4」を参照するものとする。

5 大規模停電への備え

このことについては、「一般災害対策編第2章第16節第5 5」を参照するものとする。

第6 在宅者に対する対策

1 情報伝達体制の整備

このことについては、「一般災害対策編第2章第16節第6 1」を参照するものとする。

2 防災知識の普及・啓発

このことについては、「一般災害対策編第2章第16節第6 2」を参照するものとする。

3 支援体制及び避難用器具等の整備

このことについては、「一般災害対策編第2章第16節第6 3」を参照するものとする。

第7 病院入院患者等対策

このことについては、「一般災害対策編第2章第16節第7」を参照するものとする。

第8 外国人に対する防災対策

このことについては、「一般災害対策編第2章第16節第8」を参照するものとする。

第9 避難所への移送

このことについては、「一般災害対策編第2章第16節第9」を参照するものとする。

第10 避難所における要配慮者支援

1 避難所における物理的障壁の除去（ユニバーサルデザイン化）

このことについては、「一般災害対策編第2章第16節第10 1」を参照するものとする。

2 福祉避難所の指定

このことについては、「一般災害対策編第2章第16節第10 2」を参照するものとする。

3 災害派遣福祉チームの派遣体制の整備

このことについては、「一般災害対策編第2章第16節第10 3」を参照するものとする。

第23節 ボランティアとの連携

(危機管理部、保健福祉部、市町村、日本赤十字社福島県支部、県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会)

【災害発生時の対応については第3章 第26節 ボランティアとの連携を参照】

大規模な地震災害時における県内外からの多くのボランティアの申し入れに対して、県、市町村及び関係機関・団体は相互に協力し、ボランティアの受付、調整等を行うための体制の整備を図る。

また、ボランティアの受入れに際しては、医療、看護、老人介護や外国人との会話力、建築物の応急危険度判定等ボランティアの技能が効果的に生かされるよう配慮する。

第1 ボランティア活動の意義

このことについては、「一般災害対策編第2章第17節第1」を参照するものとする。

第2 ボランティア団体等の把握、登録等

県（生活福祉総室）及び市町村は、迅速かつ的確な応急対策活動が行われるように日本赤十字社福島県支部、県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会などと連携を図りながら、ボランティア団体及び専門的な知識、技能をもつボランティアの把握に努めるものとする。

なお、応急危険度判定士については、講習会を実施の上、県土木部（建築総室）において認定登録を行い、災害時には関係機関にその情報を提供するものとする。

第3 ボランティアの連携体制の整備

1 県、市町村からの情報共有

このことについては、「一般災害対策編第2章第17節第3 1」を参照するものとする。

2 コーディネート体制の整備

このことについては、「一般災害対策編第2章第17節第3 2」を参照するものとする。

3 ボランティア活動保険

このことについては、「一般災害対策編第2章第17節第3 3」を参照するものとする。

4 ボランティアの連携体制の構築

このことについては、「一般災害対策編第2章第17節第3 4」を参照するものとする。

第4 ボランティアの種類

このことについては、「一般災害対策編第2章第17節第4」を参照するものとする。

第24節 危険物施設等災害予防対策

(危機管理部、保健福祉部、市町村、消防本部、(一社)福島県危険物安全協会連合会、各危険物取扱事業者、(社)福島県火薬類保安協会、各高圧ガス製造者(貯蔵所を含む)、福島県高圧ガス地域防災協議会、(一社)福島県LPガス協会、福島県一般高圧ガス協会、福島県冷凍設備保安協会、(一社)福島県冷凍空調設備工業会、各毒物劇物取扱事業所)

【災害発生時の対応については第3章 第27節 危険物施設等災害応急対策を参照】

地震による危険物等貯蔵施設に係る危険物災害並びに毒・劇物による災害を未然に防止するため、自主保安体制の強化と危険物施設の構造・設備を充実強化させることにより、危険物施設の安全性を高めるなどの防災対策の確立を図るものとする。

第1 危険物施設災害予防対策

1 防災体制の確立

このことについては、「一般災害対策編第2章第18節第1 2」を参照するものとする。

2 事業計画

このことについては、「一般災害対策編第2章第18節第1 3」を参照するものとする。

3 安全対策の強化

このことについては、「一般災害対策編第2章第18節第1 4」を参照するものとする。

第2 火薬類施設災害予防対策

1 防災体制の確立

このことについては、「一般災害対策編第2章第18節第2 2」を参照するものとする。

2 事業計画

このことについては、「一般災害対策編第2章第18節第2 3」を参照するものとする。

第3 高圧ガス施設災害予防対策

1 防災体制の確立

このことについては、「一般災害対策編第2章第18節第3 2」を参照するものとする。

2 事業計画

このことについては、「一般災害対策編第2章第18節第3 3」を参照するものとする。

第4 毒物・劇物施設災害予防対策

1 防災体制の確立

このことについては、「一般災害対策編第2章第18節第4 2」を参照するものとする。

2 事業計画

このことについては、「一般災害対策編第2章第18節第4 3」を参照するものとする。

第25節 災害救助基金の積立及び運用

(危機管理部)

この計画は、応急救助の実施に要する費用にあてるため、災害救助法に基づいて積み立てる災害救助基金について定める。

第1 災害救助基金の概要

このことについては、「一般災害対策編第2章第19節第1」を参照するものとする。

第2 災害救助基金の運用

このことについては、「一般災害対策編第2章第19節第2」を参照するものとする。

第26節 災害時相互応援協定の締結

(危機管理部、農林水産部、商工労働部、土木部、市町村、防災関係機関、民間事業者・団体)

【災害発生時の対応については第3章 第5節 相互応援協力
及び第14節 緊急輸送対策 及び第18節 救援対策を参照】

大規模災害発生時は、被災自治体だけで災害対策を実施することは不可能であり、自治体間の協力や民間企業などと連携して災害対策を実施する必要がある。また、CSR（企業の社会的責任）の一環として、災害対応への協りに積極的な企業も増加しているため、被災住民だけでなく帰宅困難者等への対応、役務の提供など、さまざまな場面での企業、団体からの協力を得るための災害時応援協定の締結を促進する。

第1 自治体間の相互応援協力

1 都道府県間、知事会の枠組み

このことについては、「一般災害対策編第2章第20節第1 1」を参照するものとする。

2 市町村間の枠組み

このことについては、「一般災害対策編第2章第20節第1 2」を参照するものとする。

第2 民間事業者・団体との災害時応援協定

災害発生時、支援物資やサービスが緊急に必要な場合に備えて、物資や役務の供給力を持つ民間事業者・団体と応援協定を締結する。

1 食料、生活必需品等の供給

このことについては、「一般災害対策編第2章第20節第2 1」を参照するものとする。

2 物流、物資配送等の災害対応業務

このことについては、「一般災害対策編第2章第20節第2 2」を参照するものとする。

3 徒歩帰宅者への支援

このことについては、「一般災害対策編第2章第20節第2 3」を参照するものとする。

4 市町村と民間事業者等との協定締結

このことについては、「一般災害対策編第2章第20節第2 4」を参照するものとする。

第3 応援協定の公表

このことについては、「一般災害対策編第2章第20節第3」を参照するものとする。

第4 連絡体制の整備

このことについては、「一般災害対策編第2章第20節第4」を参照するものとする。

第 3 章 災害応急対策計画

担当部署の記載について

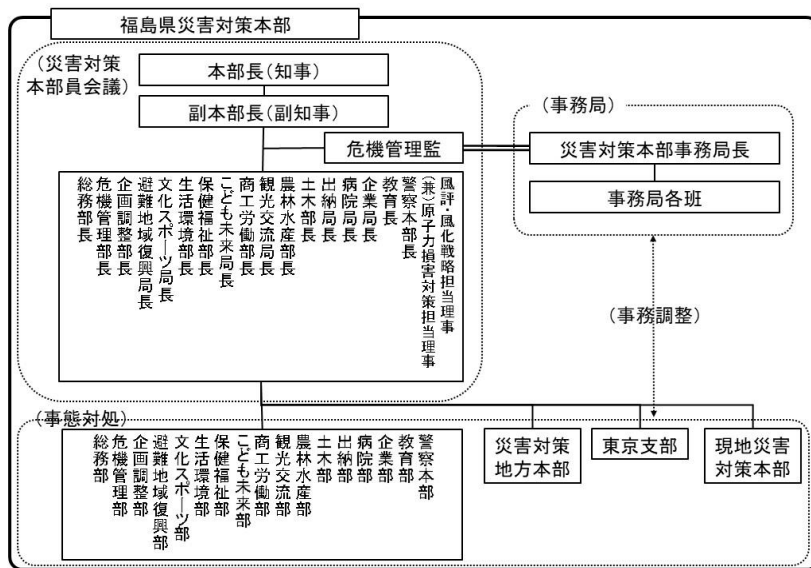
○ 県の災害対応について

- ・ 災害対策本部が設置される場合

県では、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、災害応急対策を円滑に実施するため、設置基準に基づいて災害対策本部を設置し災害応急対応を実施する。

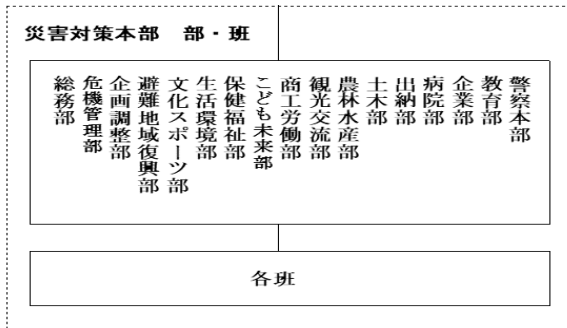
災害対策本部には、各部署から派遣された職員で構成する災害対策本部事務局各班と、平時の各部署・総室体制を基礎とする災害対策本部 部・班が存在し、災害対策本部事務局各班と災害対策本部 部・班が連携して災害応急対応を実施するものとする。

なお、災害対策本部事務局各班は、所掌事務に係る各部各班と連絡調整を行うとともに、事務の実施についての指示及び進捗状況の把握を行う。



- ・ 災害対策本部が設置されない場合

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合においても、その災害や被害の規模等に応じて、警戒配備、特別警戒配備、特別警戒本部体制など、災害対策本部を設置せずに災害応急対応を実施することがあり、その場合は災害対策本部 部・班の基礎となる各部署・総室において、平時の所掌事務に関する災害応急対応を実施することとする。



※ 災害対策本部は設置されていないので、災害対策本部 部・班としてではなく、その基礎となる各部署・総室として対応する。

○ 担当部署の記載について

- ・ 第3章の担当部署の記載について

第3章災害応急対策計画では、第2 1 (1)の県災害対策本部が設置された場合を想定して、県の災害発生時の業務について、災害応急対応の主体となる部署を明記した。

しかし、県災害対策本部を設置せず災害応急対応を実施する場合もあり、その場合は各部・班体制の記載は各総室に読み替え、災害対策本部事務局各班の記載は危機管理総室ほか関係各総室と読み替えて対応する。

ただし、明記した部署が中心となって災害予防対策を進めることとなるが、その他の部署においても、関係する業務について積極的に災害応急対応に取り組むこととする。

第3章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制

【平時の対応については第2章 第1節 防災組織の整備・充実を参照】

防災関係機関は、県内の地域に地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速、強力かつ効率的に推進するため、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画の定めるところにより、その活動体制に万全を期するものとする。

この場合において、それぞれの防災関係機関は、その組織及び機能のすべてをあげて、災害応急対策活動に協力するものとする。

第1 災害応急対策の時系列行動計画

1 時系列行動計画作成の意義

このことについては、「一般災害対策編第3章第1節第1 1」を参照するものとする。

2 時系列行動計画

このことについては、「一般災害対策編第3章第1節第1 2」を参照するものとする。

第2 県の活動体制（県災害対策本部）

1 県災害対策本部の設置

(1) 知事は、地震災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、次の基準により災害応急対策を円滑に実施するため、災害対策基本法第23条の規定に基づく福島県災害対策本部（以下、この節において「本部」という。）を設置する。

また、知事は、災害の危険がなくなったとき、又は災害発生後における災害応急対策がおおむね完了したときは、本部を解散する。

設置基準

- 1 県内において震度6弱以上を観測したとき。
- 2 県内において震度5弱、5強を観測し、県内に大規模な災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがあるときで知事が必要と認めたとき。
- 3 気象庁の発表にかかわらず、県内に地震による大規模な災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときで知事が必要と認めたとき。
- 4 気象庁が、福島県に大津波警報を発表したとき。
- 5 津波により県内に大規模な災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがあるときで知事が必要と認めたとき。

なお、設置基準1（県内において震度6弱以上が観測されたとき）及び設置基準4（大津波警報が発表されたとき）に該当する場合は、本部を自動的に設置する。

(2) 知事（災害対策本部総括班）は、本部を設置、又は廃止したときは、速やかに国（総務省消防庁）及び次に掲げる者のうち必要と認める者に通報する。

- ア 市町村長
 - イ 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者
 - ウ 陸上自衛隊（第44普通科連隊長）
 - エ 内閣総理大臣及び関係大臣
 - オ 北海道・東北の7道県及び隣接県知事
- (3) 大規模災害発生時における知事の不在等の非常時において、知事による災害対策本部設置の決定が困難な場合は第1に第一順位副知事、それも困難な場合には第2に第二順位副知事、第3に危機管理部長が決定する。

なお、自衛隊への災害派遣要請など、緊急を要する判断については、知事不在時等の非常時においては、第1に第一順位副知事、第2に第二順位副知事、第3に危機管理部長、第4に危機管理部政策監、第5に災害対策課長の順に判断するものとする。

※副知事の順位は、知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則（平成20年3月25日福島県規則第13号）に定める順位をいう。

2 災害対策地方本部の設置

県災害対策本部長（以下、この節においては「本部長」という。）は、各地域における災害応急対策を円滑に実施するため、必要があると認めるとき、地方振興局に、当該地方振興局の所管区域をその所管区域とする災害対策地方本部（以下、この節においては「地方本部」という。）を設置する。

また、1の(1)に掲げる本部の設置基準の1及び基準4に該当した場合は、県災害対策本部の設置と同時に、災害対策地方本部を設置する。

3 地方地震対策本部の設置

知事は、災害の規模、範囲等から本部を設置するには至らないが、地震対策のため、出先機関の体制を確立する必要があると認めるときは、次の要領により地方に地震対策本部を設置することができる。

また、地方振興局長が、その所管地域において、大規模な地震が発生し、いち早く出先機関の体制を確立する必要があると認める場合においても地方振興局長の判断により、地方地震対策本部を設置することができる。

(1) 福島県災害対策本部規程第6条から第8条までの規程を準用し、運用すること。

(2) 名称は、〇〇地方地震対策本部

4 東京支部の設置

このことについては、「一般災害対策編第3章第1節第2 3」を参照するものとする。

5 現地災害対策本部の設置

このことについては、「一般災害対策編第3章第1節第2 4」を参照するものとする。

6 国の現地対策本部との連絡調整

このことについては、「一般災害対策編第3章第1節第2 5」を参照するものとする。

7 複合災害発生時の体制

このことについては、「一般災害対策編第3章第1節第2 6」を参照するものとする。

8 県災害対策本部組織

このことについては、「一般災害対策編第3章第1節第2 7」を参照するものとする。

9 本部設置の場所

このことについては、「一般災害対策編第3章第1節第2 8」を参照するものとする。

10 記録と文書管理の徹底

このことについては、「一般災害対策編第3章第1節第2 9」を参照するものとする。

11 福島県特別警戒本部

このことについては、「一般災害対策編第3章第1節第2 10」を参照するものとする。

第3 市町村の活動体制

1 組織及び配備体制

このことについては、「一般災害対策編第3章第1節第3 1」を参照するものとする。

2 災害救助法が適用された場合の体制

このことについては、「一般災害対策編第3章第1節第3 2」を参照するものとする。

第4 指定地方行政機関等の活動体制

1 組織等の整備

このことについては、「一般災害対策編第3章第1節第4 1」を参照するものとする。

2 職員の派遣

このことについては、「一般災害対策編第3章第1節第4 2」を参照するものとする。

第5 防災連絡員の設置

このことについては、「一般災害対策編第3章第1節第5」を参照するものとする。

第6 部隊間の調整

このことについては、「一般災害対策編第3章第1節第6」を参照するものとする。

第2節 職員の動員配備

【平時の対応については第2章 第1節 防災組織の整備・充実を参照】

地震発生時において、初動体制をいち早く確立することが、その後の円滑な災害応急対策活動を実施するために極めて重要である。

このため、職員の配備基準を明確にするともに、職員の動員伝達方法、自主参集の基準等を明確にしておく必要がある。

第1 配備基準

配備区分	配 備 体 制	配 備 時 期
警 戒 配 備	関係各部総室の所要人員で災害に関する情報収集及び連絡活動が円滑に行える体制とする。 〔情報収集・連絡体制〕	1 県内において震度4を観測する地震が発生したとき。 2 福島県に津波注意報が発表されたとき。 3 その他特に危機管理部政策監が必要と認められたとき。
特別警戒配備	関係部（局）の部（局）筆頭総室筆頭課長及び関係総室の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施する体制とする。 〔応急対策準備体制〕	1 県内において震度5弱を観測する地震が発生したとき。 2 福島県に津波警報が発表されたとき。 3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。 4 その他特に危機管理部長が必要と認められたとき。
特別警戒本部体制	関係部（局）長及び関係総室の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施する体制とする。 〔応急対策体制〕	1 県内において震度5強を観測する地震が発生したとき。 2 県内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、福島県災害対策本部の設置に至るまでの間又は福島県災害対策本部の設置に至らない程度において必要と認められるとき。 3 その他特に副知事が必要と認められたとき。
災害対策本部体制	激甚な災害が発生した場合において、組織及び機能のすべてを挙げて、応急対策にあたる体制とする。 〔応急対策体制〕	1 県内において震度6弱以上を観測する地震が発生したとき。 2 福島県に大津波警報が発表されたとき。 3 その他特に知事が必要と認められたとき。

*特別警戒配備、特別警戒本部体制及び災害対策本部体制における配備要員数は、別表に定めるとおりとする。

第2 職員の配備体制

- 警戒配備にかかわる指揮監督は、危機管理部政策監が行う。

- 2 特別警戒配備にかかわる指揮監督は、危機管理部長が行う。
- 3 特別警戒本部体制にかかわる指揮監督は、副知事が行う。
- 4 本部長は、災害対策本部の配備体制を決定したときは、直ちに各部長及び災害対策地方本部長に連絡することとし、各部長及び災害対策地方本部長は、配備編成計画に基づく配備体制をとる。
なお、県の出先機関における配備基準及び配備体制は、地域の実情に応じて地方振興局長が定める。

第3 配備人員

このことについては、「一般災害対策編第3章第2節第3」を参照するものとする。

第4 動員伝達方法

このことについては、「一般災害対策編第3章第2節第4」を参照するものとする。

第5 非常参集等

配備編成計画に基づき指定された職員は、勤務時間外、休日等において、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあることを覚知したときは、上記第4の動員伝達の有無にかかわらず、直ちに所属又はあらかじめ指定された場所に参集し配備につく。

県内において震度6弱以上を観測する地震の発生を覚知したとき、または当該地震に関する情報が発表されたときは、交通の途絶、職員自身あるいは職員の家族の被災等により職員の参集が困難となり、災害対策本部要員が不足することが想定されるので、参集可能な全ての職員が一旦参集し、配備につくこととする。

なお、参集途上においては、必要に応じて目視などによる被害状況の収集を行うものとし、所属において、直ちにその状況を災害対策本部情報班に報告するものとする。

ただし、職員は、災害の状況により所属、又はあらかじめ指定された場所に参集できないときは、次に掲げる県の機関に参集し、当該機関の長又は当該機関の長が指定する職員の指示に従い、その業務を応援する。

- ア 自己の業務に関連する最寄りの県の機関
- イ 県庁又は各地方振興局

第6 職員配備状況の報告と安否確認の実施

このことについては、「一般災害対策編第3章第2節第6」を参照するものとする。

第3節 地震災害情報の収集伝達

(危機管理部、警察本部、福島地方気象台、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他の防災関係機関)

【平時の対応については第2章 第2節 防災情報通信網の整備
及び第3節 地震観測計画を参照】

地震災害が発生したとき、各防災関係機関相互間の通知、要請、指示、通達等の通信を迅速かつ円滑、さらに確実に伝達する。また、県下に災害が発生した場合、災害状況の調査及び災害情報の収集は、その後の災害応急対策の体制整備、災害復旧計画策定の基本となるものであり、迅速・的確に行うものとする。

第1 地震情報等の受理伝達

1 気象庁の地震情報

(1) 地震情報の種類とその内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報等を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報等発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 ※地震が多発発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。

(2) 福島地方気象台の地震情報等の伝達基準

- ア 福島県内で震度1以上の揺れを観測したとき。
- イ 福島県に津波警報等を発表したとき。
- ウ その他、地域住民に周知させることが適当と思われるとき（群発地震等）。
- エ 特に発表が必要と認めた場合。

(3) その他

福島地方気象台は、福島県に津波警報等が発表されたときや福島県内で震度4以上の揺れを観測したときなどに防災等に係る活動の利用に資するよう津波警報等の発表状況や地震の概要を地震解説資料として発表する。

(4) 地震情報等の受理伝達

- ア 関係機関は、地震情報等について、次の地震情報等受理伝達系統図により迅速・的確に受理・伝達する。
- イ 県（災害対策本部活動支援班）は、福島地方気象台から受理した地震情報等について、市町村、防災関係機関に伝達する。
- ウ 市町村は、地震情報等を受理したときは、直ちに住民等に伝達するとともに、避難指示等の必要な措置を行う。

(5) 緊急地震速報

ア 気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ・ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合もある。

- イ 福島地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

ウ 県（危機管理総室）及び市町村は福島地方気象台と協力し、訓練に緊急地震速報を取り入れるなど、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努めるとともに、住民に直接緊急地震速報を伝達する体制の整備に努めるものとする。

エ 県、市町村及び放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を市町村防災行政無線（戸別受信機を含む）等により、住民等への伝達に努めるものとする。また、市町村は、住民への緊急地震速報の伝達に当たっては、市町村防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

2 地震情報で用いる震度の地域名称と震央地名

(1) 震度の地域名称（福島県の陸域）

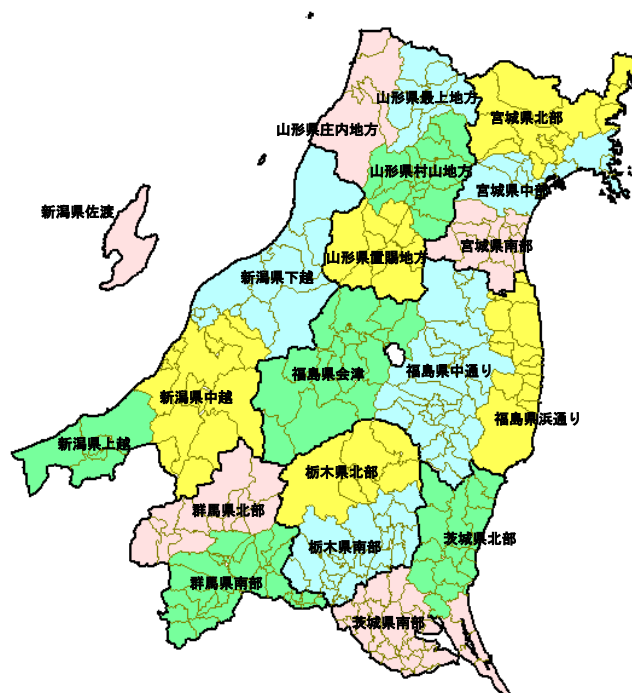
「震度速報」や「震源・震度に関する情報」において、地域震度を発表するため、全国を188に区分した地域のことである。

また、この地域名称は、「震央地名」にも使用される。

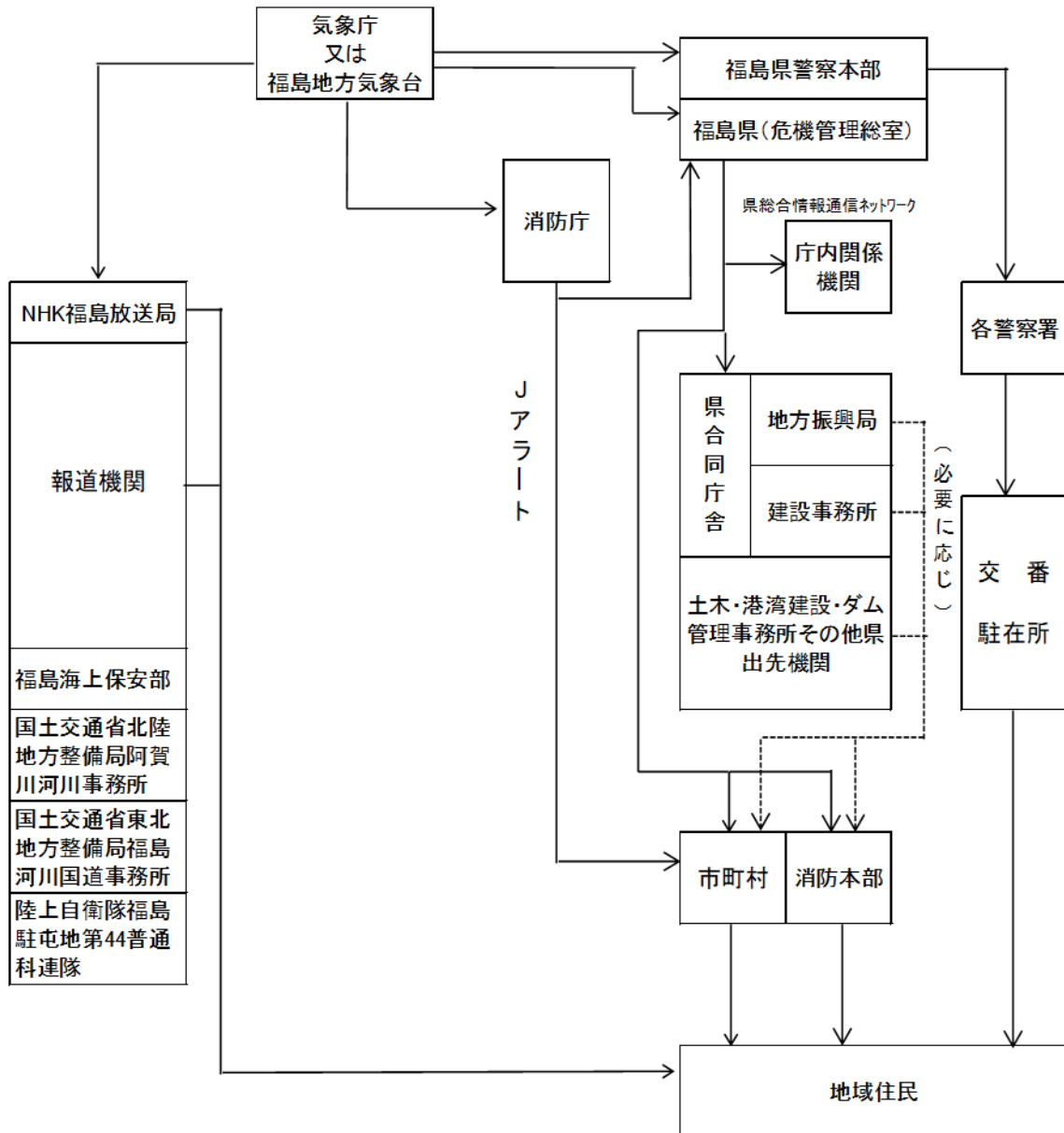
【震度の地域名称（福島県の陸域）】



(2) 福島県及び隣県の陸域の震央地名



地震情報等伝達系統図



3 福島県震度情報ネットワークシステムの情報

県内の全市町村に設置（うち、7箇所は気象台設置の震度計利用）した震度計による情報を県庁で把握できるようになっており、観測した情報については、県総合情報通信ネットワークのファクシミリ蓄積システムにより市町村、消防本部、地方振興局及び庁内関係総室に送信される。

第2 被害状況等の収集、報告

1 被害調査

このことについては、「一般災害対策編第3章第3節第2 1」を参照するものとする。

2 被害状況等の報告方法

このことについては、「一般災害対策編第3章第3節第2 2」を参照するものとする。

3 現地の状況確認

このことについては、「一般災害対策編第3章第3節第2 3」を参照するものとする。

4 被害区分別報告系統

このことについては、「一般災害対策編第3章第3節第2 4」を参照するものとする。

5 報告の種類等

このことについては、「一般災害対策編第3章第3節第2 5」を参照するものとする。

第4節 通信の確保

(総務部、危機管理部、企画調整部、警察本部、市町村、東日本電信電話(株)福島支店、日本赤十字社福島県支部、各放送機関、東北地方非常通信協議会会員)

【平時の対応については第2章 第2節 防災情報通信網の整備を参照】

災害時においては、通信設備等を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の疎通を確保する。

第1 通信手段の確保

1 災害時の通信連絡

このことについては、「一般災害対策編第3章第4節第1 1」を参照するものとする。

2 通信の統制

このことについては、「一般災害対策編第3章第4節第1 2」を参照するものとする。

3 各種通信施設の利用

このことについては、「一般災害対策編第3章第4節第1 3」を参照するものとする。

4 災害対策地方本部及び現地災害対策本部が設置された場合の措置

このことについては、「一般災害対策編第3章第4節第1 4」を参照するものとする。

第2 県総合情報通信ネットワークの運用

1 災害時の通信連絡

このことについては、「一般災害対策編第3章第4節第2 1」を参照するものとする。

2 県総合情報通信ネットワークの運用

このことについては、「一般災害対策編第3章第4節第2 2」を参照するものとする。

第3 市町村における通信の運用

このことについては、「一般災害対策編第3章第4節第3」を参照するものとする。

第4 東日本電信電話(株)福島支店の措置

1 加入電話輻輳時の緊急通話の確保

このことについては、「一般災害対策編第3章第4節第4 1」を参照するものとする。

2 東日本電信電話(株)の無線の運用

このことについては、「一般災害対策編第3章第4節第4 2」を参照するものとする。

第5節 相互応援協力

(危機管理部、市町村、防災関係機関)

【平時の対応については第2章 第26節 災害時相互応援協定の締結を参照】

災害発生時においては、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、各地方公共団体及び関係機関は相互の応援協力により適切な応急救助等を実施するものとする。

第1 県と市町村の相互協力

1 県と市町村の相互協力

このことについては、「一般災害対策編第3章第5節第1 1」を参照するものとする。

2 災害対策基本法に基づく知事の指示等

このことについては、「一般災害対策編第3章第5節第1 2」を参照するものとする。

3 市町村への情報連絡員（県リエゾン）の派遣体制整備

このことについては、「一般災害対策編第3章第5節第1 3」を参照するものとする。

第2 国に対する応援要請

1 知事の応援職員派遣要請

このことについては、「一般災害対策編第3章第5節第2 1」を参照するものとする。

2 市町村長の応援職員派遣要請

このことについては、「一般災害対策編第3章第5節第2 2」を参照するものとする。

3 職員応援派遣要請手続き

このことについては、「一般災害対策編第3章第5節第2 3」を参照するものとする。

4 応急措置及び災害応急対策の実施要請

このことについては、「一般災害対策編第3章第5節第2 4」を参照するものとする。

第3 緊急消防援助隊の派遣要請

1 市町村長等の応援要請

このことについては、「一般災害対策編第3章第5節第3 1」を参照するものとする。

2 知事の応援要請

このことについては、「一般災害対策編第3章第5節第3 2」を参照するものとする。

第4 他都道府県に対する応援要請

1 知事の応援要請

このことについては、「一般災害対策編第3章第5節第4 1」を参照するものとする。

第5 県と防災関係機関との事前協議

災害時において、他機関の円滑な協力が得られるよう、県（危機管理総室、災害対策本部各班）においては次のとおり協定等を締結し、あるいは事前協議を整えて協力体制を確立しておくとともに、災害時には適切な応援協力を図るものとする。

1 日本赤十字社福島県支部との委託契約

このことについては、「一般災害対策編第3章第5節第5 1」を参照するものとする。

2 日本放送協会、民間放送局各社及び新聞社との協定

このことについては、「一般災害対策編第3章第5節第5 2」を参照するものとする。

3 防災関係機関会議の開催

このことについては、「一般災害対策編第3章第5節第5 3」を参照するものとする。

第6 民間事業者との災害時応援協定

1 県における協定

このことについては、「一般災害対策編第3章第5節第6 1」を参照するものとする。

2 市町村における協定

このことについては、「一般災害対策編第3章第5節第6 2」を参照するものとする。

第7 市町村と公共的団体等との協力

このことについては、「一般災害対策編第3章第5節第7」を参照するものとする。

第8 他の都道府県への応援

1 応援体制

このことについては、「一般災害対策編第3章第5節第8 1」を参照するものとする。

2 北海道・東北地域への応援

このことについては、「一般災害対策編第3章第5節第8 2」を参照するものとする。

3 2以外の地域への応援

このことについては、「一般災害対策編第3章第5節第8 3」を参照するものとする。

第9 受援・連携ユニットの設置

このことについては、「一般災害対策編第3章第5節第9」を参照するものとする。

第6節 災害広報

(総務部、危機管理部、企画調整部、生活環境部、警察本部、市町村、報道機関)

災害時において、被災地住民、県民及び県外関係者に正確な情報を提供し、混乱を防止するとともに適切な行動を支援するために、県、市町村及び防災関係機関は地震発生後、速やかに広報部門を設置し、連携して広報活動を展開する。

第1 県の広報活動

1 報道機関、国機関等との連携体制の強化

このことについては、「一般災害対策編第3章第6節第1 1」を参照するものとする。

2 広報内容

このことについては、「一般災害対策編第3章第6節第1 2」を参照するものとする。

3 広報の方法

このことについては、「一般災害対策編第3章第6節第1 3」を参照するものとする。

第2 市町村等の広報活動

市町村等は、所管区域内の防災関係機関と調整を図り、住民に対し防災行政無線（戸別受信機を含む）、広報車、津波フラッグ、ホームページやソーシャルネットワークサービス、携帯電話への緊急速報メール、テレビ・ラジオ、臨時災害FM局の開設、さらに既存のコミュニティFM放送局等を活用し、前記第1の3の方法に準じて、以下の事項について広報活動を行う。

なお、被災者が必要とする情報は、①避難誘導段階、②避難所設置段階、③避難所生活段階 ④仮設住宅設置段階、⑤仮設住宅での生活開始段階等、災害発生からの時間の経過に伴い、刻々と変化していくことから、被災者の必要性に即した情報を的確に提供することを心掛けることが必要であり、これらの情報を災害対応にあたる職員にも周知するよう努めるものとする。

1 広報する内容

このことについては、「一般災害対策編第3章第6節第2 1」を参照するものとする。

2 市町村間の協力による広報

このことについては、「一般災害対策編第3章第6節第2 2」を参照するものとする。

第3 防災関係機関

このことについては、「一般災害対策編第3章第6節第3」を参照するものとする。

第7節 消火活動

(危機管理部、市町村、消防本部)

【平時の対応については第2章 第4節 都市の防災対策
及び第12節 火災予防対策を参照】

地震によってもたらされる二次被害のうち、最も大きい被害をもたらすものが火災によるものである。地震火災による被害を少なくするため、市町村は、消防本部及び消防団のすべての能力を活用して消防活動に取り組み、大規模火災時には協定等による広域応援要請を行う。

また、大規模な地震発生時には、消防力を上回る出火件数となることも想定され、この場合には自主防災組織等を中心とした地域住民による初期消火、出火防止等が重要となる。

第1 消防本部による消防活動

県内12消防本部は、第一線の消防活動機関であり、地震火災に対し総力をあげて消防活動に当たるとともに、消防団等を指揮し有効な対策を行い、以下のとおり活動する。

1 災害情報収集活動優先の原則

同時多発火災などの災害状況の迅速な把握と的確な対応のため、消防車等の管内巡回による災害情報の収集を行う。

2 避難場所及び避難路確保優先の原則

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難場所及び避難路確保の消防活動を行う。

3 重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。

4 消火可能地域優先の原則

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して行う。

5 市街地火災消防活動優先の原則

大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後、部隊を集中して消防活動に当たる。

6 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消防活動を優先する。

7 火災現場活動の原則

(1) 出場隊の指揮者は、災害の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。

(2) 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。

(3) 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建造物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

第2 消防団による活動

消防本部と連携をとりながら以下の活動を行う。

1 情報収集活動

管内の災害情報の収集を積極的に行う。

2 出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地周辺の住民に対し、出火防止の広報を行い、出火した場合には住民と協力して初期消火を図る。

3 消火活動

消防隊が到着するまでや消防隊が十分でない場合には、率先して消火活動を行う。

4 救助活動

消防本部による活動を補佐し又は自らが積極的に活動し、要救助者の救助救出と負傷者に対して簡易な応急処置を行い、安全な場所への搬送を行う。

5 避難誘導

避難指示等が発令された場合には、住民に伝達し関係機関と連絡をとりながら、住民を安全に避難誘導する。

第3 県内隣接協定及び統一応援協定による応援

消防本部は、単独での消防活動が困難であると判断したときは隣接相互応援協定を締結している消防機関に応援を要請し、それでも対応できない場合は福島県広域消防相互応援協定による派遣要請を行う。

第4 他都道府県への応援要請

1 応援要請の手続き

市町村長は地震発生時における他都道府県への応援要請の必要が見込まれる場合は、以下の手続きによって知事への応援要請を行う。

(1) 応援要請の手続き（要請は責任者の口頭でも可、後日文書を提出すること。）

市町村長は他都道府県の消防隊の応援を要請したいときは、原則として次の事項を明らかにして知事（災害対策本部総括班）に要請する。

- ア 火災の状況及び応援要請の理由
- イ 緊急消防援助隊の派遣要請期間
- ウ 応援要請を行う消防隊の種別と人員
- エ 市町村への進入経路及び集結場所

(2) 緊急消防援助隊の受け入れ態勢

他都道府県緊急消防援助隊応援消防隊の円滑な受け入れを図るため、応援要請を行う消防機関は、担当者を明確にし連絡体制を整えておく。

- ア 緊急消防援助隊の誘導方法
- イ 緊急消防援助隊の人員、機材数、応援都道府県隊長等の確認
- ウ 緊急消防援助隊に対する給食、仮眠施設等の手配

2 隣接協定による要請

他県の消防本部と隣接応援協定を締結している消防本部にあつては、協定に基づき速やかに応援要請を行う。

3 消防庁長官への派遣要請

知事（災害対策本部総括班）は、市町村長から他都道府県の応援要請を求められた場合で、必要と認められる時は、速やかに消防庁長官に緊急消防援助隊の派遣等を要請し、その結果を直ちに応援要請を行った市町村へ連絡する。

また知事（災害対策本部総括班）は、福島県緊急消防援助隊受援計画に基づき、消防活動調整本部の設置をはじめとする、円滑な活動のための受け入れを行う。

【緊急消防援助隊応援要請先】

国 (消防庁等)	区 分		平日 (9:30~18:15)	左記以外
	回線別		※応急対策室	※宿直室
N T T回線	電 話		03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX		03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電 話		90-49013	90-49102
	FAX		90-49033	90-49036
地域衛星通信 ネットワーク	電 話		TN-048-500-90-49013	TN-048-500-90-49102
	FAX		TN-048-500-90-49033	TN-048-500-90-49036

(注) TNは、内線から無線への乗入れ番号

4 広域航空消防応援

知事（災害対策本部総括班）は、市町村長からヘリコプターを使用する消防活動の応援要請があり、本県の消防防災ヘリコプターのみで対応できず、応援が必要と判断した場合は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、消防庁長官に対して他都道府県及び他都道府県市町村の所有ヘリコプターによる応援を要請する。

第8節 救助・救急

(危機管理部、市町村、消防本部、その他防災関係機関)

地震発生後には、倒壊家屋の下敷きになるなど救助・救急が必要となる被災者が出るのが予想される。生命・身体の安全を守ることは、最優先されるべき課題であり、人員、資機材等を優先的に投入して、救助活動を実施する。

市町村は、災害応急対策の第一次的な実施責任者として防災関係機関の協力を得ながら、救助・救急活動を行うが、早期救出が生死を分けることになることから、県民及び自主防災組織が救助・救急活動を実施する防災関係機関に協力するとともに、自発的に救助・救急活動を行うことが求められる。

第1 自主防災組織、事業所等による救助活動

このことについては、「一般災害対策編第3章第7節第1」を参照するものとする。

第2 市町村（消防機関を含む）による救助活動

このことについては、「一般災害対策編第3章第7節第2」を参照するものとする。

第3 県の業務

このことについては、「一般災害対策編第3章第7節第3」を参照するものとする。

第4 消防本部による救助・救急活動

1 救助・救急活動

- (1) 救助・救急は、救命の処置を必要とする負傷者を優先とし、その他の負傷者に対しては、できる限り、消防団員、自主防災組織及び付近住民の協力を求めて、自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関と連携の上、救助・救急活動を実施する。
- (2) 延焼火災が多発し、同時に多数の救助・救急が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救助・救急活動を行う。
- (3) 延焼火災が少なく、同時に多数の救助・救急が必要となる場合は、多数の人命を救護できる現場を優先に、効果的な救助・救急活動を行う。
- (4) 同時に小規模な救助・救急を必要とする事象が併発した場合は、救命効率の高い事象を優先に救助・救急活動を行う。

2 救助・救急における出動

- (1) 救助・救急の必要な現場への出動は、救命効率を確保するため、努めて救助隊と救急隊が連携して出動する。
- (2) 救助活動を必要としない現場への出動は救急隊のみとし、救命を要する重傷者を優先に出動する。

3 救助・救急体制の整備

- (1) 消防署（所）、消防団詰所及び町内会事務所等に救助・救急資機材を整備し、消防団員及び住民等に対する救助・救急訓練を行い、消防団等を中心とした各地域における救助・救急体制の整備を図る。
- (2) 高層建築物等に関する救助・救急活動については、消防法に定める防火管理者に対し、自衛消防組織の整備について徹底した指導を行い、自衛体制の強化に努める。

第5 広域的な応援

このことについては、「一般災害対策編第3章第7節第5」を参照するものとする。

第9節 自衛隊災害派遣

(危機管理部、警察本部、陸上自衛隊、市町村)

災害発生時における自衛隊の派遣要請を行う場合の必要事項、手続き等を明らかにし、迅速かつ円滑な災害派遣活動が実施されることを目的とする。

第1 災害派遣要請基準及び災害派遣要請の範囲

1 災害派遣要請基準

このことについては、「一般災害対策編第3章第8節第1 1」を参照するものとする。

2 災害派遣要請の範囲

このことについては、「一般災害対策編第3章第8節第1 2」を参照するものとする。

第2 災害派遣要請

1 災害派遣要請者

このことについては、「一般災害対策編第3章第8節第2 1」を参照するものとする。

2 災害派遣要請要領

このことについては、「一般災害対策編第3章第8節第2 2」を参照するものとする。

3 自衛隊の災害派遣隊区及び担当窓口

このことについては、「一般災害対策編第3章第8節第2 3」を参照するものとする。

第3 市町村長の災害派遣要請の要求

1 災害派遣要請の要求

このことについては、「一般災害対策編第3章第8節第3 1」を参照するものとする。

2 災害派遣要請の要求要領

このことについては、「一般災害対策編第3章第8節第3 2」を参照するものとする。

第4 防災関係機関の災害派遣要請の依頼

1 災害派遣要請の依頼

このことについては、「一般災害対策編第3章第8節第4 1」を参照するものとする。

2 災害派遣要請の依頼要領

このことについては、「一般災害対策編第3章第8節第4 2」を参照するものとする。

第5 部隊の自主派遣

1 初動における情報収集

このことについては、「一般災害対策編第3章第8節第5 1」を参照するものとする。

2 災害派遣の自主派遣

このことについては、「一般災害対策編第3章第8節第5 2」を参照するものとする。

第6 自衛隊との連絡

1 情報の交換

このことについては、「一般災害対策編第3章第8節第6 1」を参照するものとする。

2 連絡班の派遣依頼

このことについては、「一般災害対策編第3章第8節第6 2」を参照するものとする。

3 連絡班の自主派遣

このことについては、「一般災害対策編第3章第8節第6 3」を参照するものとする。

第7 災害派遣部隊の受入体制

知事（災害対策本部総括班）、市町村長、警察、消防機関等は、相互に派遣部隊の移動、現地進入及び災害措置を行うための補償問題等発生の際の相互協力、必要な現地資材等の使用協定等に関して緊密に連絡協力するものとする。

1 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

このことについては、「一般災害対策編第3章第8節第7 1」を参照するものとする。

2 作業計画及び資材等の準備

このことについては、「一般災害対策編第3章第8節第7 2」を参照するものとする。

3 市町村における自衛隊との連絡体制の確立

このことについては、「一般災害対策編第3章第8節第7 3」を参照するものとする。

4 派遣部隊の受入れ

このことについては、「一般災害対策編第3章第8節第7 4」を参照するものとする。

第8 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

このことについては、「一般災害対策編第3章第8節第8」を参照するものとする。

第9 派遣部隊の撤収

このことについては、「一般災害対策編第3章第8節第9」を参照するものとする。

第10 経費の負担区分

災害派遣に要した経費の負担区分は、次のとおりとする。ただし、その区分を定めにくいものについては、県、市町村、部隊が相互調整の上、その都度決定する。

1 県、市町村の負担

このことについては、「一般災害対策編第3章第8節第10 1」を参照するものとする。

2 部隊の負担

このことについては、「一般災害対策編第3章第8節第10 2」を参照するものとする。

第10節 避難

(危機管理部、生活環境部、保健福祉部、土木部、県教育委員会、警察本部、市町村、消防本部、自衛隊、福島海上保安部、防災関係機関、県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、地方整備局)

【平時の対応については第2章 第15節 避難対策を参照】

「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」とする。

地震災害時における人的被害を軽減するため、防災関係機関が連絡調整を密にし、適切な避難誘導が行なわれなければならない。

また、高齢者、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等のいわゆる「要配慮者」が地震災害において犠牲になるケースが多くなっている。

こうした状況から、要配慮者への情報伝達、要配慮者の避難誘導について、特に配慮が求められる。

第1 避難指示の発令

市町村長等は、地震発生による火災、山崩れ、崖崩れ、津波等の災害から人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、必要があると認められるときは、あらかじめ定めた計画に基づき地域住民等に対して、避難指示を行う。

1 避難の実施機関

このことについては、「一般災害対策編第3章第9節第1 1」を参照するものとする。

2 避難のための指示の内容

このことについては、「一般災害対策編第3章第9節第1 2」を参照するものとする。

3 避難措置の周知等

このことについては、「一般災害対策編第3章第9節第1 3」を参照するものとする。

4 避難指示の解除

このことについては、「一般災害対策編第3章第9節第1 4」を参照するものとする。

第2 警戒区域の設定

1 警戒区域の設定権者

このことについては、「一般災害対策編第3章第9節第2 1」を参照するものとする。

2 指定行政機関等による助言

このことについては、「一般災害対策編第3章第9節第2 2」を参照するものとする。

3 警戒区域設定の時期及び内容

このことについては、「一般災害対策編第3章第9節第2 3」を参照するものとする。

4 警戒区域設定の周知

このことについては、「一般災害対策編第3章第9節第2 4」を参照するものとする。

第3 避難の誘導

1 実施機関

このことについては、「一般災害対策編第3章第9節第3 1」を参照するものとする。

2 避難指示の伝達

このことについては、「一般災害対策編第3章第9節第3 2」を参照するものとする。

3 避難誘導の方法

このことについては、「一般災害対策編第3章第9節第3 3」を参照するものとする。

4 避難順位及び携行品の制限

このことについては、「一般災害対策編第3章第9節第3 4」を参照するものとする。

5 避難経路の情報集約と避難者への提供

警察本部及び道路管理者は、避難経路の確保のため、通行可能な道路情報を県（災害対策本部情報班、道路班）に集約し、災害対策本部避難支援班を經由して、避難市町村及び避難者へ情報の提供を行う。

6 避難道路の通行確保

このことについては、「一般災害対策編第3章第9節第3 5」を参照するものとする。

7 県の業務

このことについては、「一般災害対策編第3章第9節第3 6」を参照するものとする。

第4 避難行動要支援者対策

1 情報伝達体制

このことについては、「一般災害対策編第3章第9節第4 1」を参照するものとする。

2 避難及び避難誘導

このことについては、「一般災害対策編第3章第9節第4 2」を参照するものとする。

第5 広域的な避難対策

1 県内市町村間の避難調整

このことについては、「一般災害対策編第3章第9節第5 1」を参照するものとする。

2 県外避難の調整

このことについては、「一般災害対策編第3章第9節第5 2」を参照するものとする。

3 病院、社会福祉施設等の広域避難

このことについては、「一般災害対策編第3章第9節第5 3」を参照するものとする。

第6 安否情報の提供等

1 照会による安否情報の提供

このことについては、「一般災害対策編第3章第9節第6 1」を参照するものとする。

2 被災者の同意又は公益上必要が必要と認める場合

このことについては、「一般災害対策編第3章第9節第6 2」を参照するものとする。

第11節 避難所の設置・運営

(危機管理部、保健福祉部、土木部、県教育委員会、警察本部、市町村、消防本部、自衛隊、防災関係機関、(一社)福島県警備業協会、県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会)

【平時の対応については第2章 第15節 避難対策を参照】

避難所は、災害のために現に被害を受け、又は受ける恐れのある者で、避難しなければならない者を一時的に学校、福祉センター、公民館その他既設の建物又は応急仮設物等に受入保護することを目的とする。

第1 避難所の設置

1 実施機関

このことについては、「一般災害対策編第3章第10節第1 1」を参照するものとする。

2 市町村長の措置

このことについては、「一般災害対策編第3章第10節第1 2」を参照するものとする。

3 県の措置

このことについては、「一般災害対策編第3章第10節第1 3」を参照するものとする。

第2 避難所の運営

1 避難所運営の主体

このことについては、「一般災害対策編第3章第10節第2 1」を参照するものとする。

2 住民の避難先の情報把握

このことについては、「一般災害対策編第3章第10節第2 2」を参照するものとする。

3 避難所での生活の長期化が見込まれる場合の対策

このことについては、「一般災害対策編第3章第10節第2 3」を参照するものとする。

4 男女共同参画の視点に基づく避難所運営

このことについては、「一般災害対策編第3章第10節第2 4」を参照するものとする。

5 要配慮者対策

このことについては、「一般災害対策編第3章第10節第2 5」を参照するものとする。

6 指定避難所以外の被災者への支援

このことについては、「一般災害対策編第3章第10節第2 6」を参照するものとする。

第12節 医療（助産）救護

（危機管理部、保健福祉部、市町村、消防本部、日本赤十字社福島県支部、（一社）福島県医師会、（公社）福島県歯科医師会、（一社）福島県薬剤師会、（社）福島県病院協会、（公社）福島県看護協会）

【平時の対応については第2章 第16節 医療（助産）救護・防疫体制の整備を参照】

地震発生時には、広域あるいは局地的に、医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、震災時における救急の初動態勢を確立し、関係医療機関及び各防災関連機関との密接な連携の下に一刻も速い医療救護活動を施す必要がある。

第1 医療機関の被害状況等の収集、把握

このことについては、「一般災害対策編第3章第11節第1」を参照するものとする。

第2 医療（助産）救護活動

県（健康衛生班）、市町村及び各医療関係団体は、福島県災害医療行動マニュアルに基づき、被災状況に応じ速やかに災害派遣医療チーム（DMAT）や医療救護班を編成し、被災地内で医療救護活動を行うとともに、福島県心のケアマニュアルに基づき、心のケア活動を実施する。

また、被災地所轄の保健福祉事務所は、派遣された医療救護班の配置調整等を行う。

1 県（健康衛生班）

このことについては、「一般災害対策編第3章第11節第2 1」を参照するものとする。

2 市町村

このことについては、「一般災害対策編第3章第11節第2 2」を参照するものとする。

3 その他の機関

このことについては、「一般災害対策編第3章第11節第2 3」を参照するものとする。

第3 傷病者等の搬送

1 傷病者搬送の手順

このことについては、「一般災害対策編第3章第11節第3 1」を参照するものとする。

2 医療スタッフ等の搬送

このことについては、「一般災害対策編第3章第11節第3 2」を参照するものとする。

第4 医薬品等の確保

1 県（健康衛生班）

このことについては、「一般災害対策編第3章第11節第4 1」を参照するものとする。

2 市町村

このことについては、「一般災害対策編第3章第11節第4 2」を参照するものとする。

第5 血液製剤の確保

このことについては、「一般災害対策編第3章第11節第5」を参照するものとする。

第6 人工透析の供給確保

このことについては、「一般災害対策編第3章第11節第6」を参照するものとする。

第7 広域的救護活動の調整

このことについては、「一般災害対策編第3章第11節第7」を参照するものとする。

第13節 道路の確保（道路障害物除去等）

（土木部、警察本部、国土交通省東北地方整備局、東日本高速道路(株)、陸上自衛隊、市町村）

【平時の対応については第2章 第9節 道路及び橋りょう等災害予防対策
及び第14節 緊急輸送路等の指定を参照】

地震発生直後の道路の被害状況を早急に把握し、障害物の除去、応急復旧等を行うことは、救援活動を円滑に実施するために必要であり、また、これらを制約された条件下で効果的に行うためには、関係機関と協議の上、災害応急活動を支える緊急輸送路の開通作業を他の道路にさきがけて実施する。

第1 優先開通道路の選定

1 優先開通道路の選定基準

(1) 選定基準

「第2章第14節 緊急輸送路等の指定」の中で指定された緊急輸送路であること。

(2) 開通作業の優先順位

優先して開通すべき道路の順位は、緊急性の高い順に、第1次確保路線、第2次確保路線及び第3次確保路線の3つに大別する。

第2 資機材の確保

1 県（道路班）

県は、障害物除去、応急復旧のための資機材の確保を図る。

なお、県建設業協会等の関係団体との連絡を密にして使用可能な建設機械等の把握を行うとともに、民間所有の応急復旧用の資機材の確保について、国、東日本高速道路(株)、市町村と調整を図るものとする。

2 市町村

市町村は、県と同様、普段から資機材の確保を図る。

3 国土交通省東北地方整備局

国土交通省東北地方整備局は、各事務所において、資機材の確保を図る。

4 東日本高速道路(株)

東日本高速道路(株)は、応急復旧が可能なように、資機材の確保を図る。

第3 道路開通作業の実施

県災害対策本部は、県内の道路網の被災状況を把握し、県、国、市町村、東日本高速道路(株)の道路開通作業の調整を図るものとする。

1 県（道路班）

県は、所管する道路の被害状況、道路上の障害物の状況を速やかに調査し、緊急度の高い第1次確保路線道路から開通作業を実施する。

地域によって第1次確保路線から開通することが困難な場合は、第2次確保路線以下の道路から開通する。

なお、被害の状況により確保路線の開通が困難な場合は、確保路線以外の道路で、緊急輸送路として確保が必要な道路を開通する。

このうち、道路上の破損、倒壊等による障害物の除去については、警察、自衛隊、消防機関及び占有工作物管理者等の協力を得て行い、交通確保に努める。

また、必要に応じ災害復旧用応急組立橋による復旧を行う。

2 市町村

市町村は、行政区域内の道路被害及び道路上の障害物の状況を調査し、速やかに県（道路班）に報告するとともに、所管する道路については、県に準じて開通作業を実施する。

3 国土交通省東北地方整備局

国土交通省東北地方整備局は、道路の状況を速やかに把握するため、パトロールカーによる巡視を実施するとともに、管理用監視モニター等からの道路情報の収集に努める。被害があった場合は、確保路線の開通作業を実施する。

また、迂回路等については、警察本部と協議するものとする。

4 東日本高速道路(株)

東日本高速道路(株)は、被害の状況を迅速に把握するため、速やかにパトロールカー等による巡視を実施し、遅滞なく確保路線の開通作業を実施する。

第14節 緊急輸送対策

(総務部、危機管理部、生活環境部、農林水産部、土木部、警察本部、福島運輸支局、福島海上保安部、陸上自衛隊、(公社)福島県トラック協会、(公社)福島県バス協会、福島県漁業協同組合連合会)

【平時の対応については第2章 第14節 緊急輸送路等の指定
及び第26節 災害時相互応援協定の締結を参照】

災害応急対策実施に必要な人員及び物資の輸送は、災害対策活動の根幹となるものである。

このため、緊急時における輸送路等を確保するとともに、車両船舶等が円滑に調達できるようにしておくことが重要であり、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の円滑な実施に特に配慮して輸送活動を行うことが求められる。

第1 緊急輸送の範囲

災害救助法による輸送の範囲は、下記1のとおりであるが、災害の応急対策の段階に応じて、緊急輸送活動の対象を広げていくものとする。

1 災害救助法による救助実施の場合の輸送の範囲

このことについては、「一般災害対策編第3章第12節第1 1」を参照するものとする。

2 緊急輸送活動の対象

このことについては、「一般災害対策編第3章第12節第1 2」を参照するものとする。

3 輸送に当たっての配慮事項

このことについては、「一般災害対策編第3章第12節第1 3」を参照するものとする。

第2 緊急輸送路等の確保

1 緊急輸送路の確保

このことについては、「一般災害対策編第3章第12節第2 1」を参照するものとする。

2 陸上輸送拠点の確保

このことについては、「一般災害対策編第3章第12節第2 2」を参照するものとする。

3 緊急支援物資等受入れ港の確保

このことについては、「一般災害対策編第3章第12節第2 3」を参照するものとする。

4 緊急支援物資等受入れ空港の確保

このことについては、「一般災害対策編第3章第12節第2 4」を参照するものとする。

5 ヘリコプター臨時離着陸場の確保

このことについては、「一般災害対策編第3章第12節第2 5」を参照するものとする。

第3 輸送手段の確保

1 県の確保体制

このことについては、「一般災害対策編第3章第12節第3 1」を参照するものとする。

2 市町村の確保体制

このことについては、「一般災害対策編第3章第12節第3 2」を参照するものとする。

3 防災関係機関の確保体制

このことについては、「一般災害対策編第3章第12節第3 3」を参照するものとする。

第4 緊急輸送路の情報の集約と提供

このことについては、「一般災害対策編第3章第12節第4」を参照するものとする。

第15節 災害警備活動及び交通規制措置

(警察本部、福島海上保安部)

大規模な地震の発生時においては、様々な社会的混乱や道路交通を中心とした交通混乱が予測される。これに対し、県民の安全確保、各種犯罪の予防、取り締まり及び交通秩序の維持等の活動が重要となる。

第1 災害警備活動

1 災害警備体制

このことについては、「一般災害対策編第3章第13節第1 1」を参照するものとする。

2 災害警備活動

このことについては、「一般災害対策編第3章第13節第1 2」を参照するものとする。

第2 交通規制措置

1 被害状況の把握

このことについては、「一般災害対策編第3章第13節第2 1」を参照するものとする。

2 被災地域への流入抑制と交通規制の実施

このことについては、「一般災害対策編第3章第13節第2 2」を参照するものとする。

3 交通規制時の車両の運転者の義務

このことについては、「一般災害対策編第3章第13節第2 3」を参照するものとする。

4 公安委員会、警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令等

このことについては、「一般災害対策編第3章第13節第2 4」を参照するものとする。

第3 海上警備活動等

このことについては、「一般災害対策編第3章第13節第3」を参照するものとする。

第16節 防疫及び保健衛生

(保健福祉部、東北地方環境事務所)

【平時の対応については第2章 第16節 医療（助産）救護・防疫体制の整備を参照】

地震被害による被災者の病原体への抵抗力及び衛生環境の低下を防止するとともに、避難所あるいは仮設住宅等での生活における保健指導の実施、さらに震災によるストレス、避難生活の長期化に対する精神保健指導を行うことにより、被災者の健康の維持を図る。

第1 防疫活動

1 県の業務

このことについては、「一般災害対策編第3章第14節第1 1」を参照するものとする。

2 市町村の業務

このことについては、「一般災害対策編第3章第14節第1 2」を参照するものとする。

第2 食品衛生監視

1 食品衛生監視班の編成及び派遣

このことについては、「一般災害対策編第3章第14節第2 1」を参照するものとする。

2 食品衛生監視班の編成及び指揮

このことについては、「一般災害対策編第3章第14節第2 2」を参照するものとする。

3 食品衛生監視活動内容

このことについては、「一般災害対策編第3章第14節第2 3」を参照するものとする。

第3 栄養指導

1 栄養指導班の編成及び派遣

このことについては、「一般災害対策編第3章第14節第3 1」を参照するものとする。

2 栄養指導活動内容

このことについては、「一般災害対策編第3章第14節第3 2」を参照するものとする。

第4 保健指導

このことについては、「一般災害対策編第3章第14節第4」を参照するものとする。

第5 精神保健活動

1 精神科医療体制の確保

このことについては、「一般災害対策編第3章第14節第5 1」を参照するものとする。

2 被災者のメンタルヘルスケア

このことについては、「一般災害対策編第3章第14節第5 2」を参照するものとする。

3 精神科入院病床及び搬送体制の確保

このことについては、「一般災害対策編第3章第14節第5 3」を参照するものとする。

第6 防疫及び保健衛生機材の備蓄及び調達

1 県（健康衛生班）

このことについては、「一般災害対策編第3章第14節第6 1」を参照するものとする。

2 市町村

このことについては、「一般災害対策編第3章第14節第6 2」を参照するものとする。

第7 動物（ペット）救護対策

1 県（健康衛生班）の業務

このことについては、「一般災害対策編第3章第14節第7 1」を参照するものとする。

2 市町村の業務

このことについては、「一般災害対策編第3章第14節第7 2」を参照するものとする。

第17節 廃棄物処理対策

(生活環境部、市町村、東北地方環境事務所)

災害時に発生したごみ、し尿及び災害に伴って発生したがれき（以下、「災害廃棄物」という。）の処分等を迅速・的確かつ適正に実施し、生活環境の保全、公衆衛生の確保、さらに被災地での応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図る。

第1 災害廃棄物処理

1 排出量の推計

このことについては、「一般災害対策編第3章第15節第1 1」を参照するものとする。

2 収集体制の確保

このことについては、「一般災害対策編第3章第15節第1 2」を参照するものとする。

3 処理対策

このことについては、「一般災害対策編第3章第15節第1 3」を参照するものとする。

第2 し尿処理

1 し尿排出量の推計

このことについては、「一般災害対策編第3章第15節第2 1」を参照するものとする。

2 収集体制の確保

このことについては、「一般災害対策編第3章第15節第2 2」を参照するものとする。

3 処理対策

このことについては、「一般災害対策編第3章第15節第2 3」を参照するものとする。

第3 がれき処理

1 がれき発生量の推計

災害により建物の倒壊、焼失及びそれに伴う建物解体、さらには地震動によるガラスの落下物、ブロック塀等の破損物等（以下「がれき」という。）など大量の廃棄物が発生することが想定される。

市町村においては、がれきの発生量を、県の地震・津波被害想定調査結果等から事前にその発生量を想定し、廃棄物処理計画を策定しておく必要がある。この場合において、定期的に調査を実施し、中間処理又は最終処分を行うまでの一時仮置場、リサイクルのための分別を行うストックヤード等の場所を確保しておくものとする。

なお、がれき量の推定には、木造1㎡当たり0.35^ト、非木造1.20^トを目安とする。

2 処理体制の確保

がれきの処理については、原則として市町村又はがれきが現にある場所の施設管理者が処理することになるため、国、県（環境保全班）、関係市町村及び関係者が協力して、がれきの処理状況の把握、搬送ルートや仮置場及び最終処分場の確保を図る。

3 処理対策

(1) 仮置場の確保

大量にがれき等が発生した場合は、仮置場に搬入する必要があるため、各市町村はあらかじめ調査を実施しておいた公有地等を中心に具体的な選定を行う。

(2) 分別収集体制の確保

発生したがれき等を効率よく処理、処分するためには、排出時の分別の徹底が必要であるので、その確保策の検討を行う。

(3) 適正処理・リサイクル体制の確保

災害時においても廃棄物の適正処理を確保する必要があるにもかかわらず、大量に発生するがれき等の最終処分はかなり困難となることが想定される。

このため、緊急時の相互扶助や産業廃棄物処理業者の支援のあり方など、産業廃棄物の適正処理・リサイクル体制の確保策を検討しておく。

(4) 広域処分体制の確保

大量のがれき等を処分するためには、県外の最終処分場に処分を依頼することも想定されるため、国や隣接県とともに広域処分対策を検討する。

(5) 粉じん等の公害防止策

がれき等の応急処分の過程においては、粉じんや有害物質、石綿含有廃棄物の発生などが考えられ、生活環境への影響や保健衛生面から問題となる公害（大気汚染）が発生するおそれがあるので、県（環境共生班、環境保全班）としてはその実態を把握するとともに、公害防止対策を行うよう関係機関を指導する。

特に石綿については、県及び市町村は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、必要に応じ、事業者に対し、大気汚染防止法及び「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。

県（環境共生班、環境保全班、建築班）及び市町村又は事業者は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じる。

第4 廃棄物処理施設の確保及び復旧

1 事前対策

このことについては、「一般災害対策編第3章第15節第3 1」を参照するものとする。

2 復旧対策

このことについては、「一般災害対策編第3章第15節第3 2」を参照するものとする。

第5 応援体制の確保

このことについては、「一般災害対策編第3章第15節第4」を参照するものとする。

第18節 救援対策

(危機管理部、生活環境部、保健福祉部、商工労働部、農林水産部、市町村、水道事業者、水道用水供給事業者、東北農政局)

【平時の対応については第2章 第17節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備
第26節 災害時相互応援協定の締結を参照】

震災により生活に必要な物資が被害を受けたり、流通機構の混乱等により物資の入手が困難となった場合においても、県民の基本的な生活の確保、人心の安定を図ることを目的として、生活の維持に特に欠かせない食料、生活必需品及び飲料水等を確保するとともに、迅速な救援を実施する。この場合において、指定避難所に避難している被災者のみならず、指定避難所以外に避難あるいは在宅被災者への供給にも配慮する必要がある。

なお、これらの救援対策の実施に当たっては、第一次的には住民に最も身近な行政主体としての市町村があたり、県は広域にわたり総合的な処理を必要とするものに当たる。

第1 給水救援対策

1 飲料水供給の概要

このことについては、「一般災害対策編第3章第16節第1 1」を参照するものとする。

2 飲料水の応急給水活動

このことについては、「一般災害対策編第3章第16節第1 2」を参照するものとする。

3 生活用水の確保

このことについては、「一般災害対策編第3章第16節第1 3」を参照するものとする。

第2 食料救援対策

1 対応の概要

このことについては、「一般災害対策編第3章第16節第2 1」を参照するものとする。

2 調達及び供給

このことについては、「一般災害対策編第3章第16節第2 2」を参照するものとする。

3 協定に基づく応急物資の調達

このことについては、「一般災害対策編第3章第16節第2 3」を参照するものとする。

第3 生活必需物資等救援対策

1 供給方針

このことについては、「一般災害対策編第3章第16節第3 1」を参照するものとする。

2 生活必需物資等の範囲

このことについては、「一般災害対策編第3章第16節第3 2」を参照するものとする。

3 生活必需物資等の調達及び供給

このことについては、「一般災害対策編第3章第16節第3 3」を参照するものとする。

4 避難者への給与

このことについては、「一般災害対策編第3章第16節第3 4」を参照するものとする。

第4 燃料等の調達・供給対策

このことについては、「一般災害対策編第3章第16節第4」を参照するものとする。

第5 支援物資等の支援体制

このことについては、「一般災害対策編第3章第16節第5」を参照するものとする。

第6 義援物資及び義援金の受入れ

1 義援物資の受け入れ

このことについては、「一般災害対策編第3章第16節第6 1」を参照するものとする。

2 義援金の受入れ

このことについては、「一般災害対策編第3章第16節第6 2」を参照するものとする。

第19節 被災地の応急対策

(総務部、危機管理部、土木部、福島財務事務所、日本銀行福島支店、福島海上保安部、市町村)

被災地内の住民の生活やインフラを復旧させるため、宅地内や河川、港湾等の障害物を除去するとともに、住民の生活上の不安を解消するための各種相談事業や、社会経済の安定のため金融機関による応急金融措置を実施する。

第1 被災地のインフラ復旧等に対する応急措置及び応急復旧の指導・相談

このことについては、「一般災害対策編第3章第17節第1」を参照するものとする。

第2 障害物の除去

1 住宅関係障害物の除去

このことについては、「一般災害対策編第3章第17節第2 1」を参照するものとする。

2 河川における障害物の除去

このことについては、「一般災害対策編第3章第17節第2 3」を参照するものとする。

3 港湾・漁港の航路等における障害物の除去

このことについては、「一般災害対策編第3章第17節第2 4」を参照するものとする。

4 除去した障害物の集積

このことについては、「一般災害対策編第3章第17節第2 5」を参照するものとする。

5 関係機関との連携

このことについては、「一般災害対策編第3章第17節第2 6」を参照するものとする。

第3 災害相談対策

1 臨時災害相談所の開設

このことについては、「一般災害対策編第3章第17節第3 1」を参照するものとする。

2 臨時災害相談所の規模等

このことについては、「一般災害対策編第3章第17節第3 2」を参照するものとする。

3 相談業務の内容

このことについては、「一般災害対策編第3章第17節第3 3」を参照するものとする。

第4 応急金融対策

1 日本銀行福島支店の措置

このことについては、「一般災害対策編第3章第17節第4 1」を参照するものとする。

第20節 応急仮設住宅の供与

(企画調整部、土木部、市町村、(一社)プレハブ建築協会、(公社)福島県宅地建物取引業協会)

災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、簡単な住宅を仮設し一時的な居住の安定を図ることを目的とする。

第1 建設型応急仮設住宅の建設

1 実施機関等

このことについては、「一般災害対策編第3章第18節第1 1」を参照するものとする。

2 災害救助法による応急仮設住宅の建設

このことについては、「一般災害対策編第3章第18節第1 2」を参照するものとする。

3 応急仮設住宅の運営管理

このことについては、「一般災害対策編第3章第18節第1 3」を参照するものとする。

第2 賃貸型応急住宅等の提供

1 賃貸型応急住宅の提供

このことについては、「一般災害対策編第3章第18節第2 1」を参照するものとする。

2 公営住宅等のあっせん

このことについては、「一般災害対策編第3章第18節第2 2」を参照するものとする。

第3 住宅の応急修理

1 実施機関等

このことについては、「一般災害対策編第3章第18節第3 1」を参照するものとする。

2 実施方法等

このことについては、「一般災害対策編第3章第18節第3 2」を参照するものとする。

第21節 死者の搜索、遺体の処理等

(危機管理部、保健福祉部、警察本部、福島海上保安部、市町村)

県又は市町村は災害により死亡していると推定される者については、搜索及び収容を行い、身元が判明しない死亡者については、火葬・埋葬に付し、人心の安定を図る。

第1 全般的な事項

1 衛生及び社会心理面への配慮

このことについては、「一般災害対策編第3章第19節第1 1」を参照するものとする。

2 県内医師会及び歯科医師会との協力体制の整備

このことについては、「一般災害対策編第3章第19節第1 2」を参照するものとする。

3 広域的な遺体処理体制の整備

このことについては、「一般災害対策編第3章第19節第1 3」を参照するものとする。

第2 遺体の搜索

1 搜索活動

このことについては、「一般災害対策編第3章第19節第2 1」を参照するものとする。

2 災害救助法適用の場合の搜索活動

このことについては、「一般災害対策編第3章第19節第2 2」を参照するものとする。

3 市町村以外の機関の対応

このことについては、「一般災害対策編第3章第19節第2 3」を参照するものとする。

第3 遺体の収容

1 遺体の搬送

このことについては、「一般災害対策編第3章第19節第3 1」を参照するものとする。

2 遺体収容所の設営及び遺体の収容

このことについては、「一般災害対策編第3章第19節第3 2」を参照するものとする。

3 災害救助法を適用した場合の遺体の処理

このことについては、「一般災害対策編第3章第19節第3 3」を参照するものとする。

4 警察本部及び福島海上保安部の対応

このことについては、「一般災害対策編第3章第19節第3 4」を参照するものとする。

第4 遺体の火葬・埋葬

1 遺体の火葬実施基準

このことについては、「一般災害対策編第3章第19節第4 1」を参照するものとする。

2 災害救助法を適用した場合の遺体の火葬・埋葬

このことについては、「一般災害対策編第3章第19節第4 2」を参照するものとする。

第22節 生活関連施設の応急対策

(保健福祉部、土木部、水道事業者、水道用水供給事業者、下水道事業者、東北電力㈱、(一社)福島県電設業協会、各都市ガス事業者、各簡易ガス事業者、各LPガス事業者、(一社)福島県LPガス協会、東北経済産業局、関東東北産業保安監督部東北支部、各鉄道事業者、東北運輸局、東日本電信電話㈱、各放送事業者、東北総合通信局、工業用水道事業者)

【平時の対応については第2章 第5節 上水道、下水道及び工業用水道施設災害予防対策
及び第6節 電力、ガス施設災害予防対策 及び第7節 鉄道施設災害予防対策
及び第8節 電気通信施設等災害予防対策 及び第13節 積雪・寒冷対策を参照】

上水道、下水道、電気、ガス、交通、通信、放送等の生活に密着した施設が被災した場合、生活の維持に重大な支障をきたすことが予想され、その影響は極めて大きいことから、速やかな応急復旧を図るための対策を確立するものとする。

第1 上水道施設等応急復旧対策

水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）は、地震発生時における応急給水用飲料水の確保を行うとともに、次により水道施設の復旧対策を実施するものとする。

1 被害状況調査及び復旧計画の策定

このことについては、「一般災害対策編第3章第20節第1 1」を参照するものとする。

2 応急復旧のための支援要請

このことについては、「一般災害対策編第3章第20節第1 2」を参照するものとする。

3 的確な情報伝達・広報活動

このことについては、「一般災害対策編第3章第20節第1 3」を参照するものとする。

第2 下水道施設等応急対策

下水道管理者は、災害が発生した場合、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能に支障がある施設及び二次災害のおそれがあるものについて応急復旧を行うものとする。

1 要員の確保

このことについては、「一般災害対策編第3章第20節第2 1」を参照するものとする。

2 応急対策用資機材の確保

このことについては、「一般災害対策編第3章第20節第2 2」を参照するものとする。

3 復旧計画の策定

このことについては、「一般災害対策編第3章第20節第2 3」を参照するものとする。

4 広報

このことについては、「一般災害対策編第3章第20節第2 4」を参照するものとする。

第3 電力施設等応急対策

1 災害対策組織の設置

このことについては、「一般災害対策編第3章第20節第3 1」を参照するものとする。

2 人員の確保

このことについては、「一般災害対策編第3章第20節第3 2」を参照するものとする。

3 応急復旧用資機材の確保等

このことについては、「一般災害対策編第3章第20節第3 3」を参照するものとする。

4 災害時における広報

このことについては、「一般災害対策編第3章第20節第3 4」を参照するものとする。

5 被害状況の把握（情報収集）

このことについては、「一般災害対策編第3章第20節第3 5」を参照するものとする。

6 災害時における危険予防措置

このことについては、「一般災害対策編第3章第20節第3 6」を参照するものとする。

7 復旧計画等

このことについては、「一般災害対策編第3章第20節第3 7」を参照するものとする。

8 県の措置

このことについては、「一般災害対策編第3章第20節第3 8」を参照するものとする。

第4-1 ガス施設（都市ガス）応急対策

1 災害対策本部

震度5弱以上の地震が発生した場合は、あらかじめ定められた社員・職員が出動し、巡回・点検等を行い、供給停止等の被害が生じた場合には、二次災害防止のための供給停止等の緊急措置が迅速かつ的確に実施できるよう、災害対策本部を設置するものとする。

なお、災害対策本部には、災害対策活動の拠点として有効に機能し得るために自社構内にあらかじめ、対策本部となるべき場所を定め、その場所を社員、職員及び関連会社社員に周知するとともに、次に掲げる備品等を通常から整備しておくものとする。

- (1) ファックス等の通信機器
- (2) 被害状況連絡表
- (3) 需要家リスト
- (4) 導管図等所要設備資料

2 人員の確保

このことについては、「一般災害対策編第3章第20節第4-1 2」を参照するものとする。

3 災害時における広報活動

このことについては、「一般災害対策編第3章第20節第4-1 3」を参照するものとする。

4 被害状況の把握（情報収集）

このことについては、「一般災害対策編第3章第20節第4-1 4」を参照するものとする。

5 災害時における緊急措置

このことについては、「一般災害対策編第3章第20節第4-1 5」を参照するものとする。

6 復旧作業等

このことについては、「一般災害対策編第3章第20節第4-1 6」を参照するものとする。

第4-2 ガス施設（簡易ガス）応急対策

1 災害対策本部

震度5弱以上の地震が発生した場合には、あらかじめ定められた社員・職員が出動し、巡回・点検等を行い、被害状況によっては、二次災害防止のための初動措置等の緊急措置が迅速かつ的確に実施できるよう、災害対策本部を設置する。

2 人員の確保

このことについては、「一般災害対策編第3章第20節第4-2-2」を参照するものとする。

3 災害時における広報活動

このことについては、「一般災害対策編第3章第20節第4-2-3」を参照するものとする。

4 被害状況の把握（情報収集）

このことについては、「一般災害対策編第3章第20節第4-2-4」を参照するものとする。

5 災害時における緊急措置

このことについては、「一般災害対策編第3章第20節第4-2-5」を参照するものとする。

6 復旧計画等

このことについては、「一般災害対策編第3章第20節第4-2-6」を参照するものとする。

第4-3 ガス施設（LPガス）応急対策

1 出動体制

震度4以上の地震が発生した場合は、いつでも出動可能な体制をとるものとし、必要に応じ、巡回・点検等を行うとともに、災害が発生した場合は直ちに出動して二次災害の防止等の措置を講じるものとする。

2 （一社）福島県LPガス協会による災害対策本部の設置及び人員の確保

(1) 地震等による災害が発生した場合等

震度5以上の地震が発生した場合には、二次災害防止のための初動措置等の緊急措置が迅速かつ的確に実施できるよう、現地又は協会内に災害対策本部を設置するものとする。

(2) 復旧要員を必要とする事態が予想され、又は発生した場合は、「福島県LPガス災害対策要綱」に基づき要員の応援を要請するものとする。

3 災害時における広報活動

このことについては、「一般災害対策編第3章第20節第4-3-3」を参照するものとする。

4 被害状況の把握（情報収集）

このことについては、「一般災害対策編第3章第20節第4-3-4」を参照するものとする。

5 復旧計画等

このことについては、「一般災害対策編第3章第20節第4-3-5」を参照するものとする。

第5-1 鉄道施設（東日本旅客鉄道(株)）応急対策

1 災害応急体制の確立

(1) 災害対策組織

災害発生時又は発生が予想される時は、その状況に応じて県内の路線を所管する各支社内及び現地に応急対策及び復旧を推進する組織を設置する。

ア 仙台支社対策本部、水戸支社対策本部、新潟支社対策本部

(ア) 本部長は各支社長とし、各支社対策本部の業務を統括する。

(イ) 支社長が不在の場合は、先着した部長が本部長の職務を代行する。

イ 現地対策本部

(ア) 支社対策本部長は、被害甚大な災害が発生した場合、地区駅長に対して現地対策本部の設置を指示する。

(イ) 現地対策本部長は、地区駅長又は地区駅長が指定した者とする。

(2) 通信設備等の整備

関係防災機関、地方公共団体との緊急な連絡及び部内機関相互間における予報及び警報の伝達情報収集を円滑に行うため、次の通信設備及び風水害、地震に関する警報装置を整備する。

ア JR電話・NTT電話の緊急連絡用電話、指令専用電話及びFAXを整備する。

イ 列車無線及び携帯無線機を整備する。

ウ 風速計、雨量計、水位計及び地震計を整備する。

(3) 気象異常時の対応

ア 施設指令は、気象台、関係箇所から気象異常（降雨、強風、降雪、地震、津波等）の予報及び警報の伝達を受けた時は、速やかに関係箇所に伝達する。

イ 輸送指令は、時間雨量、連続雨量、風速及びSI値（カイン）が運転規制基準に達した場合は、速度規制又は運転中止を乗務員及び関係箇所長に指令する。

(4) 旅客及び公衆等の避難

ア 駅長等は、自駅に適した避難誘導體制を確立するとともに、避難及び救護に必要な器具を整備する。

イ 駅長等は、災害の発生に伴い、建物の倒壊危険、火災発生及びその他二次的災害のおそれがある場合は、避難誘導體制に基づき、速やかに旅客公衆等を誘導案内するとともに、広域避難場所への避難指示があった時及び自駅の避難場所も危険のおそれがある場合は、広域避難場所へ避難するよう案内する。

(5) 消防及び救助に関する措置

ア 地震、その他の原因により火災が発生した場合は、通報、避難誘導を行うとともに、延焼拡大防止を図るため、初期消火に努める。

イ 災害等により負傷者が発生した場合は、関係機関に連絡するとともに負傷者の救出、救護に努める。

ウ 大規模地震により、列車等において多数の死傷者が発生した場合は、速やかに対策本部を設置するとともに、防災関係機関及び地方公共団体に対する応援要請を行う。

(6) 運転規制の内容

ア 地震が発生した場合の運転取り扱いは次による。

(ア) 地震計に12.0カイン以上（一部6.0カイン以上）の場合、列車の運転を中止し、点検を行った後、安全が確認された区間から運転中止を解除する。

(イ) 地震計に6.0カイン以上12.0カイン未満（一部3.0カイン以上6.0カイン未満）の場合、初列車を、25km/h又は35km/h以下の徐行運転を行い、施設の点検を行った後、安全が確認された区間から運転中止を解除する。

(ウ) 地震計に6.0カイン未満（一部3.0カイン未満）の場合、特に運転規制は行わない。

イ 列車の運転方法はその都度決定するが、概ね次により実施する。

(ア) 迂回又は折り返し運転

(イ) 臨時列車の特発

(ウ) バス代行又は徒歩連絡

2 乗客の救援、救護

このことについては、「一般災害対策編第3章第20節第5-1-2」を参照するものとする。

第5-2 鉄道施設（その他の私有鉄道事業者）応急対策

このことについては、「一般災害対策編第3章第20節第5-2」を参照するものとする。

第6 電気通信施設等応急対策

地震災害時における電信電話サービスの基本は、公共機関等の通信確保はもとより、被災地域における通信の孤立化を防ぎ、一般公衆通信を確保するために、応急作業を迅速かつ的確に実施して通信の疎通を図る。

1 電話（通信）の確保

このことについては、「一般災害対策編第3章第20節第6 1」を参照するものとする。

2 災害時の応急措置

このことについては、「一般災害対策編第3章第20節第6 2」を参照するものとする。

第7 放送施設等応急対策

1 基本方針

このことについては、「一般災害対策編第3章第20節第7 1」を参照するものとする。

2 応急対策

このことについては、「一般災害対策編第3章第20節第7 2」を参照するものとする。

第8 工業用水道施設等応急対策

工業用水道事業者は、災害が発生した場合は、直ちに被害状況の調査等を実施し、次により工業用水道施設の復旧対策を行うものとする。

1 的確な情報伝達・広報活動

このことについては、「一般災害対策編第3章第20節第8 1」を参照するものとする。

2 要員の確保

このことについては、「一般災害対策編第3章第20節第8 2」を参照するものとする。

3 応急復旧用資機材の備蓄品の活用と確保

このことについては、「一般災害対策編第3章第20節第8 3」を参照するものとする。

4 復旧計画の策定

このことについては、「一般災害対策編第3章第20節第8 4」を参照するものとする。

5 東北地域における工業用水道災害時等の相互応援に関する協定

このことについては、「一般災害対策編第3章第20節第8 5」を参照するものとする。

第23節 道路、河川管理施設等及び公共建築物等の応急対策

(総務部、土木部、農林水産部、警察本部、東北地方整備局、北陸地方整備局、市町村、東日本高速道路(株))

【平時の対応については第2章 第9節 道路及び橋りょう等災害予防対策
及び第10節 河川・海岸等災害予防対策】

災害時においては、道路・橋りょう施設を災害から防護するとともに、緊急輸送路を最優先に応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、避難及び救助・救援のための交通路を確保する。

また、地震により河川管理施設等の被害を受けた場合は、浸水被害等が拡大する可能性があるため、対策を講じる必要がある。

さらに、公共建築物等の管理者は、その機能を確保するため、自主的な災害応急対策活動を行い、被害の軽減を図る。

第1 道路の応急対策

1 県管理道路の応急対策計画（道路班）

(1) 基本方針

地震により道路、橋りょう等の交通施設に被害が発生し、若しくは発生するおそれがあり、交通安全と施設保安上必要と認められるとき、又は地震災害における交通確保のため必要があると認められるときは、通行禁止及び制限並びにこれに関連した応急対策についての計画を定め、警察との連携を図りながら、直ちに活動に入る。

(2) 応急対策

道路管理者は、その管理する道路について早急に被害状況を把握し、所定の報告をするほか、障害物除去、応急復旧を行い、道路機能を確保する。

障害物除去について、道路管理者、警察、消防機関及び自衛隊は、状況に応じて協力して必要な措置を取る。

ア 市町村

(ア) 行政区域内の道路の被害について、速やかに県（道路班）に報告し、被害状況に応じた応急復旧を行い、交通の確保に努める。

(イ) 上水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合は、当該施設管理者及び当該道路管理者に通報する。緊急時には現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知措置等住民の安全確保のための措置をとり、事後速やかに連絡する。

イ 県（道路班）

(ア) 防災機関等への連絡

道路管理者は、地震による道路の被害状況、措置状況等の情報を、各防災関係機関へ速やかに連絡する。

(イ) 点検措置

地震の発生後、道路等について、直ちに点検を行い、緊急に復旧計画を策定し、応急措置計画を樹立する。

(ウ) 通行規制

地震災害発生と同時に、警察と協力して交通規制を行い、インターネット、ラジオ、標

識、情報板、看板及び道路管理者所有のパトロールカー等により、通行者に対し交通情報等を提供する。

(3) 復旧計画

地震による被害施設の早期復旧を図り、併せて地震災害の再発を防止するための施設の新設、又は改良を行う等、将来の地震に備えた事業を行う。

ア 市町村

市町村は、早急に被害箇所の仮復旧を行い、交通の確保を図るとともに、速やかに県（道路班）に被害状況を報告する。

イ 県

県（道路班）は、早急に被害箇所の仮復旧を行い、交通の確保を図るとともに、速やかに災害復旧計画を作成する。

2 直轄管理の国道の応急対策計画（東北地方整備局）

(1) 基本方針

緊急輸送の確保と安全かつ円滑な交通を確保する。

(2) 応急対策

ア 道路の被害状況等を速やかに把握し、県の災害対策本部情報班等の関係機関に連絡する。

イ 道路上の車両、道路上への倒壊物又は落下物等、道路の通行に支障を及ぼす障害物を除去し、交通の確保に努める。

この場合、主要避難路及び緊急輸送路から優先的に実施する。

ウ 上・下水道、電気、ガス、電話等道路占用の施設に被害が発生した場合は、各施設の管理者に通報する。緊急の場合は、通行の禁止又は制限、あるいは現場付近の立入禁止、避難の誘導、広報等、住民の安全確保のため必要な措置を講じ、防災関係機関、施設の管理者等に通報する。

3 東北自動車道、磐越自動車道及び常磐自動車道の応急対策計画（東日本高速道路(株)）

(1) 基本方針

地震災害が発生した場合は、東日本高速道路(株)の防災業務要領の定めるところにより、非常災害対策本部長による非常体制を指令し、職員等の非常出動体制による災害応急活動に入る。

(2) 応急対策

ア 防災関係機関等への連絡

地震による高速道路の被害状況、措置状況等の情報を各防災関係機関へ速やかに連絡する。

イ 点検措置

地震の発生直後、道路等の点検を直ちに行い、緊急復旧計画を策定し、応急措置をとる。

ウ 通行規制

地震災害の発生と同時に、警察と協力して必要な交通規制を行い、ラジオ、標識、情報板、看板、会社所有のパトロールカー等により、通行者に対する避難誘導措置を講ずる。

エ 初期消火及び火災防止活動

高速道路上において、衝突、追突等により車両火災が発生した場合は、消火器、消火栓等の利用により迅速に初期消火活動を行い、火勢の拡大防止に努めると併せ、速やかに消防機関等に出動を要請するものとし、消防機関等の行う消防活動に協力する。

オ 救出及び応急対応

地震により高速道路上で死傷者が生じたときは、速やかに消防機関等に出動を要請するものとし、消防機関等の行う救急活動に協力する。

カ 危険物、高圧ガス運搬車両の緊急措置

地震により高速道路において危険物、高圧ガス等が、運搬車両から流出した場合には、通行規制等の措置を行うとともに、消防機関等に出動を要請し、同機関の行う除去作業に協力する。

4 主要農道、主要林道応急対策計画（農村整備班、森林林業班）

(1) 基本方針

地震により被災した農道、林道の障害物を除去するとともに緊急度に応じて復旧する。

特に農道のうち生活道路及び林道のうち集落との連絡林道については優先して行い、緊急輸送及び安全かつ円滑な交通を確保する。

(2) 応急対策

ア 防災関係機関等への連絡

農道・林道管理者は所管する道路の被害状況等を調査し、その結果を県（農村整備班、森林林業班）に速やかに報告する。

イ 交通の確保

農道・林道管理者は所管する道路の障害物の除去及び応急復旧を行い、交通の確保に努める。

特に、農道のうち生活道路及び林道のうち集落との連絡林道については、優先して措置する。

(3) 通行規制

農道管理者は通行が危険な農道について、警察と協力して必要な交通規制を行い、通行者に対する避難誘導措置を講じる。

また、林道管理者は通行が危険な林道については、関係機関に通報するとともに、通行禁止等の措置を講じる。

5 交通安全施設応急対策計画（警察本部）

(1) 基本方針

警察本部は、地震・津波などの災害により信号機等交通安全施設の損壊、障害が生じた場合、迅速に対処し、被災地域内での交通の安全と緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、体制の整備及び主要交差点における交通信号機電源付加装置の設置等、交通安全施設の整備を推進する。

(2) 応急対策

ア ヘリコプターによる被害状況の把握

テレビカメラ搭載のヘリコプター（ヘリテレ）により、被災地域内の交通安全施設等の被害状況を早急に把握する。

イ 信号機等の応急復旧

交通信号機が倒壊、傾斜又は断線等によりその修復を要する場合には、次により復旧する。

(ア) 国道4号、国道6号、国道13号及び国道49号をはじめとする県指定の緊急輸送路等を優先して復旧する。

(イ) 前記路線の信号機の復旧順位については、県警警備本部長が破損等の状況、当該道路の交通回復の優先等諸般の状況を総合的に判断し、順次復旧する。

ウ 交差点における交通整理

被災地内及び関連道路の主要交差点に、交通整理員を配置して交通の安全と円滑化を図る。

エ 交通情報提供装置等による交通（道路）情報の提供

道路利用者に対し、交通管制センターの交通情報提供装置、テレガイド等による情報の提供を行い、被災地域内への一般車両の流入を抑制する。

オ 報道機関に対する交通（道路）情報の提供

報道機関へ交通（道路）情報を提供し、ラジオ、テレビを通して被災地域内への一般車両

の流入抑制を図る。

第2 河川管理施設等の応急対策

1 河川管理施設及び海岸保全施設応急対策

(1) 基本方針

県（河川港湾班）は、地震による被害を軽減するため、市町村、消防機関等の水防活動が円滑かつ十分に行われるよう配慮し、下記の活動を確保するとともに、堤防、護岸等の河川管理施設及び海岸保全施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、施設の応急復旧に努める。

ア 水防上必要な監視、警戒、通信、連絡及び輸送の体制

イ 水門、樋門等に対する遅延のない操作

ウ 水防に必要な器具、資材及び設備の整備

エ 市町村における相互の協力及び応援体制

(2) 応急対策

市町村の水防活動が十分に行われるよう情報の連絡、又は交換を図り、水防上必要な器具、資材等の整備及び技術的な援助を与える等、調整にあたる。また、併行して河川管理施設及び海岸保全施設、特に重要水防区域を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。

市町村の応急復旧についても技術的援助及び調査を行う。

(3) 復旧計画

ア 地震による被災箇所について、速やかに復旧計画をたてるとともに、これに基づく従前の効用を回復させる。

イ 被災した箇所を把握し、被害状況を各関係機関に報告する。この被害状況に基づいて災害復旧事業及び改良復旧事業を計画し、国の災害査定を受けた後、災害復旧事業においては従前の効用を回復し、改良復旧事業においては再度災害の防止と治水安全度の向上を図る。

[直轄管理の河川管理施設の応急対策]

(1) 基本方針

東北地方整備局及び北陸地方整備局は、地震による被害を軽減するため、県、市町村、消防機関等の水防活動が円滑かつ十分に行われるよう配慮し、下記の活動を確保するとともに、堤防、護岸等の河川管理施設及び海岸保全施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合にも施設の応急復旧に努める。

ア 水防上必要な監視、警戒、通信、連絡及び輸送の体制

イ 水門、樋門等に対する遅滞のない操作

ウ 水防に必要な器具、資材及び設備の整備

(2) 応急対策

県、市町村の水防活動が十分に行われるよう情報の連絡、又は交換を図り、水防上必要な器具、資材等の整備及び技術的な援助を与える等、調整にあたる。また、併行して河川管理施設、特に重要水防区域を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。

(3) 復旧計画

ア 地震による被災箇所について、速やかに復旧計画をたてるとともに、これに基づく従前の効用を回復させる。

イ 被災した箇所を把握し、被害状況を各関係機関に報告する。この被害状況に基づいて災害復旧事業及び改良復旧事業を計画し、災害復旧事業においては従前の効用を回復し、改良復旧事業においては再度災害の防止と治水安全度の向上を図る。

2 港湾・漁港施設応急対策

(1) 基本方針

県（河川港湾班）は、地震により、水域施設、外郭施設、係留施設等の港湾、漁港施設が被害を受けたとき又はそのおそれがあるときは、速やかに応急措置を行うとともに被害を最小限にとどめるよう努める。

(2) 応急対策

港湾管理者及び漁港管理者は、災害の発生を知ったときは、直接又は船舶所有者の協力を得て港内を点検し、被害状況を速やかに的確に把握し、必要な場合、関係機関の協力を得て応急措置を講ずる。

(3) 復旧計画

地震により港湾、漁港土木公共施設が被害を受けた場合において、各施設管理者は被害状況を調査し復旧する。特に公共の安全確保上緊急に復旧を必要とするものについては、速やかに復旧する。

港湾、漁港施設の被害のうち、特に公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は、次のとおりである。

ア 係留施設の破損で、船舶の係留又は荷役に重大な支障を与えているもの。

イ 臨港交通施設の破損で、これによって当該臨港交通施設による輸送が不可能か、又は著しく困難であるもの。

ウ 水域施設の埋塞で、船舶の航行又は停泊に重大な支障を与えているもの。

エ 外郭施設の破損で、これを放置すれば著しい被害を生ずるおそれがあるもの。

3 ダム施設応急対策

(1) 基本方針

あらかじめ定めた規模以上の地震が発生した場合には、速やかに必要な箇所について臨時点検を行い、その結果ダムの安全管理上必要があると認めた場合は、応急措置を行い、ダムの安全を確保する。

(2) 応急対策

ダムの管理者は、臨時点検の結果、漏水量、変形等のダムの挙動に異常が生じ、かつ急速に増加の傾向を示す場合は、臨機に水位の低下等の応急措置を行う。

この場合、ダムから関係機関及び一般住民への連絡・通報は、各ダムの操作規則又は操作規程等により行う。

4 砂防施設等応急対策

(1) 基本方針

県（河川港湾班）は、地震により砂防設備や地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、雪崩防止施設に被害が発生、又は発生するおそれがある場合には、震後点検を速やかに実施する。また、必要に応じ、関係市町村の協力を得て土砂災害危険箇所や雪崩危険箇所の災害発生状況を調査する。

(2) 応急対策

震後点検により被災状況を把握し、土砂災害防止施設の被災やがけ崩れや落石、雪崩等より二次災害が発生するおそれがある場合には、速やかに関係機関や市町村と協力し、応急対策に努めるものとする。

5 ため池施設応急対策

ため池管理者は、一定規模以上の地震が発生した場合は、ため池の緊急点検を行い、その結果を

速やかに当該市町村に報告をする。また、ため池に被害が発生した場合は、直ちに応急措置を行い、ため池の安全を確保し、二次災害を防止する。

ため池管理者は、地震によりため池被害が生じた場合は、市町村長の指示のもとに直ちに緊急放流や応急工事等を行い、ため池の安全回復に努める。

第3 公共建築物等の応急対策

1 基本方針

各施設の管理者は、人命安全確保を第一とし、重要な社会公共施設の機能を確保するため、自主的な災害活動を行い、被害の軽減を図るものとする。

社会公共施設は、地震災害後における医療、給食、ボランティア活動等における災害応急対策の拠点としての業務が遂行できるよう、それぞれの施設において、自主的な災害対策活動が実施できることを目標とする。

2 応急対策

各施設の管理者は、重要な社会公共施設の機能及び人命の安全確保を図るため、自主的な応急対策を行い、被害の軽減を図るものとする。各施設管理者は、地震時の出火及びパニック防止を重点をおき、それぞれの施設において自主的な災害活動が実施できるようにするとともに、地震災害後における災害復旧を早急に行う。

- (1) 避難対策については、特に綿密な計画を樹立して万全を期する。
- (2) 地震時における混乱の防止措置を講ずる。
- (3) 緊急時には関係機関へ通報して応急の措置を講ずる。
- (4) 避難所になった場合には、防火について十分な措置をとる。
- (5) 施設入所者、利用者等の人命救助を第一とする。

3 県庁舎等の応急修理

(1) 被害状況の把握

県庁舎等の管理者は、庁舎等の被害状況を速やかに調査し、関係主管機関に報告するものとする。

(2) 応急修理

軽易な被害については、庁舎等管理責任者において応急修理を実施することとし、被害が著しい場合には、関係主管部は総務部（文書管財班）と協議のうえ修理を行うものとする。

なお、必要に応じ、土木部（建築班）の応援を得るものとする。

(3) 仮設庁舎の設置

被害が著しく、執務に支障がある場合は、行政事務の執行等を考慮し必要により仮設庁舎を建設する。

第24節 文教対策

(総務部、県教育委員会、市町村教育委員会)

【平時の対応については第2章 第19節 防災教育を参照】

県・市町村教育委員会及び学校長等は、地震災害時において、園児、児童及び生徒（以下「児童生徒等」という。）の安全を確保するとともに、学校教育活動の円滑な実施を確保するため、その所管する業務について、震災時における応急対策計画を定めるものとする。

第1 児童生徒等保護対策

1 学校の対応

このことについては、「一般災害対策編第3章第21節第1 1」を参照するものとする。

2 教職員の対応、指導基準

このことについては、「一般災害対策編第3章第21節第1 2」を参照するものとする。

第2 応急教育対策

1 応急教育の実施

このことについては、「一般災害対策編第3章第21節第2 1」を参照するものとする。

2 被害状況の把握及び報告

このことについては、「一般災害対策編第3章第21節第2 2」を参照するものとする。

3 児童・生徒・教職員の心身の健康に関する実態把握及び対応

このことについては、「一般災害対策編第3章第21節第2 3」を参照するものとする。

4 教育施設の確保

このことについては、「一般災害対策編第3章第21節第2 4」を参照するものとする。

5 教員の確保

このことについては、「一般災害対策編第3章第21節第2 5」を参照するものとする。

6 学用品の確保のための調査

このことについては、「一般災害対策編第3章第21節第2 6」を参照するものとする。

7 避難所として使用される場合の措置

このことについては、「一般災害対策編第3章第21節第2 7」を参照するものとする。

8 児童及び生徒のメンタルヘルス対策

このことについては、「一般災害対策編第3章第21節第2 8」を参照するものとする。

9 入学料等の免除

このことについては、「一般災害対策編第3章第21節第2 9」を参照するものとする。

10 私立学校

このことについては、「一般災害対策編第3章第21節第2 10」を参照するものとする。

第3 文化財の応急対策

このことについては、「一般災害対策編第3章第21節第3」を参照するものとする。

第25節 要配慮者対策

(危機管理部、生活環境部、保健福祉部、市町村、社会福祉施設等管理者)

【平時の対応については第2章 第22節 要配慮者対策を参照】

災害発生時において、高齢者、妊産婦、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等いわゆる「要配慮者」は、災害情報の受理及び認識、避難行動、避難所における生活等のそれぞれの場面で困難に直面することが予想される。

このため、「第10節 避難」のとおり、要配慮者への情報伝達、避難誘導等において、配慮する必要があるとともに、災害発生後、速やかな要配慮者の把握、避難所における保健福祉サービスの提供等が求められる。

第1 要配慮者に係る対策

このことについては、「一般災害対策編第3章第22節第1」を参照するものとする。

第2 社会福祉施設等に係る対策

このことについては、「一般災害対策編第3章第22節第2」を参照するものとする。

第3 障がい者及び高齢者に係る対策

このことについては、「一般災害対策編第3章第22節第3」を参照するものとする。

第4 児童に係る対策

1 要保護児童の把握

このことについては、「一般災害対策編第3章第22節第4 1」を参照するものとする。

2 児童のメンタルヘルスケアの確保

このことについては、「一般災害対策編第3章第22節第4 2」を参照するものとする。

3 児童の保護等のための情報伝達

このことについては、「一般災害対策編第3章第22節第4 3」を参照するものとする。

第5 外国人に係る対策

1 避難誘導

このことについては、「一般災害対策編第3章第22節第5 1」を参照するものとする。

2 安否確認

このことについては、「一般災害対策編第3章第22節第5 2」を参照するものとする。

3 情報提供

このことについては、「一般災害対策編第3章第22節第5 3」を参照するものとする。

4 相談窓口の開設

このことについては、「一般災害対策編第3章第22節第5 4」を参照するものとする。

第26節 ボランティアとの連携

(危機管理部、保健福祉部、農林水産部、土木部、市町村、県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、日本赤十字社福島県支部)

【平時の対応については第2章 第23節 ボランティアとの連携を参照】

大規模な地震により県内に大きな災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、県、市町村及び防災関係機関だけでは、十分に対応することができないことが予想される。

このため、防災関係機関等は、ボランティアの協力を得ながら、効率的な災害応急活動を行えるようボランティアの有効な活用を図るものとする。

なお、発災後の時間の経過とともに、ボランティアを必要とされる活動領域が変化していくことに留意する必要がある。

第1 ボランティア団体等の受入れ

1 ボランティアの受入れ

このことについては、「一般災害対策編第3章第23節第1 1」を参照するものとする。

2 情報提供

このことについては、「一般災害対策編第3章第23節第1 2」を参照するものとする。

3 活動拠点等の提供

このことについては、「一般災害対策編第3章第23節第1 3」を参照するものとする。

第2 ボランティア団体等の活動

このことについては、「一般災害対策編第3章第23節第2」を参照するものとする。

第3 ボランティア活動保険の加入促進

このことについては、「一般災害対策編第3章第23節第3」を参照するものとする。

第27節 危険物施設等災害応急対策

(危機管理部、保健福祉部、市町村、消防本部、(一社)福島県危険物安全協会連合会、各危険物取扱事業者、(社)福島県火薬類保安協会、各高圧ガス製造者(貯蔵所を含む)、福島県高圧ガス地域防災協議会、(一社)福島県LPガス協会、福島県一般高圧ガス協会、福島県冷凍設備保安協会、(一社)福島県冷凍空調設備工業会、各毒物劇物取扱事業所)

【平時の対応については第2章 第24節 危険物施設等災害予防対策を参照】

危険物等貯蔵施設に係る危険物災害及び毒・劇物による災害が発生した場合、付近住民の生命・財産を脅かすことが予想され、その影響は極めて大きいことから、速やかな応急対策を図るための対策を確立するものとする。

第1 危険物施設応急対策

1 出動体制

このことについては、「一般災害対策編第3章第24節第1 1」を参照するものとする。

2 人員の確保

このことについては、「一般災害対策編第3章第24節第1 2」を参照するものとする。

3 被害状況の把握(情報収集)

このことについては、「一般災害対策編第3章第24節第1 3」を参照するものとする。

4 災害時における緊急措置

このことについては、「一般災害対策編第3章第24節第1 4」を参照するものとする。

5 県(災害対策本部各班)、市町村その他防災関係機関の対応

このことについては、「一般災害対策編第3章第24節第1 5」を参照するものとする。

第2 火薬類施設応急対策

1 出動体制

このことについては、「一般災害対策編第3章第24節第2 1」を参照するものとする。

2 人員の確保

このことについては、「一般災害対策編第3章第24節第2 2」を参照するものとする。

3 被害状況の把握(情報収集)

このことについては、「一般災害対策編第3章第24節第2 3」を参照するものとする。

4 災害時における緊急措置

このことについては、「一般災害対策編第3章第24節第2 4」を参照するものとする。

第3 高圧ガス施設応急対策

1 出動体制

このことについては、「一般災害対策編第3章第24節第3 1」を参照するものとする。

2 人員の確保

このことについては、「一般災害対策編第3章第24節第3 2」を参照するものとする。

3 被害状況の把握(情報収集)

このことについては、「一般災害対策編第3章第24節第3 3」を参照するものとする。

4 災害時における緊急措置

このことについては、「一般災害対策編第3章第24節第3 4」を参照するものとする。

第4 毒物劇物施設応急対策

1 出動体制

このことについては、「一般災害対策編第3章第24節第4 1」を参照するものとする。

2 人員の確保

このことについては、「一般災害対策編第3章第24節第4 2」を参照するものとする。

3 被害状況の把握（情報収集）

このことについては、「一般災害対策編第3章第24節第4 3」を参照するものとする。

4 災害時における緊急措置

このことについては、「一般災害対策編第3章第24節第4 4」を参照するものとする。

第28節 災害救助法の適用等

(危機管理部)

災害救助法による救助は、大規模な災害が発生した場合に国の責任において行われ、都道府県知事は、法定受託事務としてその救助の実施に当たるものである。

災害救助法の適用に当たっては、同法、同法施行令、同法施行規則、福島県災害救助法施行細則等の定めるところにより、速やかに所定の手続きを行うものとする。

なお、都道府県知事に対しては、災害で混乱した時期に迅速に救助業務が遂行できるよう、災害救助法又は災害対策基本法に基づき、従事命令、協力命令、保管命令等の権限が与えられている。

第1 災害救助法の適用

1 災害救助法の概要

このことについては、「一般災害対策編第3章第25節第1 1」を参照するものとする。

2 災害救助法適用における留意点

このことについては、「一般災害対策編第3章第25節第1 2」を参照するものとする。

第2 災害救助法の適用基準

1 適用基準

このことについては、「一般災害対策編第3章第25節第2 1」を参照するものとする。

2 住家滅失世帯の算定等

このことについては、「一般災害対策編第3章第25節第2 2」を参照するものとする。

3 大規模な災害における速やかな適用

このことについては、「一般災害対策編第3章第25節第2 3」を参照するものとする。

4 災害が発生するおそれ段階の適用〔法第2条第2項〕

このことについては、「一般災害対策編第3章第25節第2 4」を参照するものとする。

第3 災害救助法の適用手続き

1 市町村

このことについては、「一般災害対策編第3章第25節第3 1」を参照するものとする。

2 県

このことについては、「一般災害対策編第3章第25節第3 2」を参照するものとする。

3 救助の実施状況の記録及び情報提供

このことについては、「一般災害対策編第3章第25節第3 3」を参照するものとする。

4 特別基準の申請

このことについては、「一般災害対策編第3章第25節第3 4」を参照するものとする。

第4 災害救助法による救助の種類等

1 救助の種類

このことについては、「一般災害対策編第3章第25節第4 1」を参照するものとする。

2 救助費の繰替支弁

このことについては、「一般災害対策編第3章第25節第4 2」を参照するものとする。

3 迅速な救助の実施

このことについては、「一般災害対策編第3章第25節第4 3」を参照するものとする。

第5 災害対策基本法に基づく従事命令等

1 従事命令等の発動

このことについては、「一般災害対策編第3章第25節第5 1」を参照するものとする。

2 公用令書の交付

このことについては、「一般災害対策編第3章第25節第5 2」を参照するものとする。

3 損害補償等

このことについては、「一般災害対策編第3章第25節第5 3」を参照するものとする。

第29節 被災者生活再建支援法に基づく支援等

(危機管理部)

一定規模の自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し「被災者生活再建支援法」(以下「支援法」という。)に基づき支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するものとする。

また、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書を速やかに交付するものとする。

第1 被災者生活再建支援法の適用

1 支援法の対象となる自然災害

このことについては、「一般災害対策編第3章第26節第1 1」を参照するものとする。

2 支援法の対象となる世帯

このことについては、「一般災害対策編第3章第26節第1 2」を参照するものとする。

3 支援法の適用手続き

このことについては、「一般災害対策編第3章第26節第1 3」を参照するものとする。

4 支援金支給の基準

このことについては、「一般災害対策編第3章第26節第1 4」を参照するものとする。

5 支給申請書等の提出

このことについては、「一般災害対策編第3章第26節第1 5」を参照するものとする。

第2 罹災証明書の交付

このことについては、「一般災害対策編第3章第26節第2」を参照するものとする。

第3 被災者台帳の作成

市町村長は、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳(被災者台帳)を作成するよう努めるものとする。

1 被災者台帳に記載する内容

このことについては、「一般災害対策編第3章第26節第3 1」を参照するものとする。

2 台帳情報の利用及び提供

このことについては、「一般災害対策編第3章第26節第3 2」を参照するものとする。

第30節 ヘリコプター等による災害応急対応

(県、市町村、消防本部、福島県警察本部、国土交通省、自衛隊)

【平時の対応については第2章 第18節 航空消防防災体制の整備を参照】

第1 消防防災ヘリコプターの運航方針

このことについては、「一般災害対策編第3章第28節第1」を参照するものとする。

第2 消防防災ヘリコプターによる活動

このことについては、「一般災害対策編第3章第28節第2」を参照するものとする。

第3 運航管理体制

このことについては、「一般災害対策編第3章第28節第3」を参照するものとする。

第4 市町村等の受け入れ体制の整備

このことについては、「一般災害対策編第3章第28節第4」を参照するものとする。

第5 災害対策本部総括班による調整

このことについては、「一般災害対策編第3章第28節第5」を参照するものとする。

第6 各防災関係機関ヘリコプター等の活動内容

このことについては、「一般災害対策編第3章第28節第6」を参照するものとする。

第7 広域応援要請

このことについては、「一般災害対策編第3章第28節第7」を参照するものとする。

第4章 災害復旧計画

第1節 施設の復旧対策

(総務部、危機管理部、生活環境部、保健福祉部、商工労働部、農林水産部、土木部、県教育委員会、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関)

災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧に併せて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標にその実施を図るものとする。この計画の策定に当たっては、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分検討して作成するものとする。

なお、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、激甚災害指定基準に該当する場合は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定を、早期に受けられるよう努めるものとする。

第1 災害復旧事業計画の作成

県(総務部、危機管理部、生活環境部、保健福祉部、農林水産部、土木部、教育委員会)及び市町村は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査・検討し、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成するものとする。

1 復旧事業計画の基本方針

このことについては、「一般災害対策編第4章第1節第1 1」を参照するものとする。

2 災害復旧事業の種類

このことについては、「一般災害対策編第4章第1節第1 2」を参照するものとする。

第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

県(関係各部局)又は市町村は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、その費用の全部又は一部を、国又は県が負担又は補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるため査定計画を策定し、国の災害査定実施が速やかに行えるよう努める。

このうち、特に公共土木施設の復旧については、被災施設の災害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じる。

なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針により明らかにされている。

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定されるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担又は補助して行う災害復旧事業及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(以下この節において「激甚法」という。)に基づき援助される事業は、以下のとおりである。

1 法律に基づき一部負担又は補助するもの

このことについては、「一般災害対策編第4章第1節第2 1」を参照するものとする。

2 激甚災害に係る財政援助措置

このことについては、「一般災害対策編第4章第1節第2 2」を参照するものとする。

第3 激甚災害の指定

1 激甚災害に関する調査

このことについては、「一般災害対策編第4章第1節第3 1」を参照するものとする。

2 激甚災害指定の促進

このことについては、「一般災害対策編第4章第1節第3 2」を参照するものとする。

第4 災害復旧事業の実施

このことについては、「一般災害対策編第4章第1節第4」を参照するものとする。

第2節 被災地の生活安定

(総務部、危機管理部、企画調整部、生活環境部、保健福祉部、商工労働部、農林水産部、福島労働局、日本赤十字社福島県支部、日本郵便(株)、市町村、市町村社会福祉協議会、住宅金融支援機構)

大規模震災時には、多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。そこで、震災時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として防災関係機関と協力し、被災地の生活の安定のため緊急措置を講ずるとともに、適切な情報提供に努めるものとする。

第1 義援金の配分

1 義援金の受入れ配分

このことについては、「一般災害対策編第4章第2節第1 1」を参照するものとする。

2 配分計画

このことについては、「一般災害対策編第4章第2節第1 2」を参照するものとする。

3 迅速、透明な配分

このことについては、「一般災害対策編第4章第2節第1 3」を参照するものとする。

第2 被災者の生活確保

1 公営住宅の一時使用

このことについては、「一般災害対策編第4章第2節第2 1」を参照するものとする。

2 職業あっせん計画

このことについては、「一般災害対策編第4章第2節第2 2」を参照するものとする。

3 雇用保険の失業給付に関する特例措置

このことについては、「一般災害対策編第4章第2節第2 3」を参照するものとする。

4 被災事業主に関する措置

このことについては、「一般災害対策編第4章第2節第2 4」を参照するものとする。

5 租税の徴収猶予等の措置

このことについては、「一般災害対策編第4章第2節第2 5」を参照するものとする。

6 郵便関係措置等

このことについては、「一般災害対策編第4章第2節第2 6」を参照するものとする。

7 生活必需品等の安定供給の確保

このことについては、「一般災害対策編第4章第2節第2 7」を参照するものとする。

第3 災害弔慰金の支給

市町村長は、災害弔慰金の支給等に関する法律の第3条第1項に該当する場合に、当該市町村の条例に基づき、死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金を支給する。

1 対象災害

このことについては、「一般災害対策編第4章第2節第3 1」を参照するものとする。

2 支給限度額

このことについては、「一般災害対策編第4章第2節第3 2」を参照するものとする。

第4 被災者への融資

1 農林水産業関係

このことについては、「一般災害対策編第4章第2節第4 1」を参照するものとする。

2 商工関係（中小企業への融資）

このことについては、「一般災害対策編第4章第2節第4 2」を参照するものとする。

3 住宅関係（住宅金融支援機構による災害復興住宅資金）

このことについては、「一般災害対策編第4章第2節第4 3」を参照するものとする。

4 福祉関係

このことについては、「一般災害対策編第4章第2節第4 4」を参照するものとする。

第5 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とし、政府が再保険を引き受ける保険制度である。

地震における火災等については、火災保険では補填されないことから、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであり、県（建築総室）、市町村等は、その制度の普及促進に努めるものである。

第5章 津波災害対策

第1節 津波災害対策の概要

第1 津波災害対策について

1 本章の目的

本県に甚大な被害をもたらした東北地方太平洋沖地震に伴う大津波の経験を踏まえ、今後福島県沿岸で発生が想定される津波災害から県民の生命、身体及び財産を保護するため、津波災害予防計画、津波災害応急対策及び津波災害復旧・復興に関する事項を定め、もって県、市町その他防災関係機関の防災体制の確立を期するものとする。

2 津波災害対策に関する法律との関係

(1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災推進に関する特別措置法

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「特別措置法」という。）第6条第1項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項及び地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項について定める推進計画を兼ねるものである。

ア 推進地域の指定

特別措置法第3条に基づき指定された本県の推進地域の区域は、下記の沿岸10市町（以下「市町」という。）であり、本章における津波災害対策の対象市町である。

【平成18年4月3日内閣府告示第58号】

いわき市、相馬市、南相馬市、双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡町、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、相馬郡新地町

イ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の定義

房総半島の東方沖から三陸海岸の東方沖を経て択捉島の東方沖までの日本海溝及び千島海溝並びにその周辺の地域における地殻の境界又はその内部を震源とする大規模な地震であり、中央防災会議「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会」において以下の8タイプの地震に伴う津波を想定している。

- (ア) 択捉島沖の地震
- (イ) 色丹島沖の地震
- (ウ) 根室沖・釧路沖の地震
- (エ) 十勝沖・釧路沖の地震
- (オ) 500年間隔地震
- (カ) 三陸沖北部の地震
- (キ) 宮城県沖の地震
- (ク) 明治三陸タイプ地震

(2) 津波防災地域づくりに関する法律

津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）は、津波による災害を防止し、又は軽減する効果が高く、将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域の整備、利用及び保全を総合的に推進することにより、津波による災害から国民の生命、身体及び財産の保護を

図るため、市町村による推進計画の作成、推進計画区域における所要の措置、津波災害警戒区域における警戒避難体制の整備並びに津波災害特別警戒区域における一定の開発行為及び建築物の建築等の制限に関する措置等について定めるもので、平成23年12月に施行された。

県（河川港湾総室）及び市町は、この法律による津波防災地域づくりを推進するとともに、津波災害警戒区域が指定されたときは、市町の地域防災計画に必要な事項を定めるものとする。

第2 津波被害の想定及び過去の津波被害

1 津波被害の想定

県（河川港湾総室）は、県内の市町が作成する津波ハザードマップや津波避難計画の作成支援を目的として、津波想定を作成し、平成31年3月に公表した。

津波レベルについては、住民避難を柱とした総合的防災対策を構築する上で想定する「最大クラスの津波（L2津波）」を想定した。

津波シミュレーションでは、「東北地方太平洋沖地震津波（内閣府モデル）」と「房総沖を波源とする津波（茨城県モデル）」を設定して、2波源による津波シミュレーションの結果を重ね合わせて最大浸水域や最大浸水深を抽出し、最大遡上高、最大水位、影響開始時間及び第一波到達時間等を予測した。

2 過去の津波被害

本県では、記録に残る以下の津波災害が発生している。（一部第1章第4節第1 既往の地震災害と本県における地震発生特性から再掲）

(1) 1611年（慶長16年）12月 M=8.1

三陸沿岸及び北海道東岸にかけて大きな地震があり、津波により相馬領で700名が死亡した。

(2) 1677年（延宝5年）11月（磐城地方） M=8.0

磐城地方に強い地震があり、500余名が死亡した。また、午後8時ごろ小名浜に地震があり、家屋1,000余戸が流出し、80余名が溺死した。

(3) 1696年（元禄9年）6月（磐城地方） 強震地域—磐城小名浜

磐城地方に強い地震があり、小名浜に高潮が発生。この地震と高潮のため、2,450名が死亡した。

(4) 1793年（寛政5年）2月（陸前・陸中・磐城、震源は宮城県沖） M=8.0~8.4

余震が多く、相馬では10ヶ月も続いた。また、津波は相馬・いわきで発生しており、この地震による人的被害は相馬で死者8名、矢祭で死者3名となっている。

(5) 1938年（昭和13年）11月（福島県東方沖地震） M=7.5

津波による被害は発生しなかったが、小名浜で107cmの津波を観測した。

(6) 1960年（昭和35年）5月（チリ地震津波） Mw=9.5

チリ沖で発生した巨大地震に伴い、津波が地震発生から約1日後に日本沿岸に到達した。いわゆる遠地津波であり、県内で死者4名、負傷者2名の人的被害が発生した。

3 「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」に伴う大津波

3月11日午後2時46分、三陸沖（北緯38度06.2分、東経142度51.6分、深さ24km）を震源とした Mw=9.0の巨大地震が発生し、福島県沿岸に巨大津波が到達し、甚大な被害が発生した。

(1) 津波警報等の発表状況

3月11日 14時49分 津波警報（大津波）発表 予想高さ 3m

15時14分 予想高さの修正 6m

15時30分 予想高さの修正 10m以上

3月12日 20時20分 津波警報（津波）に切り替え

3月13日 7時30分 津波注意報に切り替え

17時58分 津波注意報解除

(2) 津波の観測値

相馬 第1波 -1.2m（引き波） 時刻不明

最大波 9.3m以上 15時51分

小名浜 第1波 260cm 15時8分

最大波 333cm 15時39分

(3) 地震、津波による被害

「第1章第4節第1-3 東日本大震災の規模、被害の概要」のとおり。

(4) 津波浸水面積

国土地理院の調査によれば、津波浸水は最大で内陸4kmまで達し、面積にして約112km²が浸水し、市町の面積に占める浸水面積は、最も高い新地町において約24%に達した。

市町	浸水面積 (km ²)											合計	全体	浸水率
	田	その他の農用地	森林	荒地	建物用地	幹線交通用地	その他の用地	河川地及び湖沼	海浜	海水域	ゴルフ場			
10市町計	59	3	5	1	13	2	10	7	4	8	0.5未満	112	2,456	4.6%
新地町	5	0.5未満	0.5未満	0.5未満	1	1	3	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0	11	46	23.9%
相馬市	13	1	2	0.5未満	2	0.5未満	3	1	1	6	0	29	197	14.7%
南相馬市	28	1	1	0.5未満	3	1	1	2	1	0.5未満	0.5未満	39	398	9.8%
浪江町	3	0.5未満	0.5未満	0.5未満	1	0	0.5未満	1	0.5未満	0.5未満	0	6	223	2.7%
双葉町	2	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0	3	51	5.9%
大熊町	1	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0	2	79	2.5%
富岡町	1	0.5未満	0.5未満	0	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0	1	68	1.5%
楢葉町	2	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0	3	103	2.9%
広野町	1	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	1	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0	2	59	3.4%
いわき市	2	0.5未満	1	0.5未満	5	0.5未満	3	2	1	1	0.5未満	15	1,231	1.2%

第3 想定する津波災害の規模と防災対策の目的

津波災害については、県では現在のところ、第2の1に記載した3つの津波を想定しているほか、過去には昭和35年5月のチリ地震津波のような「遠地津波」や「平成23年3月の東北地方太平洋沖地震に伴う津波（東日本大震災）」といった規模の大きな津波被害が発生している。

本章においては、その中でも、浸水面積等が最も大きな東日本大震災クラスを最大クラスの津波とし、発生頻度や被害の大きさに応じて、2つのタイプの津波に対する特性に応じた津波災害予防対策、津波災害応急対策を講じるものとする。

1 発生頻度は極めて低いものの、甚大な被害をもたらす最大クラスの津波（東日本大震災クラス）

何よりも住民等の生命を守ることを最優先とし、防災意識の向上や情報伝達体制の強化、避難路・避難場所の設定などによる住民の避難を中心に、海岸保全施設等の整備や浸水想定を踏まえた土地利用の制限なども柔軟に組み合わせた「多重防御」による総合的な対策を講じる。

2 最大クラスに比べ発生頻度が高く、大きな被害をもたらす津波

住民の人命及び財産の保護、地域経済の安定化や効率的な生産体制の確保などの観点から、住民の避難による安全確保を前提としながら、津波から地域をできるだけ防御するために海岸保全施設等の整備などを重点とした対策を講じる。

第2節 津波災害予防計画

県、市町及び防災関係機関が行う津波災害予防対策については、本節内で定めるもののほか、「第2章 災害予防計画」の各節に定めるところにより実施する。

第1 津波防災知識の普及、防災訓練

1 住民、児童・生徒等への津波防災教育

(1) 住民に対する津波防災教育

県（危機管理総室）及び市町は、津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本になることを踏まえ、防災週間、津波防災の日及び防災関連行事等を通じ、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、津波防災知識の普及に努める。

県（危機管理総室）は、市町と協力して住民等に対する津波防災教育や広報を実施するとともに、市町等が行う住民等に対する津波防災教育に関し必要な助言を行うものとする。

津波防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、下記の内容について、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。

ア 我が国の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い揺れ（概ね震度4程度以上）を感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること、避難に当たっては徒歩によることを原則とすること、自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すことなど、避難行動に関する知識

イ 大津波警報・津波警報を見聞きしたり、沿岸部や川沿いで強い揺れを感じたり、長くゆっくりした揺れを感じたりしたら、海辺から離れ、より高い安全な場所へ避難すること、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること

ウ 海水浴場や海岸付近で、津波フラッグを見かけたら速やかに避難すること、津波フラッグは海水浴場等で、津波警報等が発表されたことを知らせる避難の合図であること（津波警報等の視覚的な伝達）

エ 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があること、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せるいわゆる津波地震や、海外で発生する遠地地震による津波の発生の可能性など、津波の特性に関する情報

オ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、指定緊急避難場所・指定避難所の孤立や被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性

カ 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との動向避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策

キ 津波警報等発表時や避難指示の発令時にとるべき行動、緊急避難場所や避難所での行動

ク 家庭内における津波発生時の連絡方法や避難ルールの取決め

(2) 児童、生徒等に対する津波防災教育

県（義務教育課、高校教育課、特別支援教育課）及び市町は、児童、生徒等に対する津波防災教育を、「第2章第19節第4 学校教育における防災教育（文書管財総室、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、市町村教育委員会）」に定めるところにより行う。

なお、児童・生徒等が住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努めるとともに、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。

また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。

(3) 防災上重要な施設管理者に対する津波防災教育

病院、社会福祉施設、ホテル、旅館その他不特定多数の人々が集まり、津波災害発生時に人的被害が発生する可能性が高い 防災上重要な施設管理者に対する津波防災教育を、「第2章第19節第2 防災上重要な施設における防災教育」に定めるところにより行うものとする。

(4) 防災対策に携わる全ての職員に対する津波防災教育

県（危機管理総室）、市町及び防災関係機関は、防災対策に携わる職員に対する津波防災教育を、「第2章第19節第3 防災対策に携わる全ての職員に対する教育・研修・訓練」に定めるところにより、機関ごとに行う。

2 津波防災訓練の実施

(1) 県（危機管理総室）、市町及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、大規模な地震及び津波を想定した防災訓練（津波防災訓練）を相互に連携して実施するものとする。

(2) 津波防災訓練は、年1回以上実施するよう努めるものとし、冬期等避難行動に支障をきたす場合を想定するなど、様々な条件を考慮した訓練を行うよう配慮する。

(3) 津波防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な避難のための災害応急対策を中心とする。この際、最も早い津波の到達予想時間や最大クラスの津波の高さを踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努めるものとする。

(4) 津波防災訓練は、市町、防災関係機関及び居住者等の参加を得て行う実働型の防災訓練のほか、市町、防災関係機関と連携した次のような個別訓練など、地域の実情に合わせて、より高度かつ実践的に行うものとする。

ア 動員訓練及び本部運営訓練

イ 地震情報・津波警報等の情報収集、伝達訓練

ウ 災害警備及び交通規制訓練

(5) 県（危機管理総室）は、市町等が自主防災組織等の参加を得て行う訓練に対し必要な助言を行うものとする。

第2 情報伝達体制

1 住民等への情報伝達手段の整備

津波は、地震発生後極めて短時間に沿岸に到達するおそれがあるので、津波警報等が発表された場合や避難指示を発令する場合、あらゆる伝達手段を用いて一刻も早く沿岸部の住民や観光客等に伝達するための手段を整備する必要がある。

市町は、「第2章第2節 防災情報通信網の整備」に定めるところにより、津波警報等や避難指

示の情報を住民等に提供するため、沿岸地域の同報系防災行政無線（戸別受信機含む）の整備や、インターネット、コミュニティFM等の活用など、その他の多様な通信連絡網の整備充実に努める。

2 防災関係機関との情報伝達

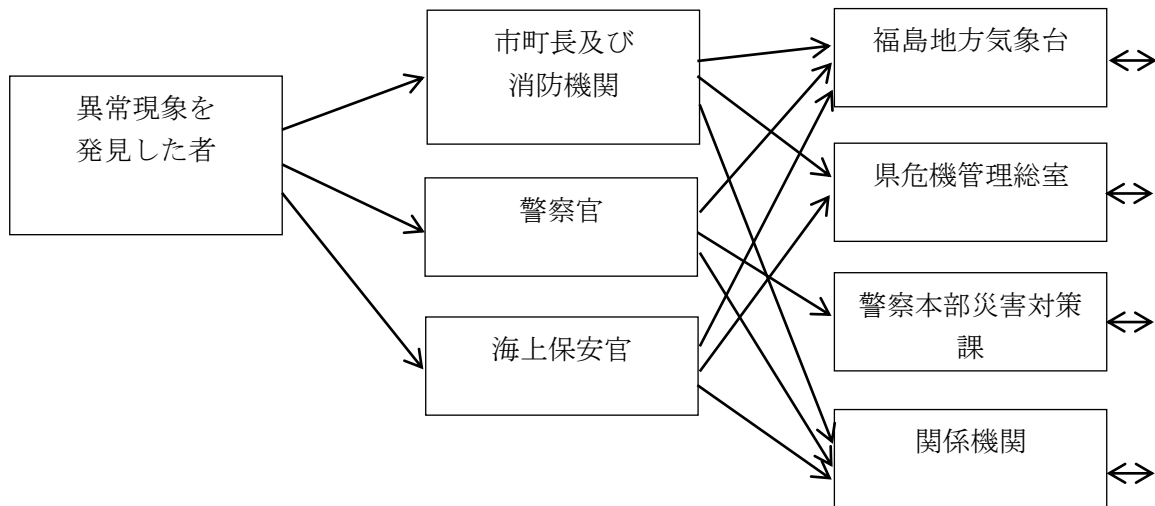
(1) 関係機関の措置

福島海上保安部、東北地方整備局等の関係機関は、津波警報、避難指示の伝達について、あらかじめすべての系統、伝達先を再確認しておくものとする。

この場合、多数の人出が予想される漁港、港湾、船だまり、ヨットハーバー、海水浴場、釣り場及び海浜の景勝地等の行楽地、さらに養殖場、沿岸部の工事区域等については、あらかじめ、沿岸部の多数者を対象とする施設の管理者（漁業協同組合、海水浴場の管理者等）、事業者（工事施工者等）及び自主防災組織と連携して、夜間、休日においても、津波警報等を迅速かつ正確に伝達できるよう、体制を整備する。

(2) 異常を発見した場合の通報

異常現象を発見した場合は、次の図のように速やかに関係機関に通報するものとする。



第3 津波避難施設等の整備

1 津波監視体制の整備

市町は、次により津波監視体制の整備を図る。

(1) 津波監視の方法

市町は、津波監視を行う際は、監視カメラ等の遠隔監視設備による無人監視体制の整備に努めるものとし、やむを得ず有人監視を行う場合は、最大クラスの津波であっても安全を確保できる高台や堅牢な建物等において実施し、監視者の安全確保を図るものとする。

(2) 津波監視担当者の選任

市町は、有人監視を行う場合は、地震発生後等に速やかに津波監視を開始できる者を津波監視担当者として、あらかじめ選任する。

(3) 津波監視場所の情報伝達手段の確保

市町は、有人監視を行う場合は、津波監視場所の情報伝達手段として、地震や停電等の災害時にも使用可能な無線通信施設等の整備を図る。

(4) 波高及び潮位観測施設の運用

国（東北地方整備局、気象庁、国土地理院）及び県（河川港湾総室）は、波高及び潮位の観測情報を市町へ情報提供する。

- ア 県（河川港湾総室）が小名浜港、相馬港及び四倉漁港に設置している波高観測施設
- イ 国土交通省小名浜港湾事務所が小名浜、相馬港及び福島県沖に設置している波高観測施設
- ウ 気象庁が小名浜、相馬港に設置している潮位観測施設及び津波観測施設
- エ 国土地理院が相馬港に設置している潮位観測施設

2 指定緊急避難場所の整備

(1) 指定緊急避難場所の指定

市町は、津波浸水想定等により津波の危険が予想される地域について、地形、標高等の地域特性や収容人数等を十分に配慮した、津波を対象とする指定緊急避難場所をあらかじめ指定する。

特に、周囲に高台等がない地域では、堅固な高層建物や人工構造物を津波避難ビル等として整備・指定に努めるものとし、民間ビル等を指定する場合は、管理者の同意を得るとともに、災害発生時の避難場所としての運用方法等について調整を行う。

(2) 指定緊急避難場所の要件

指定緊急避難場所は、津波が発生し、又は発生するおそれがある場合に、居住者、滞在者等（居住者等）に開放されるものであり、階段その他通路に避難上の支障が生じないものであること。

また、津波が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域内に設定するものであるが、公共施設や民間ビル等の建物の屋上等を指定する場合は、津波による水圧、波力震動、衝撃等によって損壊等を生じない構造のものであり、かつ建築基準法上の耐震基準に適合するものとする。

(3) 県有施設の活用協力

県（文書管財総室、財務課等）は、市町が指定緊急避難場所として指定する建物の選定について、県有施設の活用等に協力するものとする。

(4) 指定緊急避難場所の周知

市町は、印刷物の配布やインターネット等により、指定緊急避難場所を居住者等に周知するとともに、標識看板等を設置する。

なお、住民だけでなく、現地の地理に不案内な観光客や海浜利用者等に対しても周知できるよう、海浜地への立看板の設置、パンフレットやチラシの配布、指定緊急避難場所及び津波避難ビルを示す標識を設置する等の広報を行うものとする。

また、観光地、海水浴場等外来者の多い場所では、駅、宿泊施設及び行楽地に、避難対象地域の掲示、指定緊急避難場所及び避難路の誘導表示などを行うことにより、外来者に対し周知を図るものとする。

3 避難路の選定

市町は、津波が発生した場合に避難が必要な地域から指定緊急避難場所までの避難路を選定し、各道路管理者とともに避難路の整備に努めるものとする。

- (1) 避難路は、おおむね8 m以上の幅員があることとするが、地域の実情に応じて選定する。
- (2) 避難路は相互に交差しないこと。
- (3) 避難路沿いには、火災、爆発等の危険性の高い工場等がないこと。
- (4) 避難路の選定については、複数の道路を選定するなど、周辺地域の状況を考慮する。
- (5) 避難路には、指定緊急避難場所までの誘導標識の整備を行う。

4 緊急輸送路等の整備

国（東北地方整備局）、県（道路総室）、市町及び緊急輸送路等の管理者は、それぞれの計画に基づき、避難者や支援物資等の緊急輸送を確保するために必要な輸送路の整備を行う。

(1) 道路の整備

「第2章第14節第2 緊急輸送路等の整備（別表1）」に定める緊急輸送路を整備するとともに、災害発生時の輸送路確保のための準備を行う。

(2) 港湾又は漁港の整備

県（河川港湾総室）は、「第2章第14節第2 緊急輸送路等の整備（別表2）」に定める物資受入れ港の岸壁等港湾施設又は漁港施設を整備し、津波に対しての安全性の確保を図るとともに、災害発生時の港湾機能の早期復旧のための準備を行う。

第4 住民等の避難計画

1 津波ハザードマップの作成及び災害危険区域等の指定

(1) 津波ハザードマップの作成

市町は、東日本大震災の津波浸水区域及び県が提供する浸水想定区域図等を踏まえ、津波が発生した場合に避難が必要な地域（避難対象地域）や、指定緊急避難場所、避難路等を明示した津波ハザードマップを作成し、公表するとともに、立て看板や避難訓練等を通じて、地域住民への周知徹底を図る。

(2) 津波災害危険区域の指定

市町は、建築基準法第39条第1項の規定に基づき、条例で津波の危険が著しい区域を災害危険区域として指定することができる。この場合、災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものは、条例で定めるものとする。

(3) 津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域の指定

県（河川港湾総室）は、津波防災地域づくり法第53条の規定に基づき、津波が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域として指定することができる。

また、同法第72条の規定に基づき、津波災害警戒区域のうち、津波が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為及び一定の建築物の建築又は用途の変更の制限をすべき土地の区域を、津波災害特別警戒区域として指定することができる。

2 津波避難計画の策定

(1) 市町の措置

ア 津波避難計画の作成

市町は、津波発生時における迅速かつ円滑な避難を実施するため、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、避難対象地域、指定緊急避難場所・避難施設、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図る。

イ 津波避難計画に定める内容

市町が作成する津波避難計画には、以下の事項について定めるものとする。

(7) 津波浸水想定区域図

(イ) 避難対象地域

(ウ) 避難困難地域

- (エ) 緊急避難場所等、避難路等
 - (オ) 初動体制
 - (カ) 避難誘導等に従事する者の安全確保
 - (キ) 津波情報の収集、伝達
 - (ク) 避難指示の発令
 - (ケ) 津波対策の教育・啓発
 - (コ) 避難訓練
 - (サ) その他の留意点
- (2) 県の支援

県（危機管理総室）は、市町に対し、より実効性のある避難計画を作成できるよう、総務省消防庁が作成した「市町村における津波避難計画策定指針」及び「地域ごとの津波避難計画策定マニュアル」をもとに、「福島県沿岸市町村津波避難計画策定の手引き」を作成するなど、市町の津波避難計画の策定を支援する。

(3) 避難行動要支援者の避難対策

避難行動要支援者の避難については、「第2章第22節 要支援者対策」に定めるところにより、避難行動要支援者名簿の情報をあらかじめ自主防災組織、消防団及び近隣者等の避難支援者に提供することにより、対象者の把握や避難の連絡方法、避難補助の方法等を確認しておくものとする。

また、避難行動要支援者が津波からの避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努めるものとする。

3 その他

(1) 県が自ら管理又は運営する施設に関する対策

県が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、病院、学校等の管理上の措置は次のとおりである。

ア 各施設に共通する事項

(ア) 津波警報等の入場者等への伝達

- a 入場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう適切な伝達方法を設定すること。
- b 避難場所や避難経路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。

なお、施設が海岸近くにある場合には、強い揺れ（震度4以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長いゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても、直ちに避難するよう入場者等に対し、伝達する方法を明示すること。

(イ) 入場者等の安全確保のための退避等の措置

- (ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- (エ) 出火防止措置
- (オ) 消防用設備の点検、整備
- (カ) 非常用発電装置の整備、県総合情報通信ネットワーク、テレビ・ラジオ・インターネットなど情報を入手するための機器の整備

イ 個別事項

(ア) 病院等

重症患者や新生児等移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置

(イ) 学校、職業訓練校等

- a 当該学校等が、所在市町の定める津波避難対象地区にあるときは、学生及び生徒の安全かつ速やかな避難の実施に関する措置
- b 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（たとえば特別支援学校等）は、これらの者に対する保護の措置

(ウ) 社会福祉施設

重度障がい者や高齢者等移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

(2) 福島県沿岸地震・津波対策連絡会の開催

県（危機管理総室、生産流通総室、農村整備総室、河川港湾総室、道路総室）、警察本部、市町、沿岸消防本部及び福島海上保安部は、福島県沿岸地震・津波対策連絡会を開催し、次の事項について、情報交換、調査及び検討を行う。

- ア 津波警報発表時の警戒体制
- イ 津波警報の住民への伝達体制
- ウ 住民の避難等
- エ 被害時の応急対策
- オ 震災に対する住民の意識の啓発及び防災知識の普及方法
- カ 沿岸地域の危険性の把握
- キ その他連絡会が必要と認める事項

(3) 相談窓口の設置

県（関係各部署）及び市町は、地震・津波対策の実施上の相談を受けるために必要な窓口を設置するとともに、その旨の周知徹底を図るものとする。

第5 津波に強いまちづくり

1 海岸保全施設の整備

県（河川港湾総室、生産流通総室、農村整備総室）は、津波や高潮、波浪、海岸浸食などによる災害から海岸を防護し、国土を保全するため、海岸堤防などの海岸保全施設の整備を図る。

2 防災緑地の整備

県（都市総室）及び市町は、堤防を越える津波の被害を軽減するために整備した防災緑地の適切な維持管理を行う。

3 海岸防災林の整備

県（森林林業総室）は、津波災害から農地等を守るため、海岸防災林造成事業により、市町の復興整備計画に基づき林帯幅をおおむね200mに拡大するとともに、海岸堤防などとの組み合わせによる多重防御の一環として、盛土により地下水位から3m程度の生育基盤を造成し、クロマツ等による防災林を整備することで津波防災機能の強化を図る。

4 市街地の再整備

県（都市総室）及び市町は、最大クラスの津波が到達した地域又は到達するおそれのある地域においては、防災集団移転促進事業や土地区画整理事業などによる高台移転、宅地の嵩上げにより再度災害の防止を図る。

5 施設の安全性の確保

(1) 国、県（建築総室）、市町村、各施設管理者は、津波による被害のおそれのある地域において、

構造物、施設等を整備する場合、耐震化の推進を図るなど津波に対する安全性に配慮する。

- (2) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門の閉鎖、工事の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。

また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。

- (3) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、必要に応じ次の事項について別に定めるものとする。

ア 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画

イ 防潮堤、堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画

ウ 水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法

なお、積雪や凍結の影響により水門等の閉鎖に支障をきたすことなく、確実に作動するよう配慮する。

6 その他市町が定める事項

市町は、必要に応じ次の事項について別に定めるものとする。

- (1) 津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場等の整備の方針及び計画
- (2) サイレン、広報車等の整備の方針及び計画
- (3) 海岸線の防災行政無線通信施設(同報系)等の整備の方針及び計画

第3節 津波災害応急対策

県、市町及び防災関係機関が行う津波災害応急対策については、本節内で定めるもののほか、「第3章 災害応急対策」の各節に定めるところにより実施する。

第1 災害対策本部体制

1 県災害対策本部の設置

知事は、大規模な津波災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、災害応急対策を円滑に実施するため、次の基準により災害対策基本法第23条の規定に基づく福島県災害対策本部（以下、「本部」という。）を設置する。

また、知事は災害の危険がなくなったとき、又は災害発生時における災害応急対策がおおむね完了したときは、本部を解散する。

設置基準
(1) 気象庁が、福島県に大津波警報を発表したとき。 (2) 津波により県内に大規模な災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがあるときで知事が必要と認めたとき。

なお、設置基準1に該当する場合は、本部を自動的に設置する。

2 県特別警戒本部の設置

県内に津波災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部の設置に至るまでの間又は本部の設置に至らない程度の津波災害で必要と認められたときは、福島県特別警戒本部設置要綱に基づき福島県特別警戒本部（以下「特別警戒本部」という。）を設置する。

3 職員の非常配備・参集

津波災害における職員の配備体制及び配備時期、配備要員等は、「第3章第2節 職員の動員配備」に定めるところによる。

4 地方本部体制

県災害対策本部長は、津波災害応急対策を円滑に実施するため、必要があると認めたときは、地方振興局に、当該地方振興局の所管区域とする災害対策地方本部を設置する。

また、1の本部設置基準(1)に該当する場合は、県災害対策本部の設置と同時に、相双及びいわきの各地方振興局に災害対策地方本部を設置する。

5 市町の活動体制

市町は「第3章第1節第3 市町村の活動体制」に基づいて活動体制を整備するものとする。

6 指定地方行政機関等の活動体制

指定地方行政機関等は「第3章第1節第4 指定地方行政機関等の活動体制」に基づいて活動体制を整備するものとする。

第2 津波警報等の伝達

1 津波警報等の発表

(1) 津波警報等の種類と内容

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから

約3分を目標に津波警報等を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

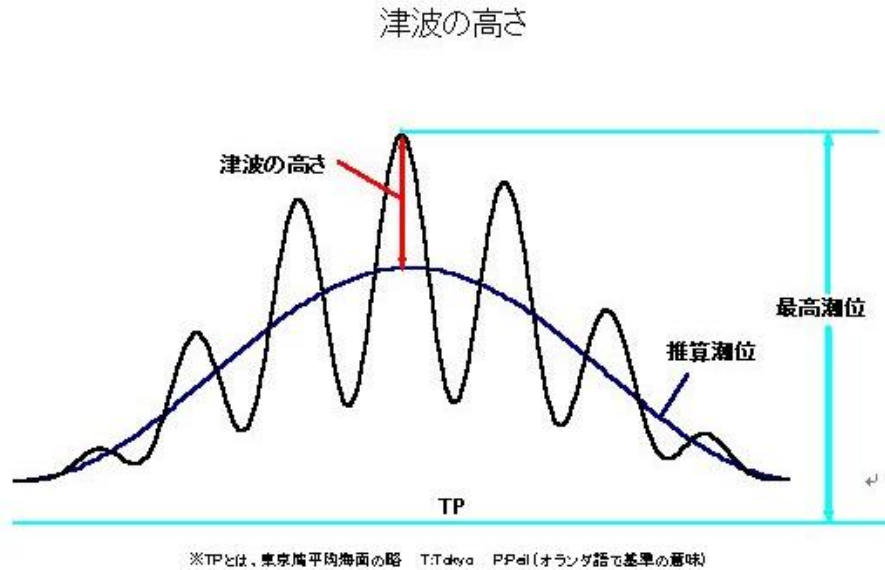
津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	(巨大) 木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。 (高い)
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、又、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。

注) 1 津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意

事項を付して解除を行う場合がある。

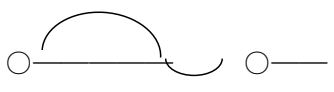
- 2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。
- 3 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある。
- 4 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。



(2) 津波警報等標識

津波注意報、津波警報及び大津波警報を鐘音又はサイレンによって伝達する場合は、次の方法による。(気象庁告示第3号—予報警報標識規則)

標識の種類	標 識	
	鐘 音	サイレン音
津波注意報 標 識	(3点と2点との斑打) ● - ● - ● ● - ●	(約10秒) (約2秒)
津波警報 標 識	(2点) ● - ● ● - ● ● - ●	(約5秒) (約6秒)
大津波警報 (特別警報) 標 識	(連点) ● - ● - ● - ●	(約3秒) (約2秒) (短声連点)

津波注意報及び津波警報解除標識	(1点2個と2点の斑打) ● ● ● - ●	(約10秒) (約1分)  (約3秒)
-----------------	---------------------------	--

注) 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

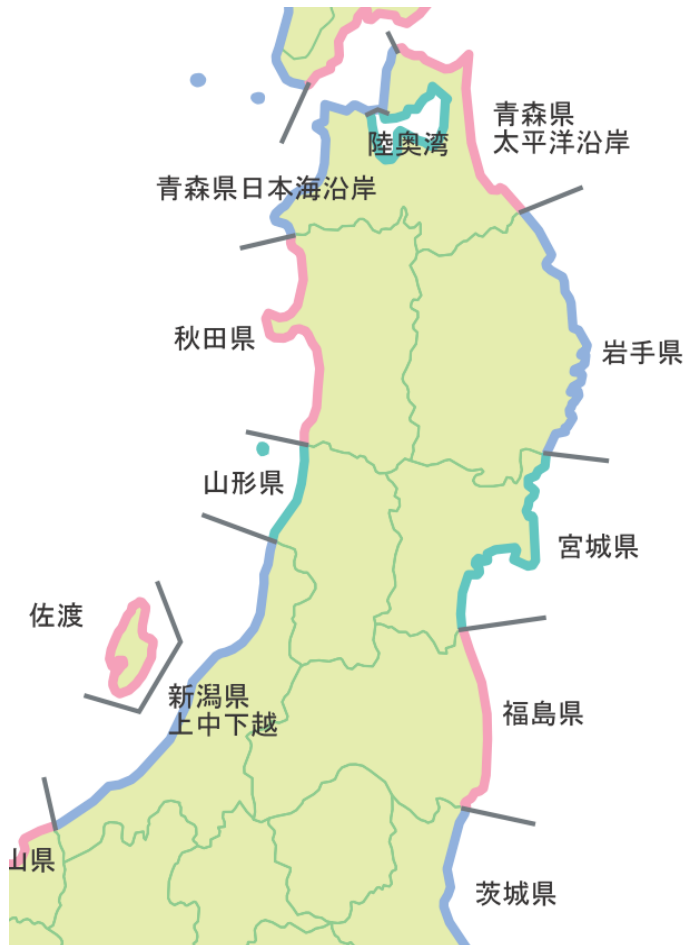
津波注意報、津波警報及び大津波警報を旗によって伝達する場合は、次の方法による。(気象庁告示第5号—予報警報標識規則 令和2年6月24日一部改正)

標識の種類	標識				
津波注意報標識	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 5px;">赤</td> <td style="padding: 5px;">白</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">白</td> <td style="padding: 5px;">赤</td> </tr> </table>	赤	白	白	赤
赤		白			
白		赤			
津波警報標識					
大津波警報標識					

(注) 旗は方形とし、その大きさは適宜とする。

(3) 津波予報区

津波予報区分は、次のとおりである。



(気象庁ホームページより転載)

(4) 津波に関する予報及び情報

ア 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準とその内容

	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要が無い旨を発表
	津波警報等解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

イ 津波情報

気象庁は、津波警報等を発表した場合、各津波予報区の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 ^(注1)	各津波予報区の津波の到達予想時刻 ^(注2) や予想される津波の高さ(発表内容は津波警報・注意報の種類別の表に記載)を発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表 ^(注3)
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表 ^(注4)

(注1) 気象庁ホームページでは、「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は「津波警報・注意報・予報」にまとめた形で発表する。

(注2) この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

(注3) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が

到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

(注4) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値^(注)）の発表内容

発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

(注) 沿岸から距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

2 津波警報等の伝達受理

津波は、地震発生後極めて短時間に沿岸に到達するおそれがあるので、津波警報等が発表された場合、防災関係機関は、津波警報等伝達系統図により、可能な限り迅速、的確に伝達する。

また、津波に関する情報の伝達は、津波警報等の伝達に準じて行う。

(1) 福島地方気象台

福島県を対象区域とする津波警報等又は「津波に関する情報」を受理したときは、津波警報等伝達系統図により速やかに、防災情報提供システムにより伝達する。

(2) 県

ア 福島地方気象台から通報される情報は、危機管理総室が受理し、県総合情報通信ネットワークにより直ちに市町、消防機関、県出先機関に伝達する。

イ 津波警報等の情報を受けたときは、直ちに市町に通知する。

(3) 市町

ア 市町は勤務時間外においても、県総合情報通信ネットワーク等により伝達される情報が、担当部課長へ迅速・確実に伝達されるよう、連絡体制を定めておく。

イ 情報の伝達を受けたときは、関係部課に周知徹底できるよう予め情報の内部伝達組織を整備しておくとともに、各市町地域防災計画の定めるところにより、速やかに住民その他関係のある団体に周知徹底させる。

なお、定められた伝達ルート以外で津波警報等を覚知したときも直ちに住民に伝達できるようにあらかじめ体制を整えておくことが重要である。

ウ 津波警報等の情報を受けたときは、直ちに公衆や官公署に周知の措置をとる。

エ 津波警報等及び情報の受理後は、ラジオ、テレビの報道に特に注意をするとともに、的確な情報の把握に努める。

(4) 警察本部

警察本部は、所轄の警察署を通じ、市町に津波警報等を伝達する。

(5) 福島海上保安部

ア 船舶関係団体、企業等に対し、電話、一斉FAX等により周知する。

イ 被害が予想される地域の周辺海域の在泊船舶に対しては、船艇、航空機等を巡回させ、訪船指導の他、拡声器、たれ幕等により周知する。

ウ 航行船舶に対しては、航行警報又は安全通報等により周知する。

エ 被害が予想される地域の沿岸海域の住民や海水浴客等に対しては、船艇、航空機等を巡回させ、拡声器、たれ幕等により周知する。

(6) 東(西)日本電信電話株式会社（NTTコムウェア（株））

大津波警報（特別警報）及び津波警報を受理したときは、一般通信に優先してFAXにより直ちに市町に伝達する。

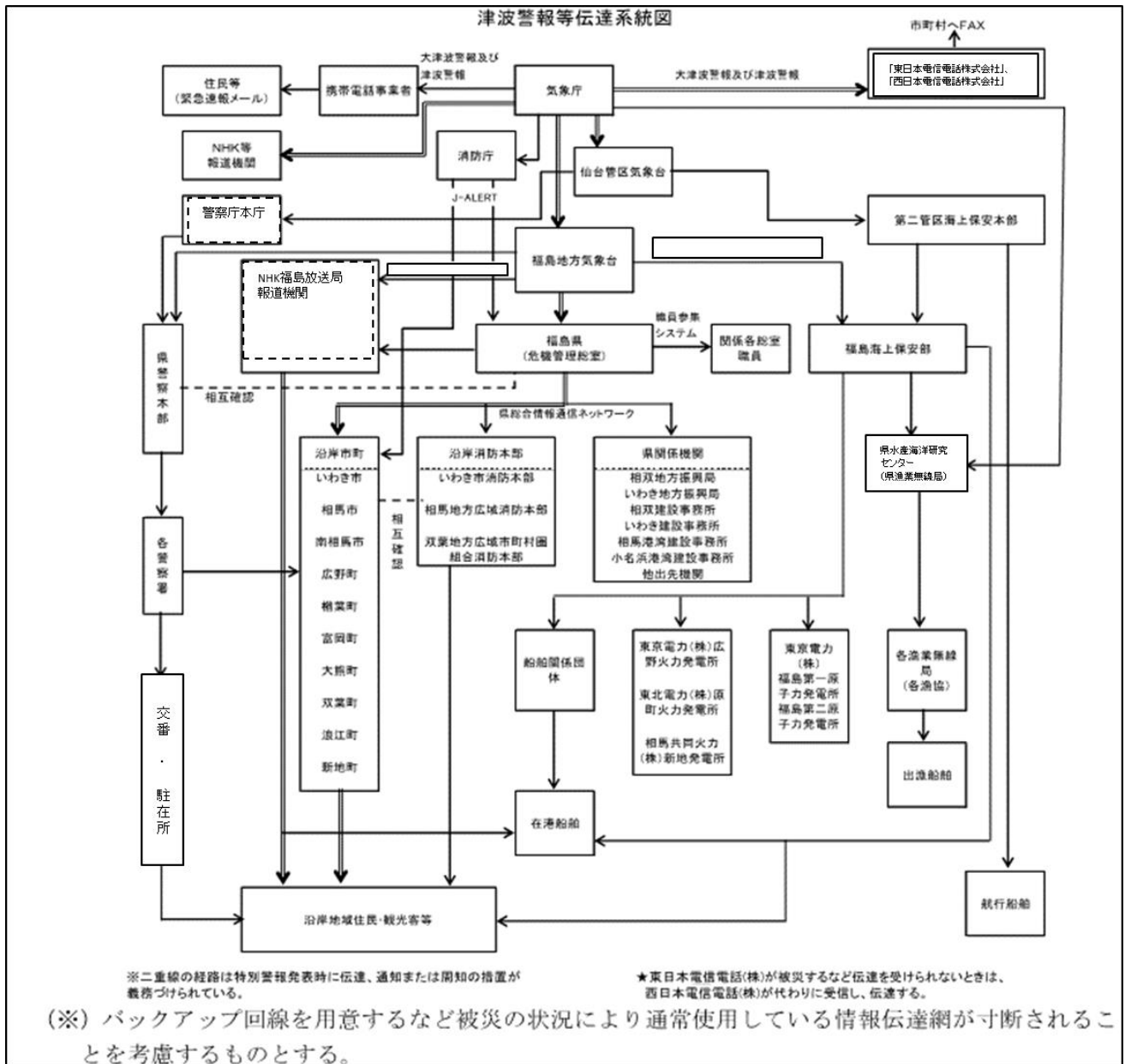
(7) 放送機関

放送機関は、福島地方気象台から津波警報等の情報を受けたときは、その情報を速やかに放送を行うように努める。

NHK福島放送局は、大津波警報（特別警報）及び津波警報の情報を受けたときは、その情報を直ちに放送する。

(8) 携帯電話事業者

携帯電話事業者は、気象庁から大津波警報及び津波警報を受理したときは、緊急速報メールにより市町エリアに配信する。



3 避難指示の発令

(1) 津波監視

市町は、津波注意報が発表されたときは、消防機関と協力をして、直ちに津波監視を行う。津波監視を行う場合は、監視に従事する者の安全確保に十分な配慮を行う。

また、大津波警報及び津波警報が発表された場合は、津波監視よりも、海浜にある者や沿岸住民への津波警報等の広報、伝達並びに避難指示の発令を最優先に行う。

(2) 津波の自衛措置

近海で地震が発生した場合、津波警報等の発表以前であっても、津波が来襲するおそれがあるため、強い揺れ（概ね震度4程度以上）を感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、市町は、消防機関、水防団、警察官及び自主防災組織等と協力し、

海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、急いで高台等安全な場所に避難するよう指示をする。

(3) 避難の指示

市町は、津波災害から人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、必要があると認められるときは、地域住民等に対して避難指示を行う。どのような津波であれ、危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから、基本的には「避難指示」のみを発令する。

津波に関する避難指示を判断する情報としては大津波警報、津波警報、津波注意報がある。

ア 津波監視により異常を認めた場合は、避難対象地域にある者に対し、速やかに避難指示を発令する。

イ 津波注意報が発表された場合は、海浜にある者に対し、直ちに海浜から退避するよう避難指示を発令する。

ウ 大津波警報及び津波警報が発表された場合は、避難対象地域及び周辺の沿岸沿いにある者に対し、直ちに避難指示を発令し、その周知徹底を図る。

特に、大津波警報が発表されたときは、避難対象地域を越えて津波被害が発生するおそれがあるため、避難対象地域周辺の地域に対しても避難指示を発令する。

また、海岸部に近い社会福祉施設や要支援者に避難指示を発令する場合は、自主防災組織等の付近住民や当該施設管理者と連携を図りながら避難誘導を行う。

エ 通信機材の支障や停電等により津波警報等が確認できない場合でも、地震の規模や状況から津波発生の恐れがあると判断した場合は、住民に対し、避難指示を発令し、その周知徹底を図る。

オ 津波の河川遡上のおそれがあるときは、水門の操作管理者等とともに水門の操作を行い、また、付近住民の避難指示を発令する。

(4) 避難指示の判断基準の策定

市町は、「避難情報に関するガイドライン」（内閣府防災担当）の設定例を踏まえ、避難指示の判断基準を策定するものとする。

(5) 指定行政機関等による助言

市町は、上記の判断基準を策定する場合、指定行政機関、指定地方行政機関又は県（河川港湾班）に対し助言を求めることができる。この場合、助言を求められた指定行政機関、指定地方公共機関又は県は、その所掌事務に関して必要な助言を行う。

津波災害に関する避難指示の判断基準を策定する場合、及び津波災害に関する避難指示を発令する場合に、主に助言を求める機関は、福島地方気象台、河川・海岸・港湾管理者（県河川港湾総室、各建設事務所等）となる。

(6) 県への報告

市町が避難指示を発令した場合には、直ちに県（危機管理総室、災害対策本部情報班）に報告する。

(7) 県による避難指示

地震や津波により、市町が被災しその全部又は一部の事務を行うことができなくなった場合は、県（危機管理総室、災害対策本部総括班）が避難の指示を行う。

4 住民等への伝達

(1) 市町の措置

市町は、津波警報等や避難指示の伝達にあたっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、市町村防災行政無線（戸別受信機含む）、

広報車、津波フラッグ、ホームページ、ソーシャルネットワークサービス、携帯電話への緊急速報メール、テレビ、ラジオ及びコミュニティFM等を活用し、あらゆる手段を用いて住民等へ伝達するよう努める。

津波警報等が発表された場合は、直ちに住民等に伝達するものとする。

また、伝達に当たっては、消防機関、水防団、警察官及び自主防災組織等の協力を得て行う。

(2) 警察官の措置

警察官は、津波警報等が発表された場合又は津波のおそれがある場合において、市町長が避難の指示をすることができないと認めるとき、市町長から要求があったとき又は危険が切迫していると警察官自ら認めるときは、沿岸住民、海浜利用者等に対して避難の指示を行う。

警察官は、避難の指示をしたときは、直ちにその旨を市町長に通知を行う。

(3) 海上保安官の措置

海上保安官は、津波警報等が発表された場合又は津波のおそれがある場合は、巡視船艇、航空機を巡回させ、磯釣り客、港湾工事関係者、海浜利用者等に対して避難の指示を行う。

海上保安官は、避難の指示をしたときは、直ちにその旨を市町長に通知を行う。

(4) 県の措置

県（危機管理総室、災害対策本部総括班）は、大津波警報及び津波警報が発表された場合は、緊急速報メールやソーシャルネットワークサービスを利用して市町の住民等に周知するとともに、放送事業者への情報提供により市町が行う避難指示の伝達を援助する。

第3 住民等の避難誘導、交通等の確保

1 住民等の避難誘導

(1) 市町の措置

市町は、消防職員、水防団員、警察官、市町職員など避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮しつつ、避難の広報や避難誘導、避難行動要支援者の避難支援等を行うものとする。

市町や防災関係機関は、避難誘導や防災対応にあたる者の二次災害を防止し、安全を確保するため、ライフジャケットの着用や無線等通信手段の携行に努めるとともに、避難誘導活動に係るガイドラインを作成する。

特に、避難広報は安全を確保できる高台で行うことや、水門閉鎖や避難誘導の業務は津波到達予想時刻前に終了し安全な場所に退避すること、避難誘導や防災対応にあたる者の待避とともに住民の避難が完了していることが必要であること等について、事前に住民等に周知するものとする。

また、大津波が発生した場合には、河川の遡上による被害が発生することもあるので、河川沿いに避難することの危険性についても周知を図る。

(2) 県の措置

県（危機管理総室、災害対策本部避難支援班）は、市町が行う避難対策について、全体の状況把握に努め、必要な連絡調整及び支援を行う。

(3) 避難行動要支援者の避難

市町は、避難行動要支援者の避難について「第3章第25節 要配慮者対策」に定めるところにより、避難行動要支援者名簿や個別避難計画に基づき、避難誘導等を実施するとともに、高齢者、児童、傷病者、障がい者等の要配慮者に対する支援や外国人、出張者及び旅行者等に対する誘導など、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ適切な対応を実施する。

なお、避難行動要支援者の避難支援を行う避難支援等関係者も、自らの安全確保を前提として避難支援を行うものとする。

(4) 福島海上保安部の措置

福島海上保安部は、津波による危険が予想される海域に係る港及び沿岸付近にある船舶に対し、港外、沖合等安全な海域への避難について指導を行う。

2 住民等がとるべき避難行動

(1) 自主的な避難

住民は、津波が予想される地震が発生した場合又は津波警報等が発表された場合、市町等からの避難指示や避難誘導を待つことなく、津波避難計画に基づき指定された指定緊急避難場所に、自ら速やかに避難を行う。

(2) 徒歩避難の原則

地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。このため、県（危機管理総室）や市町は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努めるものとする。

ただし、地域において、津波到達時間、指定緊急避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、市町は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。

市町は、自動車による避難体制の検討に当たっては、警察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図るものとする。

3 道路交通の確保

警察本部は、津波浸水のおそれがあるところでの交通規制及び避難路についての交通規制の内容を、広域的な整合性に配慮しつつ、あらかじめ計画し周知するものとする。

道路管理者は、情報板などにより津波発生に関する情報や、地震被害による通行規制情報の提供に努めるとともに、避難場所へのアクセス道路等について、災害を防除するための必要な措置を講ずるものとする。

4 その他交通の確保

(1) 海上

福島海上保安部及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するための必要に応じた船舶交通の制限、漂流物発生対策等の措置を講ずるとともに、津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置を講じるものとする。

(2) 鉄道

走行路線に津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合、津波の来襲や津波来襲後の漂流物により運行に支障が生じた場合等における運行の停止、その他運行上の措置及び漂流物発生対策等の措置を講ずるものとする。

(3) 乗客等の避難誘導

駅、港湾のターミナル等の施設管理者は、市町が定める津波避難計画との整合性を図りながら、船舶、列車等の乗客や駅、港湾のターミナル等に滞在する者の避難誘導計画を定めるものとする。

なお、計画は避難路の凍結等により避難が困難となることにも配慮したものであること。

第4 関係機関の措置及び応急対策

1 被害状況等の収集・報告

津波災害による被害状況の収集・報告については、「第3章第3節第2」に定めるところによる。

2 消防機関等の活動

(1) 市町は、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定め、実施するものとする。

- ア 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- イ 津波からの避難誘導
- ウ 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
- エ 救助・救急
- オ 緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保等

(2) 県（危機管理総室）は、市町の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、緊急消防援助隊等の活動拠点の確保に係る調整、消火薬剤、水防資機材等、県が保有する物資・資機材の点検、配備及び流通在庫の把握等の措置をとるものとする。

(3) 施設管理者等は、地震や津波が発生した場合は、次のような措置をとるものとする。

- ア 所管区域内の監視、警戒
- イ 水門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置
- ウ 資機材の点検、整備、配備

3 県の応急対策

(1) 施設の緊急点検・巡視

県（各施設管理者）は、必要に応じて、通信施設、水門等の津波防災施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努めるものとする。

(2) 二次災害の防止

県（各施設管理者）は、地震や津波による危険物施設等における二次災害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置を関係機関と相互に連携して実施する。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、市町へ指示するものとする。

なお、県（建築総室）は、市町が二次災害防止のために実施する被災建築物応急危険度判定活動を支援する。

(3) 工事中の建築等に対する措置

地震や津波が発生した場合は、工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断するようあらかじめ定めるものとする。

(4) 内水処理の対応

津波等により浸入した水の排除等が必要となった場合、水防法第32条に基づき、国が特定緊急水防活動を行うことができるとしており、人命救助等を迅速に行えるよう県（河川港湾班）は水防管理者（市町長等）や国と連携して取り組む。

4 その他防災関係機関の応急対策

(1) 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備

防災関係機関は、津波が発生した場合において、福島県地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検及び配備等の準備を行うものとし、具体的な措置内容は、機関ごとに別に定めるものとする。

(2) 公共インフラ関係

ア 水道

水道事業の管理者等については、津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を実施するものとする。

イ 電気

電気事業の管理者等については、津波からの円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給や早期復旧のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとする。

ウ ガス

ガス事業の管理者等については、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を行うものとする。

エ 通信

電気通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するよう、必要な通信を確保するため、電源の確保・地震発生後の輻輳時の対策等の措置を行うものとする。

オ 放送

(ア) 放送事業者は、放送が居住者等及び観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達のために不可欠なものであることから、地震発生時には津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。

(イ) 放送事業者は、各計画主体と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波警報等、防災関係機関や居住者等及び観光客等が津波からの円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。

(ウ) 発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道できるようあらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被害防止措置を講ずるものとする。

5 津波災害廃棄物等の処理

津波被害の被災地においては、損壊家屋を始めとする大量の災害廃棄物や津波堆積物が発生することから、迅速かつ適正な処分を行うため、広域処理と廃棄物の種類毎の処分方法について検討する必要がある。

(1) 災害廃棄物処理計画の策定

市町は、事前に策定した災害廃棄物処理計画に基づき、必要に応じて災害廃棄物の広域処理を含めた災害廃棄物の処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行うものとする。また、焼却施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用できる施設整備を図ることとする。

県（環境保全総室）は、市町の災害廃棄物処理計画の策定に当たっては、助言及び技術的な支援を行うものとする。

(2) 災害廃棄物処理に係る留意事項

市町は、災害廃棄物処理に当たっては、可能な限り分別収集を行うことにより、リサイクル率の向上と処理時間及び費用の削減に努めることとする。

また、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行うとともに、環境汚染の未然防止及び住民、作業員の健康被害防止のため、適切な措置等を講ずるものとする。

県（環境保全総室）及び国（環境省）は、迅速かつ適正な災害廃棄物処理に向け必要な支援を

行う。

第4節 津波災害復旧・復興

第1 津波防災まちづくり

東日本大震災からの復興では、県及び市町は、津波による被害を受けた被災地について、津波に強いまちづくりを図る観点から、住民等の参加の下、高台移転も含めた総合的な市街地の再整備を実施しており、再び津波被害があった際には、それまで実施してきた津波防災まちづくりについても津波被害の状況に応じて適切に見直しを行うものとする。その際、時間の経過とともに被災地域への再移転が行われないよう、土地利用制限や建築制限等についても見直しを行うものとする。

県（都市総室）及び市町は、防災まちづくりに当たっては、必要に応じ、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画の策定や、できるだけ短時間で避難が可能となるよう緊急避難場所（津波避難ビル等を含む）、避難路・避難階段等の避難関連施設を都市計画と連携して計画的に整備すること等を基本的な目標とするものとする。この際、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等については、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し、理解と協力を得るように努めるものとする。

第2 その他復旧、復興のため措置

津波災害からの施設の復旧や被災者への支援、生活再建及び産業の再建については、「第4章 災害復旧計画」の各節により実施するものとする。

なお、津波災害は、沿岸部の農林漁業者に対して壊滅的な被害をもたらす場合があることから、農地の塩害対策、漁場及び水産業の一体的復旧等に十分留意するものとする。